

# 刑法総論に関する裁判例資料

— 刑法の諸原則，行為，不作為，因果関係 —

中 村 秀 次

本資料は、刑法の諸原則のうち、罪刑法定主義、法益保護の原則及び刑法の解釈原理など、そして、行為、不作為及び因果関係に関すると思われる裁判例を取り上げており、一般的に教育、研究の資料として参考に供されることを意図している。判示事項、事実関係の概要、判決要旨（決定要旨）、判決理由（決定理由）の項目に分けて、適宜取捨するなどして配列したものである。単純な資料であり、本体部分に解説などは特に付していない。一部、関連性に疑問のあるものもあるが、そのまま収録してある。

本資料に掲げた裁判例は、おおむね平成20年4月までに公刊された判例集その他に登載されたものによっている。その際、主要なものについては、以下の略語によっている。なお、大審院判例を原文のまま抜粋した箇所は、カタカナをひらがなに変え、適当に句読点を入れるなどした。

大判明42. 5. 21刑録15-622 明治42年5月21日大審院判決，大審院刑事判決録15輯622頁

最決平8. 3. 26刑集50-4-460 平成8年3月26日最高裁判所決定，最高裁判所刑事判例集50巻4号460頁

東京高判昭28. 7. 17高刑集6-7-902 昭和28年7月17日東京高等裁判所判決，高等裁判所刑事判例集6巻7号902頁

最大判 最高裁判所大法廷判決

刑録 大審院刑事判決録

刑集 大審院刑事判例集，最高裁判所刑事判例集

高刑集 高等裁判所刑事判例集

特報 高等裁判所刑事裁判特報，高等裁判所刑事判決特報

下刑集 下級裁判所刑事判例集

月報 刑事裁判月報

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

研修 研修（法総研）

## (一) 罪刑法定主義，法益保護原則，刑法の解釈原理

### (1) 大審院

#### 1. 大判明36. 5. 21刑録9-874【電気窃盗事件】

【事項】刑法の解釈；物の意義【事実】Aは，無断で外部から電線を引いて自己の居宅内で使用した。第1審，窃盗罪。原審，無罪。当審，窃盗罪。【判旨】電流を不法に奪取して之を自己の所持内に置きたる者は他人の財物を窃取したるものとす。【理由】所持の可能なるが為めには五官の作用に依りて認識し得べき形而下の物たるを以て足れりとし有体物たることを必要とせず。何となれば此種の物にして独立の存在を有し人力を以て任意に支配せられ得べき特性を有するに於いては之を所持し其所持を継続し移転することを得べければなり。約言すれば，可動性及び管理可能性の有無を以て窃盗罪の目的たることを得べき物と否らざる物とを区別するの唯一の標準となすべきものとす。而して電流は有体物にあらざるも五官の作用に依りて其存在を認識することを得べきものにして，之を容器に収容して独立の存在を有せしむることを得るは勿論，容器に蓄積して之を所持し一の場所より他の場所に移転する等人力を以て任意に支配することを得べく，可動性と管理可能性とを併有するを以て，優に窃盗罪の成立に必要な窃取の要件を充たすことを得べし。

#### 2. 大判明42. 4. 16刑録15-452【眞野飲食店事件】

【事項】刑法の解釈；物の損壊の意義【事実】Aは甲所有の徳利1本鋤焼鍋1個に放尿した。器物損壊罪。棄却。【判旨】刑法261条に所謂損壊とは，ただに物質的に器物その物の形態を変更又は滅尽せしむる場合のみならず，事実上若しくは感情上その物をして再び本来の目的の用に供し能はざる状態に至らしめたる場合をも包含するものとす。

#### 3. 大判明43. 10. 11刑録16-1620【一厘事件】

【事項】法益保護原則；零細な反法行為の取扱【事実】旧煙草専売法は，煙草耕作者が栽培した煙草の葉をすべて政府に納入すべきことを規定していたところ，煙草耕作者Aは，自ら栽培した葉タバコ7分を手刻みとして自己消費した。原審，煙草専売法違反罪。破棄無罪。【判旨】零細なる反法行為は，犯人に危険性ありと認むべき特殊の状況の下に決行せられたるものにあらざる限り，共同生活上の観念に於て刑罰の制裁を加ふべき法益の侵害と認めざる以上は，犯罪を構成することなし。【理由】抑も刑罰法は共同生活の条件を規定したる法規にして国家の秩序を維持するを以て唯一の目的とす。果して然らば之を解釈するに当たりても亦主として其の国に於いて発現せる共同生活上の観念を照準とすべく，単に物理学上の観念のみに依ることを得ず。而して，故に共同生活に危害を及ぼさざる零細なる不法行為を不問に付するは，犯罪の検挙に関する問題

にあらずして刑罰法の解釈に関する問題に属し、之を問はざるを以て立法の精神に適し解釈法の原理に合するものとす。

#### 4. 大判明44. 2. 27刑録17-197【前橋鯉魚事件】

【事項】刑法の解釈；物の傷害の意義【事実】Aは、他人の養魚池1号及び2号池の各排水口に敷設してある水門の板及び鉄製格子戸を取り外し、鯉魚合計2855尾を流失せしめた。動物傷害罪。棄却。【判旨】他人の養魚池に敷設しある水門の板及び格子戸を取り外し鯉魚を流出せしめたる所為は、刑法261条に所謂物の傷害に該当す。

#### 5. 大判明45. 5. 6刑録18-567【月谷川事件】

【事項】刑法と慣習；慣行による流水使用权の取得と水利権【事実】甲は、水田を買い受け、水田内の月谷川の流水をせき止め土管によって官有水路に引き入れ、その結果、乙が40年前から慣習上、該流水を利用して水車に使用してきたのを妨げた。水利妨害罪。棄却。【判旨】多年河川の流水を田地に灌漑し水車に利用する等の慣行あるときは、其の使用者に流水使用の権利を生ずることは、古来我が国の慣習上認め来りたる所なりとす。

#### 6. 大判大元. 11. 25刑録18-1421【佐世保一塊事件】

【事項】法益保護原則；石塊の領得と財物性【事実】Aは、県道修理中、それに利用するため、甲所有の畑地石垣付近にあった同人所有の石1個（価格2銭位）を領得した。窃盗罪。棄却。

【判旨】一塊の石と雖も苟も他人の所有に属する以上は、其経済的価値の如何を問わず刑法に所謂財物として法の保護する目的たることを失わず。故に之を奪取したる行為は当然窃盗罪を以て論ずべきものとす。

#### 7. 大判大10. 3. 7刑録27-158【不吉事件】

【事項】刑法の解釈；物の損壊の概念【事実】Aは、貸座敷業甲方2階座敷の床に掛けてあった鯛と蝦を描いた幅物に不吉という字を墨書した。器物損壊罪。棄却。【判旨】刑法261条に所謂損壊とは、物質的に器物其の物の形体を変更又は滅尽せしむる場合のみならず、事実上若しくは感情上器物を其の用方に従い使用すること能はざる状態に至らしめたる場合を包含するものと解するを相当とす。

#### 8. 大判大15. 6. 19刑集5-267【創世記事件】

【事項】刑法の解釈；刑法175条にいわゆる陳列と活動写真の映写【事実】Aは、大正14年9月29日午後11時頃、大阪難波新地の料理店明月楼2階客席広間において、甲外約30名の観覧する場所において、創世記と題する猥褻の活動写真映画を公然映写した。猥褻物公然陳列罪。棄却。【判旨】猥褻の活動写真映画を公然映写したるときは、猥褻の図画を公然陳列したるものに該当す。

#### 9. 大判昭4. 6. 3刑集8-302【旭村新堀事件】

【事項】刑法と慣習；流水使用权と水利妨害罪【事実】旭村在甲らは、各所有耕作していた水田約3町歩の灌漑用水として、同村街道に沿って流れる新堀から、A所有の畑地内を流下する水路

## 【資料】

により20年以上引き続き流水を使用してきたものであるところ、Aは、甲の父乙に対し宿怨を抱いていたため大正15年4月18日所有地内畑地の箇所にあった該水路をB、Cの両名に命じて土砂をもって埋没閉塞させた。水利妨害罪。棄却。【判旨】公共の水路より1私人の所有地を通過して流下する水を下流に於いて慣習上使用する権利を有する者ある場合に、上流地所有者が故意に水路を壅塞して流水使用の途を杜絶したるときは、水利妨害罪を構成す。

### 10. 大判昭4. 10. 14刑集8-477【全農組谷口事件】

【事項】刑法の解釈；屋敷地の掘り起しと物の損壊【事実】Aら29名は、小作農地返還につき権利金の取得を期すため、返還畑地である他人の屋敷地を掘り起こして再び畑地と為し畝を作り耕作物を植え付けるなどした。(共同)器物損壊罪。棄却。【判旨】他人の屋敷地を掘起して畑地と為し、畝を作り耕作物を植付くる行為は刑法261条の犯罪を構成す。【理由】該行為は敷地を損壊するものなるや勿論にして、家屋敷地が刑法261条に所謂前3条に記載したる以外の物なることを俟たず。

### 11. 大判昭6. 12. 21刑集10-803【電話処方事件】

【事項】刑法の解釈(類推解釈)；処方箋と電話処方【事実】薬剤師Aは、医師甲より処方箋に依らず電話で自己の隣家乙の為に調剤して交付してもらいたいとの委嘱を受け、その都度之に応じて薬品を調剤し乙に交付した。薬剤師法違反罪。破棄無罪。【判旨】電話に依る医師の処方と雖も、急速を要する場合に於いて過誤を避くる為め必要にして且つ十分なる注意に依り確実性を保障するに必要な条件を具備するときは、之を処方箋と同一視するを妨げず。【理由】本件の如き事情の存する場合に在りては、医師の処方箋に依りて調剤したるものと之を同一視するを以て社会通念上及び人情道義上妥当なりとすべきのみならず、叙上の如き条件の下に於て此の類推解釈を為すも毫も叙上立法の精神に抵触する虞あることなきが故に、徒に文句の末に拘泥して此の解釈を排斥するは正当に非ず。

### 12. 大判昭7. 4. 11刑集11-337【萩村水田事件】

【事項】刑法と慣習；水利妨害罪と引水の権利【事実】Aは、萩村に水田を所有し、その下方に甲が水田を所有し、その次に乙所有の水田があり、又、その次に丙の水田があり、各水田地の北端にこれに沿って灌漑用の小溝があり、甲、乙、丙は何れも契約上、該溝から各その所有田地に耕作のために引水する権利を有していたところ、Aは、予て甲及び丙に対し含むところがあり、その鬱憤を晴らすため、昭和6年5月上旬より6月下旬に3回にわたり棒杭等及び石をもって溝及び取入口を閉塞し、甲らの田の灌漑を妨げ、稲の植付を不能ならしめた。水利妨害罪。棄却。【判旨】自己所有の田地を通ずる小溝により灌漑を受くる下段の田地ある場合、其の水取入口を閉塞する行為が水利妨害罪を構成するには、下段田地の所有者に於いて契約上又は慣習上引水の権利を有することを要す。

## 13. 大判昭8. 6. 5刑集12-736【利府村事件】

【事項】刑法の解釈；人の飲料に供する浄水の意義【事実】Aは、甲方炊事用水壺内に硫酸ニコチンを投入し、飲用者に傷害を与えた。浄水毒物混入致傷罪。棄却。【判旨】炊事に供せらるる水壺内の飲料水は刑法に所謂飲料浄水に該当す。【理由】此等の場合に在りては孰れも多数人の健康に危害を及ぼすの虞あればなり。

## 14. 大判昭9. 6. 21刑集13-843【鉤釣事件】

【事項】刑法の解釈；北海道漁業取締規則35条1項9号所定の鉤の意義【事実】事件当時、北海道漁業取締規則35条1項9号は保護区域において鉤による水産動物の採捕を禁止していた。Aは、釣り糸に大きき約2寸5分の釣り針を5, 6寸置きに1本宛て計5本を取り付け、且つその両端に鉛錘を結び付けたものを釣り糸に結び付け、これを約2間の車竿で、鮭の群居する箇所に入れて手元にしゃくり寄せるなどの方法により鮭の胴体にその釣り針を引っかけて、鮭1尾を採捕した。該規則違反の罪。棄却。【判旨】当該鉤とは本来の鉤は勿論他の器具と雖も之を鉤として使用したる場合をも包含す。【理由】蓋し、釣とは餌料又は之に疑似のものを用ひ生物を漁具に誘致し主として口腔に漁具をかからしめ又は生物自体が運動して其の体の一部を漁具にかからしめて漁獲せらるるを謂ひ、鉤とは釣の受動的なるに反し能動的に生物に漁具を引かけて漁獲するを謂ふものなればなり。

## 15. 大判昭9. 11. 17刑集13-1577【琵琶湖山鳥事件】

【事項】刑法の解釈；銃猟禁止区域の意義と明治33年滋賀県令18号の法意【事実】Aは、銃猟禁止区域である琵琶湖水面より湖岸に向け銃を発射して、山鳥3羽を捕獲した。狩猟法違反（銃猟禁止区域銃猟）罪。棄却。【判旨】該法令の銃猟禁止区域に於いて銃器を使用して狩猟行為を為したるときは、仮令狩猟の目的物が湖岸に棲息する陸鳥に在りたるときと雖も同禁令の範囲外なりと云ふを得ざるものとす。【理由】禁止区域に於いて銃器を使用して狩猟行為を為すことは法の禁止するところなるのみならず、苟も其の禁止区域に於いて銃猟を為すに於いては其の目的が水禽の捕獲にあると否とを問はず又湖岸に棲息する陸鳥の射獲に存するとを論ぜず、均しく県令に於いて保護の対象と為したる湖上に於ける水禽生育乃至湖上の風致美化等に害を及ぼすべきこと勿論にして、法はこれらの取締の為に制定せられたるもの…。

## 16. 大判昭13. 7. 28刑集17-614【狸鼬毛皮事件】

【事項】刑法の解釈；狩猟法にいわゆる鳥獣の意義【事実】Aは、昭和12年12月頃から翌年2月8日頃までの間、前後十数回に亙り、B外6名より狸4疋同毛皮1枚、牡鼬の毛皮150余枚を同人らが狩猟法に違反して捕獲し解体したものと知りつつ代金合計500円で買い受け引き渡しを受けた。狩猟法違反の罪。棄却。【判旨】狩猟法令に違反して捕獲したる鳥獣を解体して毛皮と為したるときと雖も狩猟法20条を適用すべきものとす。【理由】狩猟法20条が狩猟法令に違反して捕獲したる鳥獣の授受を禁ずるの趣旨は、本来鳥獣の保護繁殖の爲め捕獲を禁ずる法意の延長なる

## 【資料】

を以て、之を解体して毛皮となしたればとて是が解釈を異にすべきにあらず。固より通俗の概念に於いては毛皮を目して直ちに鳥獣と云ふべきにあらずと雖も、斯かる解釈を推及するときは捕獲して死したる鳥獣も亦厳格なる意味に於いては鳥獣と解すべきにあらずとなすに至り禁令の趣旨を没却すべきを以て、毛皮を以て法律上鳥獣なりと解するも不可なりとせず。

### 17. 大判昭15. 8. 22刑集19-540【中勢鉄道ガソリンカー事件】

【事項】刑法の解釈；刑法129条にいう汽車の意義とガソリンカー【事実】鉄道会社乗務機関手Aは、昭和14年11月1日、定員50人乗大型半鋼製ボギー式ガソリンカーに機関手として乗務し乗客90余名を満載し、約6分の遅発を回復しようとしてカーブで速度過剰の過失によりガソリンカーを転覆せしめ、冷却器その他を破壊した上、乗客2名を死亡させ、80余名に重軽傷を負わせた。業務上過失致死傷罪、業務上過失列車転覆破壊罪（観念的競合）。棄却。【判旨】刑法129条の汽車なる用語はガソリンカーをも包含するものとす。【理由】蓋し刑法124条乃至129条の規定を設けたる所以のものは、交通機関に依る交通往來の安全を維持するが為め之が妨害と為るべき行為を禁じ、以て危害の発生を防止せんとするに在ること勿論なれば、汽車のみを該犯罪の客体と為し汽車代用の「ガソリンカー」を除外する理由なきのみならず、右両者は単に其の動力の種類を異にする点に於て主なる差異あるに過ぎずして、共に鉄道線路上を運転し多数の貨客を迅速安全且つ容易に運輸する陸上交通機関なる点に於て全然其の性質を一にし…。

### 18. 大判昭18. 12. 28刑集22-323【養老県道事件】

【事項】刑法の解釈；狩猟法11条に所謂公道に於ける捕獲の意義【事実】Aは公道を隔てた屋根上の山鳩に猟銃を発射し命中させた。狩猟法違反罪。棄却。【判旨】①狩猟法11条に所謂捕獲とは、鳥獣を自己の実力支配内に入れむとする一切の方法を行ふことを謂ひ、実際鳥獣を実力支配内に入れ得たるや否は之を問はざるものとす。②公道の此方より公道の彼方に在る鳥獣に向ひ銃を発射し、銃丸をして公道の上空公衆の平穩静謐なる交通に必要なりと認めらるる範囲内を通過せしめたるときは、狩猟法11条に所謂公道に於て鳥獣捕獲の行為を為したるものとす。【理由】斯かる方法を行ふに於ては、鳥獣に付実力支配を獲得したると否とに關せず、当該場所の平穩静謐を破壊すべき虞あるが故なり。

## (2) 最高裁

### 1. 最大判昭23. 6. 30刑集2-777【宇賀志村事件】

【事項】罪刑の均衡；憲法36条の「残虐な刑罰」の意義と選挙買収犯に対する実刑判決の残虐性

【事実】村会議員選挙立候補者Aが、票の取りまとめを依頼した行為に対して、原審は懲役3月の実刑を言い渡した。村会議員選挙罰則違反罪。実刑は残虐刑にあたるとして上告。棄却。【判旨】憲法36条の「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、事実審の裁判所が、普通の刑を法律において許された範囲内で量定した

場合において、それが被告人の側からみて過重の刑であるとしても、直ちにこれを「残虐な刑罰」ということはできない。

## 2. 最大判昭25. 2. 1刑集4-2-73【吉祥寺食管法事件】

【事項】法律主義；刑罰規定と政令への委任【事実】Aは、昭和21年2月より7月頃迄の間、前後13回にわたり指定以外の者であるBらに白米を販売した。食糧管理法違反罪。弁護人は、食糧管理法は、犯罪の構成要件の決定を国会の議を経ない命令に委任しているから違憲であると主張した。棄却。【判旨】刑罰規定は、特に法律の委任がある場合、政令でこれを定めることができる。【理由】憲法73条6号但書においては、内閣の制定する「政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない」と規定しているのであって、これを裏から云えば、特に法律の委任がある場合においては、政令で罰則を設けることができると及び法律は罰則を設けることを政令に委任することができることの趣旨を表明している。

## 3. 最判昭27. 5. 13刑集6-5-744【天神丸事件】

【事項】法律主義；法律の具体的委任による委任命令は「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」の規定により失効するか。【事実】Aらは、朝鮮へ種々の品物や金銀地金等を密輸出しようと共謀し、昭和22年2月25日、所轄税関の輸出の免許を受けずに品物を船に積載し、大蔵大臣の輸出の許可を受けずに金銀地金銀貨を船に積載しつつあった。昭和21年勅令277号違反及び外国為替管理法違反罪（観念的競合）。棄却。【判旨】法律の具体的委任による委任命令は該法律の規定により失効しない。

## 4. 最大判昭27. 12. 24刑集6-11-1346【巖原事件】

【事項】法律主義；銃砲火薬類取締法施行規則違反と具体的委任の必要性；具体的委任規定なく失効したとされる事例【事実】Aは、資格なく、昭和21年7月上旬頃、自宅で氏名不詳の者から預かった爆薬420数本及び導火線のうち爆薬250本を除く外、同人から贈与を受けて以後数回にこれを処分し、翌22年1月中旬頃その残品として爆薬17本及び導火線63尺を自宅で不法に所持していた。同規則違反罪。破棄免訴。【判旨】銃砲火薬類取締法施行規則45条の規定は、昭和22年法律72号「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」1条により、昭和23年1月1日以降は国法としての効力を失ったものである。【理由】憲法73条6号によれば、法律の規定を実施するために政令を制定する内閣の権限を認めると共に、「政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない」と定めている。別の言葉でいえば、実施さるべき基本の法律において特に具体的な委任がない限り、その実施のための政令においては罰則を設けることを得ないのである。（反対意見1，補足意見2がある。）

## 5. 最決昭29. 6. 17刑集8-6-881【宗檜村役場事件】

【事項】構成要件の明確性；軽犯罪法1条31号にいう「悪戯」の意義【事実】Aは、昭和27年11月10日、村役場で、同役場吏員税務係甲に対し同村民税昭和27年度徴収簿を同役場で閲覧する旨

## 【資料】

申し向け、同人より前記徴収簿2冊を借り受けしばし閲覧したが、そのまま之を同役場外に持ち出し、甲から返還方を要求されたが肯ぜず、同月15日迄返還しなかった。悪戯妨害罪、刑の免除。棄却。【決旨】軽犯罪法1条31号は、それ自体において犯罪の構成要件を明らかにしていると認められる。

### 6. 最判昭30. 3. 1刑集9-3-381【幟町小学校PTA事件】

【事項】刑法の解釈；人事院規則14-7（政治的行為）5項1号にいう「特定の候補者」には「立候補しようとする特定人」を含むか。（消極）【事実】国家公務員Aは、甲小学校PTA副会長として、同小学校復興につき、来るべき衆議院議員総選挙において立候補が期待される乙のために後援会を組織するため、信用金庫会議室に129名余を参集させ、接待饗応した。第1審、公職選挙法違反罪。原審、破棄、公職選挙法違反罪および国家公務員法違反罪（観念的競合）。破棄、公職選挙法違反罪。【判旨】昭和24年人事院規則14-7（政治的行為）第5項1号にいう「特定の候補者」とは、「法令の規定に基づく立候補届出または推薦届出により、候補者としての地位を有するに至った特定人」を指すものと解すべきであって、「立候補しようとする特定人」を含むものと解することは出来ない。【理由】けだし「特定の候補者」というのが「立候補しようとする特定人」を含むものと解することは、用語の普通の意義からいって無理であり、同規則の条項ないし他の法令との関係で、ぜひそのように解さなければならないような特段の根拠があるわけでもないのに「国家公務員法102条の精神に背反する」というような理由から刑罰法令につき類推拡張解釈をとることは、あきらかに不当といわなければならない。

### 7. 最判昭30. 7. 7刑集9-9-1816【泉佐野事件】

【事項】罪刑の均衡と憲法36条；明治38年法律66号1条の法定刑は刑法148条、149条の法定刑に比し著しく均衡を失するか。（消極）【事実】A、Bらは、流通させる目的をもって、昭和27年6月初め頃、B方において米国政府発行名義の10ドル紙幣約6400枚を偽造するなどした。第1審は、明治38年法律66号1条を適用せず、刑法149条を類推適用して懲役2年執行猶予5年とした。原審、破棄、法律66号適用。棄却。【判旨】明治38年法律66号第1条の法定刑は刑法148条、149条の法定刑に比し著しく均衡を失するものではない。【理由】現行刑法の法定刑は、無期の場合を除き長期においても短期においても幅広く定められたものであり、該法律66号の法定刑は、その中間において幅狭く定められたに過ぎないものである…から前者の短期が長いことの一事をとらえて、両者の法定刑が著しく均衡を失するものということとはできない。のみならず、法定刑の短期は、法条の適用上必ずしもこれに拘束されるものではなく、事案に比し重いと認められるときは酌量減輕の方法によりこれを減輕適用することができるものである。

### 8. 最判昭30. 11. 11刑集9-12-2420【多の郷村事件】

【事項】適正処罰；煙草専売法違反の所持行為とは認められない事例【事実】Aは、昭和25年11月1日、Bより闇煙草10本を10円で買い、そのうち5本を吸ったが、余りに辛いので後の5本を



そのまま自宅の台所の水屋の中に放置していたところ、Bらの事件の捜索で発見された。第1審、無罪。原審、煙草専売法違反（所持）罪。破棄無罪。【判旨】被告人の供述として、辛くて喫めないで捨てる気持で戸棚の中に放り込んであったものである旨の記載があり、被告人が煙草を事実上支配の意思をもって当該日時場所において所持していたものとは認めることができないときは、所持の公訴事実が証拠不十分であり無罪とされることを免れない。反対意見がある。

#### 9. 最大判昭30. 11. 30刑集9-12-2545【唐津警察署事件】

【事項】適正処罰；国家公務員法110条17号および地方公務員法61条4号の合憲性；怠業勧誘ビラの配付の可罰性【事実】Aらは、市警察署出入口付近において職員に対し怠業勧告ビラを配付した。原審、怠業そそのかし罪。この点、多数意見は棄却。【栗山補足意見】（本件の如き行為を）処罰し得るためには、被告人等の表現した言動全体が、怠業的行為の遂行という違法行為の現実に発生する危険が充分あるという客観的事情の下においてされたということが検察官によって証明されなければならない。従って、本文書の単なる文言だけから実害の危険性があると判断することは、証拠によらないで危険性の存在を推断する嫌いがあり、違法である。（本件ではその危険性がある。）

#### 10. 最判昭31. 4. 10刑集10-4-520【箕輪栗林事件】

【事項】構成要件の明確性；①昭和30年法律51号による改正前の銃砲刀剣類等所持取締令1条にいう「刀」「匕首」「剣」「やり」「なぎなた」の意義②その構成要件の明確性【事実】Aら5名は、昭和27年7月中旬頃、栗林内に所在する甲管理の番小屋内の鍵を壊して立ち入り、同月29日まで同小屋内において、引き続き刃渡り約15センチメートル余の短剣一挺を所持するなどした。原審、建造物侵入罪、銃砲刀剣類等所持取締令違反罪（併合罪）。破棄、銃砲刀剣類等所持取締令違反の点については無罪。【判旨】①昭和30年7月改正前の銃砲刀剣類等所持取締令1条にいう「刀」「匕首」「剣」「やり」「なぎなた」とは、社会通念上そのそれぞれの類型にあてはまる形態・実質ををそなえる刃物を指称するものと解すべきである。…たとえ刃渡りが15センチメートル以上であっても、該観念にあてはまらない刃物は、同令にいう「刀剣類」にあたるものということではできない。②該規定は構成要件が不明確とはいえない。

#### 11. 最大判昭31. 6. 27刑集10-6-921【天神山事件】

【事項】刑法の解釈；①爆発物取締罰則にいわゆる「爆発物」の意義②本件の火焰瓶は爆発物か。（消極）【事実】A、B両名は、共謀の上昭和27年6月24日、通称天神山において、他人の身体財産を害する目的で石油ベンジン発煙硫酸塩素酸加里ガラス瓶等を使用して通称火焰瓶4本を製造した。原審、無罪。棄却。【判旨】①爆発物取締罰則にいわゆる爆発物とは、理化学上の爆発現象を惹起するような不安定な平衡状態において、薬品その他の資材が結合せる物体であって、その爆発作用そのものによって公共の安全をみだし、または人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものをいう。②本件の火焰瓶は、爆発物取締罰則にいわゆる爆発物にあたらぬ。【理

## 【資料】

由】けだしこの罰則は爆発物に関する特別法として一般法たる刑法に対比し、互いに相似する犯罪行為を規定する場合にも著しく重い刑罰を定めている外、…著しく犯罪行為の範囲を拡大規定しているのであるが、それは一に爆発物とその爆発作用そのものによって説示するような破壊力を有する顕著な危険物たることに着目したために外ならないからである。もしそれ、本件火焰瓶の如きものが公共の安全をみだす危険物であり、これが製造及び行使等を特段に取締る必要があるとすれば、須らく特別な立法に俟つ外はないのであって、この事たるや罪刑法定主義の原則に照らし多言を要しないところである。

### 12. 最判昭31. 12. 11刑集10-1605【三友炭坑事件】

【事項】法益保護原則；いわゆるピケッティングが威力業務妨害罪に当たらない事例【事実】炭坑労働組合が同盟罷業中一部組合員が罷業から脱退して会社の石炭運搬業務に従事し石炭を積載した炭車を連結したガソリン車の運転を開始した際、組合婦人部長たるAは、右一部組合員の就業は経営者側との不純な動機に出たもので罷業を妨害する裏切行為であり、これにより罷業が目的を達成し得なくなると考え、既に多数婦人組合員等がガソリン車の前方線路上に立ち塞がり、座り込みまたは横臥してその進行を阻止していたところに参加して「ここを通るなら自分たちを轢き殺して通れ」と怒号して就業組合員等のガソリン車の運転を妨害した。第1審は、正当な争議行為として無罪。原審は、期待可能性がないとして無罪。棄却。【判旨】該行為は、いまだ違法に刑法234条にいう「威力を用い人の業務を妨害したる者」というに足りない。(原判決は、結局において正当である。)【垂水補足意見】該所為は同盟罷業中の組合員が同じ事業場の仲間組合員に対してしたものであり、かつ、被告人の軌道上に赴いてからの該所為は極めて短時間の間に行われたということができ、結局軽微のものとみられるからである。

### 13. 最決昭31. 12. 25刑集10-12-1711【小岩町事件】

【事項】絶対不定期刑禁止原則；無期懲役刑の合憲性【事実】昭和28年4月1日、A、Bは、甲の中華そば店に住み込み甲を手伝っていたが甲の仕打ちに憤慨するなどし、共謀して甲方店舗内において、甲を殺害し、同人所有の現金1万5千円位及び背広服その他衣類25点位を奪取し、その犯跡を隠蔽するため死体を鉄橋下迄運搬しその場にこれを放置した。強盗殺人罪、死体遺棄罪(併合罪)、無期懲役。棄却。【決旨】無期懲役刑は憲法13条、31条、36条に違反するものではない。【理由】憲法36条にいわゆる「残虐な刑罰」の意義については、判例がくりかえし示しているとおりであり、刑法に定める無期懲役刑は残虐な刑罰にあたらぬ。【上告趣意】絶対的不定期刑と無期懲役刑とは刑種、拘禁の場所、作業及び釈放の判定については全く同一であり…無期懲役刑はその本質絶対的不定期刑であるから、憲法31条に規定した罪刑法定主義に反する。

### 14. 最判昭32. 3. 28刑集11-3-1275【長沼温泉ホテル事件】

【事項】法益保護の原則；たばこ買置行為と社会的許容行為【事実】旅館業Aは、日本専売公社の指定した製造たばこの小売人でないのに、昭和27年8月18日頃宿泊客甲に対し製造たばこ光10



## 【資料】

認めている以上、地域によって差別を生ずることは当然に予想されるところである。【補足意見】売春取締に関する法制は、必ず法律によって全国一律に、統一的に規律しなければ憲法14条に反するとする所論も採るを得ない。すなわち、全国的に統一した法律の制定されていない時期においては、各地方公共団体が憲法94条、地方自治法に基づき各公共団体が売春取締に関する条例を制定すること自体は、何ら違憲ということとはできない。(ただ、各地方公共団体の制定した条例相互の内容の差異が、憲法14条に反する結果を生じたとき初めて違憲の問題が生ずるに過ぎない。)

### 17. 最大判昭34. 12. 16刑集13-13-3225【砂川事件】

【事項】適正処罰の原則；いわゆる日米刑事特別法の合憲性【事実】東京調達庁は、昭和32年7月8日午前5時15分頃からアメリカ合衆国空軍の使用する砂川町所在の立川飛行場内民有地の測量を開始したが、この測量に反対する砂川町基地拡張反対同盟員及びこれを支援する各種労組員、学生団体員等千余名の集団は早朝より飛行場北側境界柵外に集合して反対の氣勢をあげ、その中の一部の者により滑走路北端付近の境界柵は数十メートルに亘って破壊された。Aらは、同集団に参加していたものであるが、他の参加者300名位と共に、該破壊された箇所から米軍管理区域である立川飛行場内に深さ4.5メートルに亘って立ち入った。原審（東京地裁）は無罪。破棄差戻。

【判旨】原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法9条2項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の違憲審査権の範囲を逸脱し同条項および憲法前文の解釈を誤ったものであり、これを前提として本件刑事特別法2条を違憲無効としたことも失当である。【田中耕太郎補足意見】私は、かりに駐留が違憲であったにしても、刑事特別法2条自体がそれにかかわりなく存在を有し、有効であると考え。つまり駐留が合憲か違憲かについて争いがあるにしても、そしてそれが違憲であるとしても、とにかく駐留という事実が現に存在する以上は、その事実を尊重し、これに対し適当な保護の途を講ずることは、立法政策上十分是認できる。【原審判旨】合衆国軍隊の駐留が憲法9条2項前段に違反し許すべからざるものである以上、合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む刑事特別法2条の規定は、何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法31条に違反し無効なものといわなければならない。

### 18. 最大判昭35. 1. 27刑集14-1-33【H S式無熱高周波療法事件】

【事項】法益保護の原則；医業類似行為処罰と有害性【事実】Aは、法定の除外事由がないのにもかかわらず、昭和26年9月1日から同月4日迄の間前後4回にわたり業として甲外2名に対し、H S式無熱高周波療法と称する療法を1回百円の料金を徴して施した。あん摩師はり師きゅう師及び柔道整復師法違反罪、罰金千円。破棄差戻。【判旨】あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道

整復師法12条・14条が医業類似行為を業とすることを禁止処罰するのは、人の健康に害を及ぼす虞のある業務行為に限局する趣旨と解しなければならぬ。【理由】このような禁止処罰は公共の福祉上必要であるから前記法律12条、14条は憲法22条に反するものではない。…原判決は被告人の業とした本件HS式無熱高周波療法が人の健康に害を及ぼす虞があるか否かの点についてはなんら判示するところがなく、ただ被告人が本件HS式無熱高周波療法を業として行った事実だけで前記法律12条に違反したものと即断したことは、右法律の解釈を誤った違法があるか理由不備の違法がある。【反対意見要旨】本件のような場合に有害の虞れの有無の認定は不必要である。(差戻後有罪確定。)

19. 最判昭35. 7. 14刑集14-9-1139【小島燃糸事件】

【事項】刑法の解釈(勿論解釈)；違法な時間外労働等についても割増賃金不払罪が成立するか。(積極)【事実】小島燃糸株式会社の代表取締役社長Aは、法定の除外事由がないにもかかわらず、同会社工場において昭和31年6月1日より同年同月25日までの間、女子労働者甲外11名をして延べ約1175時間の時間外労働及び休日労働をさせながら、その超過労働に対し基本賃金の2割5分以上の割増賃金を完全に支払わなかった。原審、無罪。破棄、労働基準法違反罪。【判旨】労働基準法33条または36条所定の条件を充足していない違法な時間外労働ないしは休日労働に対しても、使用者は同法37条1項により割増賃金の支払義務があり、その義務を履行しないときは同法119条1号の罰則の適用を免れない。【理由】法はこの点明示するところがないが、適法な時間外労働等について割増賃金支払義務があるならば、違法な時間外労働等の場合には一層強い理由でその支払義務あるものと解すべきは事理の当然とすべきである。

20. 最判昭35. 12. 8刑集14-13-1818【平事件】

【事項】構成要件の明確性；刑法106条の騒乱罪につき「犯罪の構成要件は文義上明確」であるとした事例【事実】Aは、掲示板問題に端を発した、労働者等と警察署との交渉に当たり、2百ないし4百名の多衆の群衆が警察署におしかけ、暴行、脅迫、器物損壊等喧噪をきわめ、市内各所に群衆警備隊を配置し、検問するなどした際に、首魁として群衆を指導した。第1審、無罪。原審、破棄、騒擾罪、建造物侵入罪等。棄却。【判旨】刑法106条…の犯罪の構成要件とこれに対する法定刑とは厳格に規定され、ことに犯罪の構成要件は文義上明確であり、かつ、裁判官は、同法条と同条につき従来なされた多数の判例とに従い法律を適用するものであって、裁判官の主観によって著しく左右されるものでない…から憲法31条に違反するものではない。

21. 最決昭36. 5. 26刑集15-5-904【大阪カモシカ毛皮事件】

【事項】刑法の解釈；狩猟法20条にいう「鳥獣」の意義とカモシカの原皮【事実】Aは、昭和32年から34年にかけて、自宅店舗において、B外1名より法令に違反して捕獲した鳥獣であるカモシカの毛皮(生皮を乾かしたもの又は鞣したものでカモシカの毛皮の原形を保つもの)を不法に譲り受け、また、C外1名に対し同様のカモシカの毛皮を不法に譲渡した。狩猟法違反罪。棄却。

【資料】

【決旨】カモシカの本皮（動物を解体しその毛皮を剥ぎ取って陰干しにしあるいは塩漬にしただけのもの）は、昭和33年法律51号による改正前の狩猟法20条にいわゆる鳥獣に含まれる。

22. 最大判36. 7. 19刑集15-7-1106【瑞穂事件】

【事項】法律主義、適正処罰の原則；①死刑の執行方法と法定性、明治6年太政官布告65号の効力②死刑の宣告は憲法31条に違反するか。【事実】A、B両名は甲工場より銅板強取を共謀し、留守居夫婦乙、丙を殺害し、銅板を奪取した。原審、強盗殺人罪、死刑。棄却。【判旨】①明治6年太政官布告65号絞罪器械図式は、現在法律と同一の効力を有するものとして有効に存続している。②絞首刑たる死刑を宣告することは、憲法31条に違反しない。【理由】①死刑の執行方法に関する事項を定めた明治6年太政官布告65号は、同布告の制定後今日に至るまで廃止されまたは失効したと認むべき法的根拠は何ら存在しない。②現在の死刑の執行方法が所論のように該太政官布告の規定のとおりに行われていない点があるとしても、それは該布告で規定した死刑の執行方法の基本的事項に反しているものとは認められない。

23. 最判昭36. 12. 6裁判集刑140-375

【事項】職業安定法63条2号「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務」の明確性【事実】Aは、売春を業とする接客婦の雇用を斡旋した。職業安定法違反罪。棄却。【判旨】およそ売春を業とすることが公衆衛生、公衆道徳上有害な業務に該当することは明白であるから、本件に適用する限り明確さに欠けるところはない。

24. 最大判昭36. 12. 20刑集15-11-2017【札幌団規令事件】

【事項】構成要件の明確性；団体等規正令2条7号「暗殺その他の暴力主義」の意義【事実】A、B両名は、昭和27年1月頃、札幌市警白鳥警備課長が何者かに殺害せられ、所謂白鳥事件が発生するや、共謀の上、同年1月27日夜、札幌市内において、甲外多数の市民に対し「見よ天誅遂に下る！自由の兇敵！白鳥市警課長の醜末路こそ全ファシスト官憲共の落ち行く運命である」との見出しの下に「…ファシスト共の運命は白鳥の死によって一層明らかになった。しかり天は永久に圧政を許さず民は自由のためにけつ起する！！…」と記載したビラを頒布した。原審、団体等規正令違反罪。棄却。【判旨】団体等規正令2条7号後段、3条の規定に違反した者を罰する同13条1号の規定は、憲法の保障する罪刑法定主義に抵触せず、思想・表現の自由をおかすものではない。【理由】団体等規正令2条7号には、「暗殺その他の暴力主義」とあって、暴力主義の意義内容を、例示の方法をもって、ある程度具体化しているばかりでなく、他の号及び1条（この政令の目的）等を総合して勘案すれば、本件に適用された同号後段の犯罪構成要件はおのずと明らかであり、裁判官の主観によってその罪の成否が左右されることはないと考えられる。

25. 最判昭37. 3. 8刑集16-3-267【高木毛皮店事件】

【事項】刑法の解釈；狩猟法20条にいう「鳥獣」の意義とカモシカの鞣皮【事実】毛皮商Aは、昭和32年から34年にわたり、Bらから狩猟法に違反して捕獲されたカモシカの毛皮であると知り

つつ、合計111枚を譲り受け、又、Cらに譲り渡した。狩猟法違反罪。棄却。【判旨】カモシカの鞣皮は、その生皮と類似の形態を保持する以上、昭和33年法律51号による改正前の狩猟法20条にいわゆる鳥獣に含まれる。【理由】カモシカの解体後多少の加工を施したものであっても、カモシカの生皮と殆ど類似の形態を保持する以上、カモシカの毛皮と認むべきであって、狩猟法にいわゆる捕獲した鳥獣に該当する。

#### 26. 最判昭37. 3. 27刑集16-3-312【淡路政経新聞事件】

【事項】構成要件の明確性；公選法148条の2第3項「編集その他経営上の特殊の地位を利用して」の意義【事実】新聞の編集発行人Aは、昭和35年9月4日施行の洲本市長選挙に際し、甲をして当選を得しめない目的で編集発行に係る新聞紙にその趣旨の報道及び評論を掲載した。公職選挙法違反罪。棄却。【判旨】公職選挙法148条の2第3項にいう「編集その他経営上の特殊の地位を利用して」ということは、文理上その意味は明らかであり、かつ冒頭に掲げられている目的との関係において自ら限界があって、その概念があいまいであるとはいえない。

#### 27. 最大判昭37. 5. 30刑集16-5-577【天王寺公園球場事件】

【事項】法律主義（条例）；地方自治法14条5項、売春取締条例の合憲性【事実】Aは、売春の目的で昭和31年2月20日午後7時頃、大阪市天王寺公園球場西側路上で通行中の甲を誘った。当時、大阪市は「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」2条1項により売春勧誘行為に対し罰金又は拘留を科していた。同条例違反罪。棄却。【判旨】地方自治法14条5項およびこれに基づく昭和25年大阪市条例68号「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」2条1項は、憲法31条に違反しない。【理由】地方公共団体の制定する条例は、憲法が特に民主主義政治組織の欠くべからざる構成として保障する地方自治の本旨に基づき、直接憲法94条により法律の範囲内において制定する機能を認められた自治立法に外ならない。従って条例を制定する機能もその効力も法律の認める範囲を越えることはできないけれども、法律の範囲内にあるかぎり、条例はその効力を有するものといわなければならない。…ところで、地方自治法2条に規定された事項のうちで、本件に関係のあるのは3項7号及び1号に挙げられた事項であるが、これらの事項は相当に具体的な内容のものであるし、同法14条5項による罰則の範囲も限定されている。しかも、条例は、法律以下の法令といっても、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、行政府の制定する命令等とは性質を異にし、むしろ国民の公選した議員をもって組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものであるから、条例によって刑罰を定める場合には、法律の授權が相当な程度に具体的であり、限定されておればたりと解するのが正当である。

#### 28. 最判昭37. 9. 18判時320-30【関根橋事件第3次上告審】

【事項】罪刑の均衡；爆発物取締罰則所定行為と法定刑【事実】村の有力者Aらは、補助金を得るため災害で落橋したように見せかけるためダイナマイトで老朽橋を落とした。同罰則違反罪、

## 【資料】

懲役3年6月。棄却。【判旨】爆発物取締罰則1条所定の犯罪行為に対し所定の如き重い法定刑（死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮）を定めたとしても、それは立法政策の問題となりうるに止まり…該法定刑も何ら憲法36条にいう残虐な刑罰であるということとはできない。

### 29. 最判昭38. 12. 24裁判所時報392-5【鮭鱒流網漁事件】

【事項】法律主義と委任；さけ・ます流網漁業等取締規則29条2項但書の効力（無効）【事実】Aら3名は同規則に違反してさけます漁をした。第1審、原審は同規則違反で有罪とし、漁獲物を没収不能として150万円の追徴の言い渡しをした。破棄。【判旨】該規則29条2項但書は委任範囲を超えて定められた刑罰法規であり無効である。【理由】適用法令たる同規則29条2項には、「犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具はこれを没収することができる。但し、犯人が所持していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価格を追徴することができる。」旨規定されているところ、右規定の授權法たる漁業法65条4項には、「1項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件全部又は一部を没収することができない場合におけるその価格の追徴に関する規定を設けることができる。」旨、…規定されているのであって、…没収不能物件の価格の追徴については、それが犯人の「所有」していたものであることを要件とする趣旨であることが窺われる。従って、右追徴につき、当該物件が犯人の「所持」したものであることを要件とする、本規則29条2項但書の規定は、法律による授權ないし委任の範囲を越えたものにして無効であり、右規定を根拠として、追徴を科することはできない。

### 30. 最決昭39. 5. 7刑集18-4-144【H・S式無熱高周波療法事件】

【事項】構成要件の明確性；あん摩師はり師きゅう師及び柔道整復師法12条にいう医業類似行為の意義【事実】Aは、法定の除外事由がないのに拘わらず、前後4回に亘り、甲外2名に対しH・S式無熱高周波療法と称する療法を1回百円の料金を徴して施した。同法違反罪、罰金千円猶予3年。棄却。【決旨】前記法律12条は「何人も、第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない」と規定し、同法1条に掲げるものとは、あん摩（マッサージおよび指圧を含む）、はり、きゅうおよび柔道整復の4種の行為であるから、これらの行為は、何が同法12条の医業類似行為であるかを定める場合の基準となるものであって、その概念が明確性を欠くものとはいえない。

### 31. 最判昭39. 6. 18刑集18-5-209【久保田楽器事件】

【事項】法律主義；①物品税法3条3項の委任の範囲②同法1条1項と同法施行規則1条との関係【事実】物品税法上の所定の申告をしてピアノ・オルガンの製造販売を業とするA会社代表取締役Bは、会社の業務に関し昭和33年8月より昭和35年1月に至る間前後17回に亘り、その製造にかかるピアノ・オルガン合計609台を移出したにも拘わらずこれを所定の帳簿に記入しないなどの方法により、オルガン392台分物品税合計1,800,990円を脱税した。物品税法違反罪。棄却。



【判旨】①物品税法施行規則11条の6は、物品税法3条3項の委任の範囲を逸脱したものとは認められない。②物品税法施行規則1条は、物品税法1条1項の委任に基づき同条項で列挙している物品を、更に限定してその範囲を明確にしたものであって、同条項は、物品税の課税上国民生活に重要な影響ある事項を法律をもって規定せず命令に委任しているものではない。【理由】①物品税法施行規則11条の6は、物品税法3条3項の委任に基づく命令と解すべきところ、該施行規則11条の6の1項は、「第2種の物品を製造場より移出する場合に於いて其の運送賃…を当該物品の対価と区別して取引するときは当該運送賃に相当する金額は当該物品の課税価格に算入せず」と規定しており、運送賃を当該物品の対価と区別して取引される場合であるから、該運送賃に相当する金額を当該物品の課税価格に算入しないこととした該施行規則の規定は、前記物品税法3条1項の法意に副うものというべきである。しかし、たとえ運送賃を当該物品の対価と区別して取引しない場合であっても、当該物品に係る運送賃の額として明らかに計算し得る金額については、区別して取引される場合との均衡上課税の公平を期する立前から、該施行規則11条の6の2項、3項は、運送賃の額の計算に関する明細書を所轄税務署に提出した場合に限って同条1項におけると同様に、運送賃を当該物品の課税価格に算入しないこととしたのである。…該2項、3項の規定もまた前記1項の規定と相まって本件に適用される物品税法3条1項の法意に副うものであり、同法3条3項の委任の範囲を逸脱したものとも認められない。

### 32. 最決昭39. 12. 21判時396-19【岐阜事件】

【事項】刑法の解釈、適正処罰の原則；破壊活動防止法38条2項2号違反罪の成立が否定された事例【事実】昭和27年7月頃から同年10月頃にかけて、Aらは労働者市民ら多数に対し『山旅案内』と称する革命の正当性、必要性などを主張する冊子を頒布ないし交付した。第1審、原審は、該文書は2号文書であるが、実行目的はないとして無罪とした。棄却。【決旨】同罪の成立には、内乱罪実行の正当性、必要性を主張する文書を、その内容について認識しながらこれを頒布することだけでは足りず、内乱罪を実行させることを目的としてなされることを要するのであるから解釈上この目的を軽視することは許されない。【理由】特に同法の適用を公共の安全確保のために必要な最小限度にとどめ、その拡張解釈を禁止する旨規定している同法2条の法意にてらし、慎重になされるべきであるという趣旨に帰する。

### 33. 最大判昭41. 10. 26刑集20-8-901【全通東京中郵事件】

【事項】適正処罰の原則；公共企業体等労働関係法17条1項の合憲性【事実】郵政従業員組合（全通信労働組合）中央執行委員Aらは、同組合が昭和33年1月下旬頃より実施しているいわゆる春季闘争に際して同闘争を有利に展開するため、組合員に参加を説得し、甲等38名の郵便物取扱従業員をして同年3月20日午前2時半から午前9時頃等までその職場を離脱させ、勤務時間内に食い込む職場大会に参加させた。その間、207,845通の郵便物の取扱が為されなかった。郵便法違反教唆で起訴。第1審、無罪。原審、破棄差戻。破棄差戻。【判旨】公共企業体等労働関係法17

## 【資料】

条1項は、憲法11条、14条、18条、25条、28条、31条、98条に違反しない。【理由】公労法適用の職員については、憲法の保障する労働基本権を尊重し、これに対する制限は必要やむを得ない最小限度にとどめるべきであるとの見地から、争議行為禁止違反に対する制裁をしだいに緩和し、刑事制裁は、正当性の限界をこえないかぎり、これを科さない趣旨であると解するのが相当である。【4反対意見要旨】（このような限定解釈をしなくても合憲であり処罰できる。）

### 34. 最決昭42. 7. 20判時496-68【津事件】

【事項】刑法の解釈、適正処罰の原則；破壊活動防止法38条2項2号の文書頒布罪にあたらぬとされた事例【事実】Aら5名は、昭和27年9月13日、上野市甲鉄工所正門前において同所職工乙外69名に対し、『我々は武装の準備と行動を開始しなければならない』と題して革命の正当性と必要性を主張した文書72部を頒布した。無罪。棄却。【決旨】被告人らの本件行為は、破壊活動防止法38条2項2号の罪にあたらぬ。【理由】該文書の頒布により内乱罪の実行されうべき可能性ないし蓋然性が客観的に存在していたことは認められない。

### 35. 最決昭42. 9. 19刑集21-7-985【政佳旅館事件】

【事項】刑法の解釈；売春防止法12条（所謂管理売春罪）にいう「居住」の意義【事実】旅館主Aは、昭和40年5月5日頃から同年11月27日頃までの間、業としていわゆる通いの売春婦として雇い入れた甲外5名の婦女を毎夜午後7時頃から翌日午前3時頃まで該旅館溜まり場に集合待機させ、自己が引き合わせた乙等不特定の客多数を相手に同旅館2階客室で対償を得て性交させた。売春防止法12条違反罪。棄却。【決旨】居住場所で旅館を経営する者が、売春婦らとの契約に基づいて、同女らを毎夕ほぼ定刻にその旅館に出勤集合させ、いつでも客の求めに応じうるような態勢で、翌朝3時ごろまで同旅館1階のたまり場において待機させ、その間無断で外出することを許さず、客があれば、みずからこれを売春婦にあてがい、対価の半額を取得して、同旅館2階の客室か又は同所が満員の場合自己の指示する旅館において客に売春をさせていたときは、売春婦らを自己の占有する場所に居住させて売春をさせることを業としたものとして、売春防止法12条のいわゆる管理売春の罪が成立する。【田中二郎反対意見】安易に、取締の必要に藉口して、在来の規定を類推拡張的に解釈適用することは、刑罰法規の性質からいって許されないところであり、ひいては、刑罰法の大原則である罪刑法定主義違反を犯すことにもなりかねない。【松本正雄補足意見】いわゆる管理売春の態様は複雑多岐であり、脱法的な方法も次第に巧妙になってきているものと思われる。従って、法を適用するにあたっては、徒に観念的に走ることなく、各事案の実態を洞察して、実状に即した判断をすることが肝要である。

### 36. 最判昭42. 9. 22判時496-76【京都事件】

【事項】刑法の解釈、処罰の適正さ；破壊活動防止法38条2項2号の罪の成立要件【事実】日本共産党員Aらは、昭和27年9月頃、「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」「中核自衛隊の組織と戦術」と題する文書をふくむ、革命の正当性と必要性を主張する、日本共産

党京都府委員会発行名義の『京都のハタ』復刊2号300部余を交付ないし頒布した。無罪。棄却。

【判旨】政治上の言論、表現の自由は、民主主義政治の根幹をなすものであるから、その制限は真に必要なやむをえない場合および限度においてなされるべきであり、破壊活動防止法を公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきことを規定する同法2条の法意に鑑み、同法38条2項2号の解釈適用は、できる限り厳密になすべきである。

### 37. 最大判昭44. 4. 2刑集23-5-305【都教組勤評事件】

【事項】刑法の解釈、処罰の適正さ；①地方公務員法37条、61条4号の合憲性②地方公務員法61条4号の適用が許されないとされた事例【事実・判旨】①地方公務員法37条は、憲法28条に、地方公務員法61条4号は、憲法28条、31条、18条に違反しない。②東京都教職員組合が、文部省の企図した公立学校教職員に対する勤務評定の実施に反対するため、一日の一斉休暇闘争を行うにあたり、被告人らが組合の幹部としてした闘争指令の配布、趣旨伝達等、争議行為に通常随伴する行為に対しては、地方公務員法61条4号所定の刑事罰をもってのぞむことはゆるされない。【理由】地方公務員法61条4号は、争議行為をした地方公務員自体を処罰の対象とすることなく、違法な争議行為のあおり行為等をした者にかぎって、これを処罰することになっているのであるが、…ただ、それは、争議行為自体が違法性の強いものであることを前提とし、そのような違法な争議行為等のあおり行為等であってはじめて、刑事罰をもってのぞむ違法性を認めようとする趣旨と解すべきである…。さらにあおり行為等にもさまざまな態様があり、その違法性が認められる場合にも、その違法性の程度には強弱さまざまなものがありうる。それにもかかわらず、これらのニュアンスを一切否定して一律にあおり行為等を刑事罰をもってのぞむ違法性があるものと断定することは許されない。(補足意見、意見及び反対意見がある。)【5反対意見】「あおり」の概念を強度の違法性を帯びるものに限定したり、「あおり」行為者のうち、組合構成員と組合外部の者とを区別し、外部の者の行為若しくはこれと共謀した者の行為のみを処罰の対象となると解したり、または「あおり」の対象となった争議行為が違法性の強いもの、ないし刑事罰をもってのぞむべき違法性のあるものである場合に限り、その「あおり」行為が可罰性を帯びるのであるというが如き限定解釈は、法の明文に反する一種の立法であり、法解釈の域を逸脱したものといわざるを得ない。

### 38. 最判昭45. 4. 16刑集24-4-142【鹿児島市立病院事件】

【事項】適正処罰の原則；麻薬施用者たる医師による予製と麻薬取締法にいう「調剤」の意義

【事実】Aは、麻薬施用者の資格を有する医師ではあるが、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなく、且つ法定の除外事由もないのに、昭和40年12月1日頃、自己の将来の患者の治療にあてるため、自己所有の麻薬燐酸コデイン末50グラムを10倍散の相当量にあらかじめ調製した。原審は麻薬取締法22条無資格麻薬調剤罪を認めた。この点、破棄。【判旨】①麻薬取締法2条11号にいう「調剤」とは、一定の処方に従い、特定人の特定の疾病に対する薬剤を調製することをいう。②麻

## 【資料】

薬施用者の資格を有する医師が、自己の将来の患者の治療にあてるため、自己所有の燐酸コディインの10倍散の相当量をあらかじめ調製する行為は、麻薬取締法22条に違反しない。【理由】麻薬を薬剤として使用する場合の特殊性からいって、調剤技術上いわゆる「予製」を認めざるを得ないのであり、本件の…ごとき行為は、調剤の予備行為であり、調剤の範疇に属するものと解するのが相当である。そうすると、麻薬の製剤にはあたらず、…前記行為は同法22条に違反しない。

### 39. 最判昭45. 4. 24刑集24-4-153【赤瀬川事件】

【事項】構成要件の明確性；通貨及証券模造取締法1条の「紛ハシキ外観ヲ有スルモノ」との文言の明確性【事実】絵画等美術作品の創作活動を行うAは、自己の個展の参観者の招待をかねて千円札を素材にした作品を知人に送付しようとの考えを起こし、昭和38年5月頃、甲を介して、乙に作品の製作を依頼した。乙は自己の印刷所において、その従業員丙に命じて、表面に千円札表側と同一寸法・同一図柄のものを、その裏面に個展案内文を印刷したものの3枚続きに1色刷りした印刷物約300枚を印刷させ、そのころこれを製本業丁方に持参して千円の日本銀行券と同一寸法に個別に裁断させた。同法違反罪。棄却。【判旨】通貨及証券模造取締法1条の「紛ハシキ外観ヲ有スルモノ」との文言は、日常用語として合理的に解釈することが可能であり、社会通念に従い通貨に紛らわしい外観を有するものであるかどうか判断でき、あいまい不明確とはいえない。

### 40. 最大判昭45. 6. 17刑集24-6-280【愛知原水協（稲沢）事件】

【事項】構成要件の明確性；軽犯罪法1条33号にいう「みだりに」の文言の明確性【事実】A、B兩名は、共謀のうえ、昭和39年7月3日午後9時30分頃から午後10時35分頃までの間に、県道上に敷設された甲所有乙管理の電柱等37本に、それぞれ電柱の所有者または管理者の承諾を得ず、「第10回原水爆禁止世界大会を成功させよう、愛知県原水協」などと印刷したピラ合計84枚（それぞれ縦54cm、横19.5cmの紙）を糊を使用して裏面が全面的に密着する方法で貼り付けた。軽犯罪法1条33号前段の罪。棄却。【判旨】軽犯罪法1条33号前段にいう「みだりに」という文言は不明確とはいえず、憲法31条に違反するものではない。【理由】該法条にいう「みだりに」とは、他人の家屋その他の工作物にはり札をするにつき、社会通念上正当な理由があると認められない場合を指称するものと解するのが相当であって、所論のように、その文言があいまいであるとか、犯罪の構成要件が明確でないとは認められない。

### 41. 最決昭45. 7. 2刑集24-7-412【三無事件】

【事項】構成要件の明確性；破壊活動防止法39条、40条にいう予備・陰謀の意義等【事実】Aらは、昭和36年3月頃には、一層左翼革命の危機感を深め、これを防止するには、情況次第ではその勃発に先立ち、過激実力行動に訴えてでも、国家の革新をはかり、その主張する三無主義政策を実施して、救国の目的を達成すべきであると考えるに至り、それに基づいて協議を積み重ねるなどして、国会乱入、左翼議員殺傷等の具体的な協議を行ったが、実行に至る前に検挙された。破壊活動防止法違反（政治目的殺人・騒擾陰謀）罪。棄却。【決旨】破壊活動防止法39条および40

条は、その所定の目的をもって、刑法199条、106条等の罪を実行するための具体的な準備をすることや、その実行のための具体的な協議をすることのような、社会的に危険な行為を処罰しようとするものであり、その犯罪構成要件が不明確なものとは認められない。【理由】行為は、一定の目的等の主観的意図にもとづくものであることによって、違法性を帯びあるいは違法性を加重することがありうるのであるから、その主観的意図の存在を犯罪の構成要件要素とすることは決して不合理なことではない。

#### 42. 最判昭46. 11. 16刑集25-8-964【久慈川かさねさし網事件】

【事項】刑法の解釈；①茨城県内水面漁業調整規則27条にいう「採捕」の意義②水産資源保護法25条にいう「採捕」の意義【事実】A及びBは、共謀の上、昭和43年10月18日午前5時15分頃、さく河魚類である鮭を捕獲する目的で、川舟から、禁止された漁具であるかさねさし網を河中に流した。原審は、採捕行為そのものは採捕の未遂であり、未遂処罰規定がないとして無罪とした。破棄差戻。【判旨】①茨城県内水面漁業調整規則27条にいう「採捕」とは、禁止漁具の使用による採捕行為を意味する。②水産資源保護法25条にいう「採捕」には、現実の捕獲のみならず、さけを捕獲する目的で河川下流において、かさねさし網を使用する行為も含まれる。【理由】①この漁具の使用が水産資源の保護培養を著しく阻害する有害な手段であることはいうをまたないところである。②かさねさし網を河中に流す行為をただけでも、さけを脅かし、傷つけ、あるいは、そのさく上を妨害する等の弊害の生ずる可能性があり、さけの捕獲に至らない場合でも、かさねさし網を河中に流す所為により、さけの再生産が阻害される弊害を伴わないとはいえない。

#### 43. 最判昭47. 3. 9刑集26-2-151【名古屋駅ロッカー事件】

【事項】構成要件の明確性、罪刑の均衡；①爆発物取締罰則1条にいう「治安ヲ妨ケ」の文言の明確性②同罰則の刑罰は残虐か。【事実】Aは、昭和44年12月17日頃から同月22日午前零時30分頃までの間、名古屋駅構内南口貸ロッカー内に、電気雷管35個と共に桐ダイナマイト25本を入れていた。Aは、爆発物取締罰則1条の目的に出たものでないことを証明することができなかったし、検察官はその目的があったことを立証できなかった。同罰則6条所持罪。棄却。【判旨】①爆発物取締罰則1条にいう「治安ヲ妨ケ」とは、公共の安全と秩序を害することをいうものと解するのが相当であって、不明確とはいえない。②同罰則の定める刑は残虐とはいえない。【理由】②爆発物の有する大きな破壊力に鑑みれば、同罰則の対象とする行為は、公共の安全と秩序を害し、人の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性が極めて広く、かつ大きいものであり、したがって、同罰則がかかる行為について各条所定のごとき刑を定めることは、立法政策の問題であって、憲法適否の問題ではない。

#### 44. 最大判昭48. 4. 4刑集27-3-265【矢板事件】

【事項】差別的処罰と適正処罰；刑法200条尊属殺人罪規定と憲法14条1項【事実】Aは、14歳の時、実父甲に強姦され、甲との間に5人の子供をもうけるにいたり、堪えかねて、29歳の時、昭和

## 【資料】

43年10月5日、酩酊状態で襲いかかろうとする甲を紐で絞殺した。第1審、普通殺人罪、刑の免除。原審、尊属殺人罪、懲役3年6月。破棄、殺人罪、懲役2年6月執行猶予3年。【判旨】刑法200条は、憲法14条1項に違反する。(補足意見、意見及び反対意見がある。)【理由】尊属殺の法定刑は、それが死刑または無期懲役刑に限られている点においてあまりにも厳しいものというべく、…尊属に対する敬愛や報恩という自然的情愛ないし普遍的倫理の維持尊重の観念のみをもってしては、これにつき十分納得すべき説明がつきかねるところであり、合理的根拠に基づく差別的取扱いとして正当化することはとうていできない。【6意見要旨】普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人なるがゆえに、差別的取扱いを認めること自体が、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反する。【1反対意見】自然的情愛ないし普遍的倫理の維持尊重の観点に立って、尊属に対する敬愛報恩を重視すべきものとし、この点に立脚して、立法上の配慮を施すことはなんら失当とするところではなく、その具体化として現行の刑法200条程度の法定刑を規定することは、同条の立法目的実現の手段として決して不合理なものとは考えられない。

### 45. 最大判昭48. 4. 25刑集27-4-547【全農林警職法事件】

【事項】刑法の解釈(限定解釈の適否)；国家公務員法98条5項、110条1項17号の法意【事実】全農林労働組合中央執行委員長Aらは、昭和33年10月30日頃、警職法改悪反対のため、同組合員である農林省職員に対する争議行為の遂行を促すことを計画し、同年11月5日午前9時頃から同11時30分頃までの間、農林省庁舎の各入口に人垣を築いて、出勤して来る同省職員3,000余名に入室しないようにしむけたうえ同人らに対し、同省正門前の警職法改悪反対職場大会に直ちに参加するよう反復して申し向けた。第1審、無罪。原審、破棄、国家公務員法違反罪。棄却。【判旨】同規定は、公務員の争議行為のうち同法によって違法とされるものとされないものとを区別し、さらに違法とされる争議行為についても違法性の強いものと弱いものとを区別したうえ、刑事制裁を科されるのはそのうち違法性の強い争議行為に限るものとし、あるいは、あおり行為につき、争議行為の企図、共謀、説得、従容、指令等を争議行為にいわゆる通常随伴するものとして争議行為自体と同一視し、これを刑事制裁の対象から除くものとする趣旨ではない。(補足意見、意見、反対意見がある。)

### 46. 最決昭48. 7. 10刑集27-7-1205【荒川プレス事件】

【事項】構成要件の明確性；①所得税法234条1項の犯罪構成要件規定の明確性②所得税法234条1項にいう「納税義務がある者」「納税義務があると認められる者」の意義【事実】プレス加工業工場主Aは、昭和41年9月12日午前10時50分頃から同11時35分頃までの間、同工場入口で、税務職員甲乙両名が所得税確定申告調査のため、A及び長男Bに対し質問し帳簿書類を検査しようとしたのに「調査はさせない」などと怒鳴りながら両手で甲の腰部を押すなどし、質問に答弁せずかつ検査を拒んだ。所得税法234条1項は「当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、…質問し、…検査することができる。」と規定していた。第1審無罪。原審破棄、所得税

法違反罪。棄却。【決旨】①所得税法234条1項は、同法242条8号の構成要件の規定として、その意義が明確を欠くものではない。②所得税法234条1項にいう「納税義務がある者」とは、課税要件がみたされて客観的に納税義務が成立し、いまだ最終的に適正な税額の納付を終了していない者および当該課税年が開始して課税の基礎となる収入の発生があり、将来終局的に納税義務を負担するにいたるべき者をいい、「納税義務があると認められる者」とは、税務職員の判断によってその納税義務がある者に該当すると合理的に推認される者をいう。

#### 47. 最決昭48. 7. 10刑集27-7-1318【佐世保鶏羽事件】

【事項】刑法の解釈；「鳥類の肉、皮、骨、臓器等」の意義と鶏羽【事実】Aは、昭和41年11月頃から昭和44年4月28日頃までの間、法定の化製場以外の施設である鶏羽加工工場において遠心分離機、火力乾燥機、圧力煮釜などを用い、鶏羽を加熱圧縮するなどして家畜の飼料を製造した。へい獣処理場等に関する法律違反罪。棄却。【決旨】へい獣処理場等に関する法律8条にいう「鳥類の肉、皮、骨、臓器等」には、飼料製造の原料とされる鶏羽も含まれる。【原審理由】該製造の過程において、アルデヒド類とアミン類を主要成分とする極めて強度の不快感を伴う多量の悪臭を放ち、…かなり広範囲の住民に影響を及ぼすこと、その主成分であるアルデヒドの一部は刺激性の有毒性ガスと考えられていてその臭気は一種異様なもので、その不快感は、人に、いやな感じ、食事がまずい、頭痛、頭重、来客がいやがる、気分がいらいらする、はき気をもよおす等の障害を与えるおそれがあること、又、時として悪汁が流出し、蛆および蠅が発生し、風があれば羽毛が飛散すること、及びそのような諸現象は…法条の例示する鳥類の肉、皮、骨、臓器を原料とする場合とさほど異なる程度のものであること、が認められる。

#### 48. 最判昭49. 11. 6刑集28-9-393【猿払事件】

【事項】適正処罰、法益保護の原則、法律主義；①国家公務員法110条1項19号の罰則と憲法31条②国家公務員法102条1項における人事院規則への委任の合憲性【事実】Aは、猿払村の郵便局に勤務する郵政事務官で、猿払地区労働組合協議会事務局長を勤めていたものであるが、昭和42年1月8日告示の31回衆議院議員選挙に際し、右協議会の決定にしたがい、日本社会党を支持する目的をもって、同日同党公認候補者の選挙ポスター6枚を自ら公営掲示場に掲示したほか、その頃4回にわたり、同ポスター合計184枚余の掲示方を他に依頼して配布した。国家公務員法102条1項は、「人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。」と規定し、この委任に基づき人事院規則14-7は、禁止する「政治的行為」の具体的内容を定めており、その禁止に違反した者に対しては、国公法110条1項19号が3年以下の懲役または10万円以下の罰金を科する旨を規定している。第1審及び原審は無罪。破棄、国家公務員法違反罪、罰金5千円。大隅裁判官外3名の反対意見がある。【判旨】②国家公務員法102条1項における人事院規則への委任は、同法82条による懲戒処分及び同法110条1項19号による刑罰の対象となる政治的行為の定めを一様に人事院規則に委任しているからといって、憲法に違反する立法の委任ということはできない。【理由】②該政治

## 【資料】

的行為は、公務員組織の内部秩序を維持する見地から課される懲戒処分を根拠づけるに足りるものであるとともに、国民全体の共同利益を擁護する見地から科される刑罰を根拠づける違法性を帯びるものである。【反対意見要旨】①刑罰の制裁をもってする公務員の政治活動の自由の制限が憲法上是認されるのは、禁止される政治的行為が、単に行政の中立性保持の目的のために設けられた公務員関係上の義務に違反するというだけでは足りず、公務員の職務活動そのものを歪曲する顕著な危険を生じさせる場合、公務員制度の維持、運営そのものを積極的に阻害し、内部的手段のみでこれを防止し難い場合、民主的政治過程そのものを不当にゆがめるような性質のものである場合等、それ自体において直接、国家的又は社会的利益に重大な侵害をもたらす、又はもたらす危険があり、刑罰によるその禁圧が要請される場合に限られなければならない。

### 49. 最決昭50. 3. 20刑集29-3-53【藤の石国有林事件】

【事項】刑法の解釈；森林法197条にいう産物の意義【事実】Aは、B外数名の者と共謀の上、昭和48年8月6日頃、水源涵養保安林に指定されている国有林内において、農林技官甲管理にかかる青石5屯余を領得した。森林窃盗罪。棄却。【決旨】森林法197条にいう産物とは、無機物たると有機物たるを問わず、森林から産出する一切の物をいい、岩石もこれに含まれる（大判大9. 10. 19刑録26-723を変更）。【理由】森林法197条の趣旨、文言、及び沿革を考慮すると…。【原審判旨】現にそれが本件山林内に他の土石と混在し、その土地の一部となっている以上、これを流転石として他の土石と区別し、法律上別個の取扱をなすべきものとすることは相当でない。そして森林法197条が、森林においてその産物を窃取した場合を、刑法235条の窃盗と区別し、特に軽く処罰することとした立法趣旨に鑑みると、同条の産物中には、森林内より取り出して利用し得る土石、砂利等の無機的産出物をも含むものと解するのを相当とする。

### 50. 最大判昭50. 9. 10刑集29-8-489【徳島市条例事件】

【事項】構成要件の明確性；①刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するかどうかの判断基準②徳島市条例中「交通秩序を維持すること」の意義【事実】Aは、日本労働組合総評議会の専従職員兼徳島県反戦青年委員会の幹事であるところ、昭和43年12月10日同委員会主催の集団示威行進に青年労働者、学生ら約300名と共に参加したが、先頭集団数十名がだ行進を行った際、自らもだ行進をしたり、先頭列外付近に位置して所携の笛を吹きあるいは両手を上げて前後に振り、集団行進者にだ行進をさせるよう刺激を与え、徳島東警察署長の付した道路使用許可条件に違反した。原審は、本条例3条3号は刑罰法令の内容となるに足る明白性を欠き、罪刑法定主義の原則に背き、憲法31条に違反するとして、この点につき無罪とした。破棄原判、同条例及び道交法違反罪。補足意見、意見がある。【判旨】①刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである。②集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和27年徳島市条



例第3号) 3条3号が、集団行進等についての遵守事項の一として「交通秩序を維持すること」を掲げているのは、道路における集団行進等が一般的に秩序正しく平穏に行われる場合にこれに随伴する交通秩序阻害の程度を超えた、殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為を避すべきことを命じているものと解され、このように解釈した場合、右規定は右条例5条の犯罪構成要件の内容をなすものとして憲法31条に違反するような不明確性を有するものではない。【団藤重光補足意見】わたくしは、本条例3条、5条の構成要件の明確性の問題を検討するにあたっては、それが表現の自由との関連において国民一般に対して有するかも知れないところの萎縮的・抑止的作用をもとくに考慮に入れたつもりである。…多数意見もまた、同じ見地に立つものと理解している。…本条例のような構成要件の規定のしかたは、かろうじて合憲とはいえるものの、立法措置としてはなほだ妥当を欠くものである。【高辻正己意見】「禁止される行為とそうでない行為との識別を可能ならしめる基準」を読み取るについて行為者に期待される場所は、通常の判断能力を有する者が規定の文言から素朴に感得するところの常識的な理解であって、多数意見にあるような考慮を重ねて得られる解釈ではあるまい。

#### 51. 最決昭50. 9. 30刑集29-8-702【秋田県公安条例事件】

【事項】構成要件の明確性；秋田県道路交通等保全に関する条例4条3項・5条の違憲性【事実】Aは、他の者ととともに、許可条件に違反してジグザグ行進、フランスデモなどの集団示威行進を行った。第1審は「参加者が『秩序を紊すことによって生ずべき公衆に対する危害』の予防という要件は、集団行動に対する直接の取締当局たる公安委員会が集団行動を事前に規制し、また犯罪構成要件の内容を決定するに当たって準拠すべき基準としては、具体性、明確性に乏しく、公安委員会に必要以上の裁量権を与えているものといわなければならない。」として無罪とした。原審、破棄、本条例違反罪。棄却。【決旨】本条例4条3項は、公安委員会に許可条件の付与を委任する要件を定めた規定としては、不明確であるとはいえない。

#### 52. 最判昭51. 4. 30刑集30-3-453【旭川写真コピー事件】

【事項】刑法の解釈（類推解釈と拡張解釈）；公文書の写真コピーの作成と公文書偽造罪の成否【事実】Aは、昭和48年7月26日頃から同年12月28日頃までの間、5回にわたり、供託金の供託を証明する文書として行使する目的をもって、法務局供託官甲作成名義の真正な供託金受領証から切り取った供託官の記名印及び公印押捺部分を、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙の下方に接続させてこれを電子複写機で複写する方法により、あたかも真正な供託金受領証の写であるかのような外観を呈する写真コピー5通を作成したうえ、4回にわたり乙支庁建設係ほか3カ所において、同係員外3名に対して提出または交付した。原審は有印公文書偽造罪不成立。破棄同罪成立。【判旨】行使の目的を以て、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙の下方に真正な供託金受領証から切り取った供託官の記名印及び公印押捺部分を接続させ、これを電子複写機で複写する方法により、あたかも、公務員である供託官が職務上作製した真正な供託金受領証を原本とし

## 【資料】

て、これを原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を有する写真コピーを作成した所為は、刑法155条1項の公文書偽造罪にあたる。【理由】公文書偽造罪は、公文書に対する公共的信用を保護法益とし、公文書が証明手段としてもつ社会的機能を保護し、社会生活の安定を図ろうとするものであるから、公文書偽造罪の客体となる文書は、これを原本たる公文書そのものに限る根拠はなく、たとえ原本の写であっても、原本と同一の意識内容を保有し、証明文書としてこれと同様の社会的機能と信用性を有するものと認められる限り、これに含まれるものと解するのが相当である。

### 53. 最大判昭51. 5. 21刑集30-5-1178【岩教組事件】

【事項】適正処罰の原則；地方公務員法61条4号の法意【事実】岩手県教員組合の中央執行委員Aら7名は、昭和36年度全国中学校一斉学力調査の実施に反対し、傘下教員に対し実施阻止の争議行為の遂行をあおり、また、そそのかした。第1審、地方公務員法違反罪。原審、破棄無罪。破棄。【判旨】地方公務員法61条4号は、地方公務員の争議行為に違法性の強いものと弱いものとを区別して前者のみが右法条にいう争議行為にあたるものとし、また、右争議行為の遂行を共謀し、そそのかし、又はあおる等の行為のうちいわゆる争議行為に通常随伴する行為を刑事制裁の対象から除外する趣旨と解すべきではない。補足意見、意見、反対意見がある。【補足意見要旨】公務員も本来は労働争議権を有するはずのものであることを考えると、その制限・禁止が違憲とされないためには、かような制限・禁止に見合うだけの適切な代償措置が設けられ、しかも、それが本来の機能を果たしていることが要求される。

### 54. 最決昭52. 3. 25刑集31-2-96【八日市場山林事件】

【事項】刑法の解釈（類推解釈）；刑法242条は森林窃盗罪に適用されるか。（消極）【事実】Aは、昭和47年1月8日頃、執行官の占有保管する自己所有の山林に生育する黒松、赤松（長さ4.5m、直径20cm）30本位（時価5万円相当）を伐採搬出した。第1審、森林窃盗罪。原審、破棄無罪。棄却。【決旨】刑法242条は、森林法197条の森林窃盗に適用されない。【理由】刑法242条は、同法36章の窃盗及び強盗の罪の処罰の範囲を拡張する例外規定であり、その適用範囲を「本章の罪に付ては」と限定しているのであるから、森林法において右規定を準用する旨の明文の規定がないにもかかわらず、これを同法197条の森林窃盗罪にも適用されると解することは、罪刑法定主義の原則に照らし許されない。

### 55. 最決昭53. 2. 3刑集32-1-23【猪苗代山林事件】

【事項】刑法の解釈；鳥獣保護及狩猟に関する法律15条（据銃による捕獲）の法意【事実】狩猟従事者Aは、Bと共に昭和44年9月18日午後5時頃、国道や人家にも近くあけびの採取期の山林の山道上において熊を捕獲すべくいわゆる据銃を仕掛けた。同法違反罪等。棄却。【決旨】鳥獣保護及狩猟に関する法律15条の規定（「…据銃…を使用して鳥獣を捕獲すること」）は、その手段において人畜に危険の及ぶおそれの高度な猟法を禁止したものであり、狩猟のため据銃をするこ

と自体によっても、同条違反の罪は成立する。

**56. 最決昭53. 11. 24刑集32-8-2152【鮫洲免許試験場事件】**

【事項】刑法の解釈；道路交通法117条の3第2号の「交付」の意義と再交付【事実】タクシー運転業務者Aは、再交付を受けた免許証を質物として預け入れているのに、更に、同免許証を遺失したと偽って、再交付を受けた。道路交通法違反（不正受交付）罪。棄却。【決旨】道路交通法117条の3第2号の規定は、運転免許を受けている者であると否とを問わず、不正の手段により公安委員会から運転免許証又は国外運転免許証を取得した者を処罰する趣旨のものであり、不正の手段により運転免許証の再交付を受けた者も同号に掲げる者に該当する。

**57. 最決昭54. 3. 22刑集33-2-77【ハマダ式吸圧器事件】**

【事項】法益保護原則；薬事法12条にいう医療用具の性質【事実】Aは、医療用具製造業の許可を受けた者でないのに、昭和49年9月頃から同50年12月7日頃までの間、自宅において、業として、他から仕入れたポンプ、吸角等を組み立て、医療用具であるハマダ式吸圧器と称する医療用吸引器合計491セットを製造し、同時期に、81回にわたり甲社外4名に対し、491セットを代金合計521万2050円で販売した。薬事法違反罪。棄却。【決旨】薬事法12条が製造業の許可を受けないう業として製造することを禁じている医療用具で同法2条4項、同法施行令1条別表第1の32に定めている「医療用吸引器」は、陰圧を発生持続させ、その吸引力により人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とする器具器械であれば足り、必ずしも電動力等の強力な動力装置を備えているもの又は専ら手術に用いられるものに限定されず、また、人の健康に害を及ぼす虞が具体的に認められるものであることを要しない。【上告趣意】薬事法は、その立法趣旨からして、人体に害を及ぼすべき危険があるもののみを取締りと処罰の対象となしていることが明白である。従って、一律に、すべての「医療吸引器」の無許可製造販売行為が処罰されるのではなく、人体に害を及ぼす危険がないものには、そもそも薬事法の適用そのものがないというべきである。

**58. 最判昭54. 5. 30刑集33-4-324【亀岡電子コピー事件】**

【事項】刑法の解釈；公文書偽造罪における文書概念【事実・判旨】行使の目的をもって、ほしいままに、「京都府亀岡土木工営所長の記名押印のある同署長作製名義の土石採取許可証原本の出願日、許可年月日、採取場所、採取期間等の各欄の記載に改ざんを施したうえ、これを電子複写機で複写する方法により、あたかも真正な該許可証原本を原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を備える電子コピーを作成した所為は、刑法155条1項の有印公文書偽造罪にあたる。棄却。【2意見要旨】公文書の単なる写しは、それが写しとして使用されるかぎり、文書偽造罪における文書概念にあたらぬ。

**59. 最決昭54. 7. 31刑集33-5-494【大和村林道事件】**

【事項】刑法の解釈；所謂狩猟法11条にいう「捕獲」の意義【事実】Aは、昭和52年2月13日午

## 【資料】

後4時頃、公道である大和村林道上において、狩猟鳥獣であるカモに向け猟銃を発射した。狩猟法違反罪。棄却。【決旨】鳥獣保護及狩猟に関する法律11条にいう「捕獲」とは、鳥獣を自己の実力支配内に入れようとする一切の方法を行うことをいい、鳥獣を現に自己の実力支配内に入れたか否かを問わない。

### 60. 最決昭57. 2. 12刑集36-2-193【高麗人参凝縮液事件】

【事項】構成要件の明確性；薬事法2条1項の医薬品の概念【事実】Aは、無許可で且つ法定の除外事由がないのに、昭和53年3月11日頃から同年7月25日頃までの間に、計8回にわたり甲外7名に対し、高麗人参濃縮液500グラム瓶入り計25箱を高血圧、神経痛、肝臓、便秘等に効くと説明して代金合計137万5000円で販売した。薬事法違反罪。棄却。【決旨】本件「高麗人参濃縮液」は、被告人らによって標榜された効能、効果の点を除いても、客観的に薬事法2条1項の医薬品に該当することが明らかである。…薬事法2条1項の医薬品の定義は不明確ではない。【上告趣意】薬事法2条1項の「医薬品」の定義は、…著しく抽象的かつ不明確であり、罪刑法定主義に背馳し、憲法31条に違反する。

### 61. 最判昭57. 9. 28刑集36-8-787【つかれ酢本舗事件】

【事項】適正処罰、法益保護の原則；①薬事法2条1項2号にいう「医薬品」の意義と憲法31条、21条1項、22条2項②薬事法2条1項2号にいう「医薬品」にあるとされた事例【事実】A会社代表取締役Bは、同営業課長Cと共に、同会社の業務に関して、知事の許可を受けず、かつ法定の除外事由がないのに、昭和51年5月中旬頃から同52年11月上旬頃までの間、甲外28名に対し、高血圧、糖尿病、低血圧、貧血、胃下垂、リュウマチ等に薬効を有する旨宣伝したチラシを添付した「つかれず」及び「つかれず粒」と称するものを合計6,446,000円で販売した。【判旨】①薬事法2条1項2号にいう「医薬品」とは、その物の成分、形状、名称、その物に表示された使用目的・効能効果・用法用量、販売方法、その際の演述・宣伝などを総合して、その物が通常人の理解において「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている」と認められるものをいい、これが客観的に薬理作用を有するものであるか否かを問わない。このように解しても、憲法31条、21条1項、22条1項に違反しない。②その名称、形状が一般の医薬品に類似している本件「つかれず」及び「つかれず粒」（いずれもクエン酸又はクエン酸ナトリウムを主成分とする白色粉末又は錠剤）は、たとえその主成分が、一般に食品として通用しているレモン酢や梅酢のそれと同一であって、人体に対し有益無害なものであるとしても、これを、高血圧、糖尿病、低血圧、貧血、リュウマチ等に良く効く旨その効能効果を演述・宣伝して販売したときは、薬事法2条1項2号にいう「医薬品」にあたる。補足意見、反対意見がある。【木戸ロ久治反対意見】その宣伝方法にやや行き過ぎと思われる点がないではないにしても、いまだ、これが、標榜された効能効果に対する国民の判断を不当に惑わすおそれのあるものであるとは考えられないのであって、その無許可の販売を認めても、薬事法が防遏しようとする弊害を（積極的な弊害は

もとより消極的な弊害も) 生ずるおそれはないというべきである。

#### 62. 最判昭58. 2. 25刑集37-1-1【大阪電子コピー事件】

【事項】 刑法の解釈；改ざん文書の写真コピーの文書性【事実・判旨】 裁判所書記官の認証がある裁判所の固定資産処分許可書謄本を電子複写機で複写したものにつき、許可事項欄の土地名、売却不動産標示欄の不動産、売却代金欄の金額等の各記載に改ざんを施し、これを更に電子複写機で複写する方法により作成され、あたかも真正な該許可書謄本を原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を有する該電子コピーは刑法155条1項の有印公文書偽造罪の客体にあたる。

【木戸ロ久治意見要旨】 電子複写の信用性は低く、証明手段としての社会的機能も劣るから、公文書偽造罪の客体は原本に限る。

#### 63. 最大判昭60. 10. 23刑集39-6-413【福岡県青少年保護育成条例事件】

【事項】 構成要件の明確性、法律主義；①福岡県青少年保護育成条例10条1項の規定にいう「淫行」の意義と明確性②福岡県青少年保護育成条例と憲法94条【事実】 Aは、甲が18歳に満たない青少年であることを知りながら、福岡県内のホテルの客室において、甲と性交した。同条例違反での有罪決定に対して、被告人側は、「淫行」の範囲が不明確であり違憲であるとして上告した。

棄却。【判旨】 ①本条例10条1項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。②同条例は憲法94条に違反するものではない。【理由】 ①本条例10条1項、16条1項の規定の趣旨は、一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によって精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたものであることが明らかである。…けだし、右の「淫行」を広く青少年に対する性行為一般を指すものと解するときは、「淫らな」性行為を指す「淫行」の用語自体の意義に添わないばかりでなく、例えば婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象として考え難いものをも含むこととなって、その解釈は広きに失することが明らかであり、また、前記「淫行」を目して単に反倫理的あるいは不純な性行為と解するのでは、犯罪の構成要件として不明確であるとの批判を免れないのであって、前記の規定の文理から合理的に導き出され得る解釈の範囲内で、前叙のように限定して解するのを相当とする。このような解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、「淫行」の意義を右のように解釈するときは、同規定につき処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえない。②児童福祉法34条1

## 【資料】

項6号の規定は、必ずしも児童の自由意思に基づかない淫行に限って適用されるものでないのみならず、同規定は、18歳未満の青少年との合意に基づく淫行をも条例で規制することを容認しない趣旨ではないと解するのが相当である。【3 反対意見要旨】本条例10条1項の規定は、刑罰法規に対して要求される明確性を欠くものである。

### 64. 最判昭61. 6. 27刑集40-4-340【山形電子コピー事件】

【事項】刑法の解釈；公文書の内容に改竄を加えたうえそのコピーを作成した場合の擬律【事実・判旨】行使の目的をもって、ほしいままに、営林署長の記名押印がある売買契約書の売買代金欄等の記載に改ざんを施すなどしたうえ、これを複写機械で複写する方法により、あたかも真正な該売買契約書を原形通り正確に複写したかのような形式、外観を備えるコピーを作成した所為は、その改竄が原本自体にされたのであれば未だ文書の変造の範疇に属するとみられる程度にとどまっているとしても、刑法155条1項の有印公文書偽造罪に当たる。第1審、公文書変造罪。原審、公文書偽造罪。棄却。【島谷六郎反対意見】公文書のコピーは、一般に私人も自由に作ることができるものであり、私人が作ったコピーであるという了解のもとに使用される限り、そのコピーが「公文書又は公務員の作る可き」文書に当たらないことは明らかであるし、また、それは、あくまでも原本である公文書の存在及び内容の証明手段にすぎず、そもそも文書偽造罪の「文書」にも当たらない。…立法措置によらないで処罰しようとするのは、罪刑法定主義に反する拡張解釈であって、許されない。

### 65. 最判平元. 12. 14刑集43-13-841【瓢箪亭事件】

【事項】適正処罰，法益保護の原則；酒税法7条1項，54条1項の規定と憲法31条，13条【事実】Aは，自家消費の目的で清酒製造を計画し，所轄税務署長の製造免許を受けないで，清酒合計約37リットルを製造するなどした。酒税法違反罪，罰金30万円。棄却。【判旨】酒税法7条1項，54条1項の規定は，自己消費目的の酒類製造を処罰する場合においても，憲法31条，13条に違反しない。【理由】酒税法の各規定は，自己消費を目的とする酒類製造であっても，これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予想されるところから国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため，製造目的のいかんを問わず，酒類製造を一律に免許の対象とした上，免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することとしたものであり，これにより自己消費目的の酒類製造の自由が制約されるとしても，そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し，著しく不合理であることが明白であるとはいえない。【上告趣意】被告人の行った販売を目的としない自家用酒造の行為は，酒税法の保護法益に対し何らの侵害または侵害の可能性さえもたらしたのではない。

### 66. 最判平7. 4. 13刑集49-4-619【ボルノ税関規制事件】

【事項】適正処罰；関税法109条の規定と憲法13条，31条【事実】Aは，昭和61年2月19日，性交類似行為の場面等を露骨に撮影したビデオテープ1巻及び同様の写真を掲載した雑誌1冊を携帯

して、空路サンフランシスコ国際空港から東京国際空港に到着した上、該貨物を手提げ袋等に隠匿して所持したまま同空港内東京税関羽田旅具検査場を通過した。第1審、関税法違反罪。2審、無罪。破棄差戻。【判旨】関税法109条の規定は、わいせつ表現物の単なる所持を目的とした輸入を処罰する場合においても、憲法13条、31条に違反しない。【理由】わいせつ表現物の流入、伝播により我が国内における健全な性的風俗が害されることを実効的に防止するには、その輸入の目的のいかんにかかわらず、その流入を一般的に、いわば水際で阻止することもやむを得ない。

【原審判旨】個人的鑑賞のための単なる所持を目的としたわいせつ表現物の輸入行為を処罰の対象とすることは、法が個人の自律にゆだねられるべき道徳の領域に介入するものであって許されないと考えられるから、関税法109条の規定を条理に照らし憲法13条、31条にも抵触しないように合目的に解釈すると、関税法109条にいう「関税定率法21条1項（輸入禁制品）に掲げる貨物を輸入した者」には個人的鑑賞のための単なる所持を目的としてわいせつ表現物を輸入した者を含まないと解すべきである。

#### 67. 最判平8. 2. 8刑集50-2-221【黄瀬川河川敷事件】

【事項】刑法の解釈；「弓矢を使用する方法による捕獲」の意義【事実】Aは、法定の除外事由がないのに、平成6年2月5日午後1時30分頃から同日午後2時16分頃までの間、河川敷において、自己の食用とする目的で狩猟鳥獣であるマガモ又はカルガモをねらい洋弓銃（クロスボウ）で矢4本を射かけたが、当らなかった。鳥獣保護及狩猟に関する法律違反罪。棄却。【判旨】食用とする目的で狩猟鳥獣であるマガモ又はカルガモをねらい洋弓銃（クロスボウ）で矢を射かけた行為は、矢が外れたため鳥獣を自己の実力支配内に入れられず、かつ、殺傷するに至らなくても、鳥獣保護及狩猟に関する法律1条の4第3項の委任を受けた昭和53年環境庁告示43号3号りが禁止する「弓矢を使用する方法による捕獲」に当たる。【補足意見】「捕獲」という用語は、一般に…その未遂形態は、これに含まれないとするのが一般的な用法であり、「捕獲」には、現実に捕らえたか否かを問わず、捕らえようとする行為自体（「捕獲行為」）を、当然に含むと解することは、その文理上困難といわなければならない。しかし、同法における「捕獲」の中には、「捕獲行為」を含むものと解さなければ不合理であって、立法の趣旨、目的に合致しないと認められる条項が存在しており、…当該条項に関する限り、そのように解することが合目的解釈として可能である。

#### 68. 最決平9. 7. 10刑集51-6-533【錆浦海岸事件】

【事項】刑法の解釈；自然公園法17条3項3号にいう「土石」の意義【事実】Aは、Bと共に、法定の除外事由がなく、且つ、環境庁長官の許可を受けずに、平成4年5月4日午前8時頃から同月5日午前7時45分頃までの間、国立公園の第1種特別地域に指定された海岸において、いわゆる「石さんご」773個（約1立方メートル）を採取した。自然公園法違反罪。棄却。【決旨】「土石」とはその採取が土地の形状を変更することになる土石をいうが、それには岩石学的な意味

## 【資料】

における土と石に限定されず、右地域の地形を構成し、土や石と同等に評価できる自然物も含まれる。

### 69. 最決平9. 9. 30刑集51-8-671【コンタクトクリニック事件】

【事項】適正処罰；コンタクトレンズ着脱と無資格医行為【事実】無資格のAは、業として、前後10回にわたり、甲外8名に対し、検眼、コンタクトレンズ着脱、処方等の診療行為をした。医師法違反罪。棄却。【決旨】コンタクトレンズの処方のために行われる検眼及びテスト用コンタクトレンズの着脱の各行為は、いずれも医師法17条にいう「医業」の内容となる医行為に当たる。

【理由（1審）】コンタクトレンズを装着すること自体が、保健衛生上危害を生ずるおそれがある行為に当たる。

### 70. 最判平9. 11. 17刑集51-10-855

【事項】適正処罰と差別的処罰；①外国人登録原票登録事項確認制度と憲法13条、14条②憲法31条関係【事実】Aは、朝鮮に国籍を有する外国人で、外国人登録証明書の交付を受け、大阪市に居住していたものであるが、その居住地である同市市長に対し、外国人登録原票の記載事項が事実合っているかどうかの確認を申請しなければならないのにこれを怠り、申請をしないで所定の期間を越えて本邦に在留した。外国人登録法違反罪。棄却。【上告趣意】①該制度は差別処遇を認めるものである。②該規定は罪刑の不均衡があり重罰である。【判旨】該制度を定めた外国人登録法18条1項1号、11条1項は、憲法13条、14条に違反しない。【理由】①該制度はその必要性、相当性が認められ、戸籍制度のない外国人については、日本人とは社会的事実関係上の相違があって、その取扱いに差異を生じることには合理的根拠がある。②登録事項確認制度が必要かつ合理的な制度であると認められる以上、同規定がその実効性を担保するための制裁として刑事罰を採用し、所定の刑を設けたことが、立法府の合理的裁量の範囲を逸脱するものとはいえない。

### 71. 最決平10. 7. 10刑集52-5-297【アブラソコムツ事件】

【事項】構成要件の明確性；食品衛生法4条2号にいう「有害な物質」の意義【事実】魚卸売業Aは、法定の除外事由なく、有害な物質が含まれている食品であるアブラソコムツの加工品をBに販売した。食品衛生法違反罪。棄却。【決旨】食品衛生法4条2号にいう「有害な物質」の意義が不明確であるとはいえない。【原審理由】食品衛生法4条2号の「有害な物質」は、通常人たる一般人が、具体的背景の下で、それが何かを判断できるので、アブラソコムツの販売を業としている被告人の販売、貯蔵に適用する場合には、文言の内容が不明確であるために憲法31条に違反するとはいえない。

### 72. 最決平16. 10. 8刑集58-7-641

【事項】刑の執行猶予言渡の取消請求事件について在監者のした特別抗告申立てと刑訴法366条1項の類推適用の有無【事実】受刑中のAは、刑の執行猶予言渡しの取消決定に対して、特別抗告



提起期間を経過した後、約3年後に不服申立てをした。【決旨】在監者の上訴申立てに関する刑訴法366条1項は、刑の執行猶予言渡しの取消請求事件についての特別抗告申立てに類推適用される。【理由】刑の執行猶予言渡しの取消請求事件は、刑事上の処分の手続きの性質を有するものであるから…。

### 73. 最判平19. 9. 18刑集61-6-601【広島市暴走族条例事件】

【事項】刑法の解釈（限定解釈合憲論）、適正処罰、明確性【事実】Aは、甲野連合などの暴走族構成員約40名と協議の上、平成14年11月23日午後10時31分頃から広島市西新天地公共広場において、広島市長の許可を得ないで、特攻服と呼ばれる服を着用し、顔面の全部若しくは一部を覆い隠し、円陣を組み、旗を立てる等威勢を示して、集会を行い、広島市職員から退去命令を受けたが、これに従わず、引き続き同所において、同日午後10時41分頃まで集会を続けた。本条例は該行為に対し6月以下の懲役又は10万円以下の罰金を規定していた。原審、同条例違反罪。棄却。

【判旨】広島市暴走族追放条例（平成14年広島市条例39号）16条1項1号にいう「集会」は、暴走行為を目的として結成された集団である本来の意味における暴走族の外、服装、旗、言動などにおいてこのような暴走族に類似し社会通念上これと同視することができる集団によって行われるものに限定されると解され、このように解釈すれば、同条例16条1項1号、17条、19条は、憲法21条1項、31条に違反しない。【理由】本条例の全体から読み取ることができる趣旨、さらには本条例施行規則の規定等を総合すれば、本条例が規制の対象としている「暴走族」は、本条例2条7号の定義にもかかわらず、暴走行為を目的として結成された集団である本来の意味における暴走族の外には、服装、旗、言動などにおいてこのような暴走族に類似し社会通念上これと同視することができる集団に限られるものと解され…。…このように限定的に解釈すれば、本条例…による規制は、広島市内の公共の場所における暴走族による集会等が公衆の平穩を害してきたこと、規制に係る集会であっても、これを行うことを直ちに犯罪として処罰するのではなく、市長による中止命令等の対象とするにとどめ、この命令に違反した場合に初めて処罰すべきものとするという事後的且つ段階的規制によっていること等にかんがみると、その弊害防止手段としての合理性、この規制により得られる利益と失われる利益との均衡の観点に照らし、いまだ憲法21条1項、31条に違反するとはまではいえない。なお、各規定の文言が不明確であるとはいえない。

【2 反対意見要旨】本条例は、その規定の文言からして、通常の判断能力を有する一般人にとって、多数意見が述べるような限定解釈をすべきものと理解することは著しく困難であり、その保護法益ないし侵害行為と規制される自由との間に合理的均衡を著しく欠いているものといわざるを得ない。

(3) 下級審

1. 仙台高判昭27. 11. 29高刑集5-13-2384【後潟村食管事件】

【事項】法律主義と委任；食糧管理法9条1項と憲法31条【事実】Aは、供出すべき米穀を政府に売り渡さなかった。食糧管理法違反罪。この点棄却。【判旨】食糧管理法9条1項が主要食糧の処分等に関し犯罪の個別的構成要件を規定することを命令に委任していることは、憲法31条の罪刑法定主義に違反しない。【理由】経済統制等に関する法律がその立法目的を明示し、犯罪構成要件に関してこれを概括的に規定した上、その個別的構成要件を規定することを命令に委任することは、必ずしも罪刑法定主義に違背するものではないと解すべきである。蓋し、法律に委任された命令により規定せられる個別的構成要件は、結局において法律に基づくものであるとい得ると共に、それは明示せられた立法目的と概括的構成要件の制約内で規定せられるものであるから、法的確実性と人権保障は害せられないものといえるからであり、他面、経済法規の性格上或る程度の委任命令を認めない限り、変転極まりない経済変動の間に処して、不測の事態に対し臨機の措置をとり、その実効をはかることが不可能となるからである。憲法73条6号は、却って、法律の特別の委任ある場合には、その委任事項を命令で定め得ることを予定しているものと解すべく、…法律の委任に基づく政令により、その委任の範囲内で、国民の権利について一定の制限を設け、この制限に違反した者に対して罰則を科することができる趣旨である。

2. 東京高判昭28. 2. 17特報38-39

【事項】法律主義と委任；食糧管理法施行令6条の買受禁止規定は同法9条の委任の範囲を逸脱しているか。(消極)【事実】Aは、食糧管理法、食糧管理法施行令に違反して主要食糧を買受けた。食糧管理法違反罪。棄却。【判旨】食糧管理法施行令6条本文は、食糧管理法9条1項の趣旨を受けてその所定の配給についての必要な命令を定めているものと解すべきである。【理由】けだし、令6条本文が法9条1項の委任に基づいて規定されたものであることは、法及び令が定めている各規定の体裁、内容等に徴し容易にこれを推知しうるところであるからである。

3. 東京高判昭30. 5. 9特報2-17-503

【事項】罪刑の均衡；詐欺罪に対する実刑判決と憲法36条にいう「残虐な刑」の意義【事実】Aは、昭和28年9月26日頃から同年12月8日頃までの間、41回に互り67名を欺罔して金員合計約108,450円を騙取した。詐欺罪、懲役4月。破棄、懲役4月執行猶予5年。【判旨】憲法36条にいわゆる残虐な刑罰とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味するのであって、事実審裁判所が普通の刑を法律において許された範囲内で量定した場合において、それが被告人の側からみて過重の刑であるとしても、これをもって直ちに所論のごとく憲法にいわゆる「残虐な刑罰」ということはできない。(しかし、本件事案については量刑不当で破棄)

## 4. 名古屋高裁金沢支判昭32. 7. 20特報4-17【新保村食管事件】

【事項】法律主義と委任；食糧管理法9条1項と同法施行令6条に定める米穀買受の禁止との関係【事実】Aらは、買い受けを禁止された米穀を無資格で買い受けた。食糧管理法違反の罪。棄却。【判旨】政府以外の者が、生産者から法定除外事由なくして、主食を買い受けることを禁止した同法施行令6条の規定は、同法9条1項の委任の範囲を逸脱した規定ではない。【理由】「譲渡」に対する規制措置は、その半面、「譲受」に対する規制を当然予定するものと解し得るのみならず、如上の規定は、主食の配給、消費等に関する事項をもその対象としているから、これ等の事項に関する限り、政府は主食の「譲受」について、政令を以て必要な制限を加え得ることが明らかである。

## 5. 福岡高判昭34. 3. 31高刑集12-4-337【共栄企業組合事件】

【事項】法律主義と慣習・条理；慣習・条理としての実質課税の原則による所得の判定と罪刑法定主義との関係【事実】Aら5名は、甲ら多数の者と協議し、虚偽の所得税確定申告書を提出するなど不正の行為により昭和25年度及び同26年度分の所得税を免れるなどした。所得税法違反の罪。この点、棄却。【判旨】所得税法69条1項前段所定の所得額を条理としてのいわゆる実質課税の原則に従い判定して同条所定の罪を認めることは、罪刑法定主義に反しない。【理由】罪刑法定主義…の派生的原則として慣習刑法の排斥及び文理を越えた類推解釈の禁止が要請されるものとされている。けれども、さればといって刑罰法規の内容がすべて明文を以て充足されねばならないものと解すべきでないことは多言を要しない。刑罰法規の形式如何によっては、成文法以外の慣習又は条理により、当該刑罰法規の内容を補充すること換言すれば犯罪構成要素に属する事実を判定することが許されるべき場合のあることは否み難いところである。

## 6. 玉島簡判昭35. 8. 23下刑集2-7=8-1147【黒崎酒造事件】

【事項】法律主義と委任；酒税法54条、同施行規則61条1項9号の合憲性と委任・再委任【事実】酒類製造業を営む父Bの代理人として酒類製造の業務を担当するAは、業務に関して、昭和23年4月頃から同6月頃にかけて数度にわたり葡萄酒の滓約1石を入れ換えるなどして酒類の容器移動をなしたが、所定の帳簿に所定事項を記載しなかった。酒税法違反罪、罰金3万円。【判旨】罰則の再委任が、下級行政機関にまで可能かどうかについては、憲法に明文はないが、憲法の一般原則からみて、委任命令は法律による委任事項の一部を更に行政機関の法形式にまで再委任できるものというべく、従ってその委任した法律が、命令の種類を指定せず、個別的具体的に限定した特定事項の範囲内であれば、その一部の詳細を規定することを下級行政機関の法形式にまで再委任できると解せられるので、下級の地方行政機関たる税務署長も、本件当時、税務署官制に則り政令の委任に基づき、本件の指定をなす権限を有したものとわなければならない。【理由】…酒税法施行規則は、法律の委任に基づき罰則を設けた政令であり、その61条1項はいわゆる罰則規定で、酒税法54条はその罪となるべき事実の内容たる帳簿の記載義務を定めたものであ

## 【資料】

り、その義務の内容の一部たる記載事項の詳細を命令（政令）に委任したものにほかならず、規則61条1項9号は、同1項1号ないし8号までに掲げたもののほか、必要とするものを税務署長の指定に委せたものであって、同規則のこの種の規定は上記酒税法54条の委任の趣旨に反しないものであり、何ら憲法に違反しない。というのは、憲法73条6号但書の「罰則」は、犯罪構成要件と刑を定める法規を指称するから、罪となるべき事実（本件では帳簿記載義務違反）と、これに対する刑罰は法律（酒税法65条1号）で規定し、その罪となるべき事実の構成要件事実（本件では帳簿記載義務の内容）を、法律以外の法形式（規則61条1項並びにその補充としての税務署長の指定）に委任したもので、有効な罰則の委任があったというべきだからである。

### 7. 大阪高判昭37. 12. 10判時327-46

【事項】構成要件の明確性；銃砲刀剣類等所持取締法17条1項にいう「すみやかに」の明確性

【事実】Aは、昭和36年6月23日頃、Bが大阪府教育委員会から美術品として登録を受けた日本刀をBから譲り受けたにもかかわらず、すみやかに同委員会に届出をしないで、それ以来昭和37年2月26日まで放置した。原審は、「すみやかに」という用語はその内容が不明確であって、罪刑法定主義の原則に反する無効の規定であるとした。破棄自判、銃砲刀剣類等所持取締法違反罪。【判旨】同法17条1項にいう「すみやかに」の文言は不明確とはいえない。【理由】現実的には「すみやか」であるか否かについて見解の分かれる場合のあることは否めないけれども、その場合でも客観的にみて規範的に公正な判断は不可能ではなく、現実上限界上にある事例に対する見解が異なることがあるからといって、全般的に「すみやか」であるか否かの公正な判断が社会生活上客観的妥当性を有するということは否定しえない。

### 8. 小倉簡判昭38. 8. 27下刑集5-7=8-799

【事項】法律主義と委任；食糧管理法施行令8条の委任の範囲と同法施行規則39条の合憲性【判旨】食糧管理法施行規則39条は同法施行令8条の委任の範囲を逸脱する。（福岡高判昭39, 3, 7により破棄）【理由】令8条は農林大臣に対し、生産者輸入者など以外の者の所有する主要食糧の譲渡を全般的に禁止する権限を与えたものではなく、…。政令その他の命令は、それが財産権を制限し、或いは刑罰を伴うかぎりにおいて、つねに必ず法律に基づき、その授權、委任の範囲内においてのみ規定されねばならない。法9条は政令の、いわゆる枠のなかで、必要な規定を定めることを命令に委任した趣旨であって、法の目的にたとえ合致するとしても、その枠を超えた命令を有効とする趣旨ではない。

### 9. 福岡高判昭39. 3. 7下刑集6-3=4-155【戸畑食管法事件】

【事項】法律主義と委任；食糧管理法施行令8条に基づく施行規則39条の合憲性と委任の範囲

【事実】Aは、法定の除外事由がないのに、昭和38年2月12日、Bら2名を使用して、米穀840kgを下関市から戸畑区の甲方まで、自動車で輸送させ、同米穀を甲に代金7万円で売り渡した。原審は、同令は農林大臣に対し、生産者、輸入者等以外の者の所有する主要食糧の譲渡を全般的に

禁止する権限をあたえたものではなく、法の授權、委任の範囲を越えるとして売渡行為については無罪とした。破棄、食糧管理法違反（輸送及び譲渡）罪（併合罪）。【理由】食糧管理法施行令8条は主要食糧の適正な流通を確保するため、特に必要があると認めるときは、農林大臣又は知事は…主要食糧を所有する者に対し、譲渡制限することができるとしており…、ここにいう主要食糧の所有者とは、生産者、非生産者を問わず…何人をも問わない広義の所有者を指称する。

10. 東京地判昭40. 8. 31判夕181-194【大和田青果事件】

【事項】法益保護の原則；刑法110条の客体【事実】Aは、甲方居宅の便所下見板に接着して積み重ねられていた竹籠を焼損しようと考え、付近空地に放置されていた約2頁分の新聞紙1枚に点火し、竹籠内に投げ入れたが、通行人に発見消火されたため、該新聞紙の約半分を焼損し、1個の竹籠の極く一部を燻焼したに止まった。放火罪不成立。【判旨】約2頁分の新聞紙は、刑法110条の放火罪の客体とならない。【理由】公共危険犯としての観点から考え、一般的定型的に公共の危険の発生が予想されないような物は、含まないと解するのが相当である。

11. 東高判昭48. 6. 8高刑集26-3-298【久慈川かさねさし網事件】

【事項】法律主義と委任；茨城県内水面漁業調整規則27条, 37条1項1号と憲法31条【判旨】茨城県内水面漁業調整規則27条, 37条1項1号は、憲法31条に反しない。（最判昭46. 11. 16の差戻審）【理由】漁業法および水産資源保護法が漁業調整に必要があると認める事項に関して、その内容を具体的に特定し刑罰の種類、程度を限定して、罰則を制定する権限を都道府県知事に賦与したことをもって、憲法31条の容認しないところであると断定することはできない。

12. 東京高判昭53. 4. 17高刑集31-1-59

【事項】法律主義と委任；速度制限に関する公安委員会の告示の合憲性【事実】Aは、昭和51年8月31日午前11時41分頃、制限速度を30キロメートル毎時と指定した道路において、56キロメートル毎時の速度で普通貨物自動車を運転した。道路交通法違反罪。棄却。【判旨】速度規制に関する公安委員会の告示は、規制の内容を公安委員会の告示に全面的に委任したものであるからといって、罪刑法定主義に反する違憲、無効のものであるとはいえない。【理由】変転する道路交通事情の実体に照らし、これがために必要な道路交通の具体的内容をすべて法律、政令に規定することは不可能にして適当でなく、其の基本的な事項はこれを法律、政令において定めるものの、実施上の細則的な具体的内容は、これを地方の実状に即応して定めることがより適正妥当であるとの見地から、地方の実状に通じる公安委員会の判断にまかせることとし、他方、公安委員会は、右法律、政令の範囲内において、その時々の実情に応じ、交通規制を強化し、あるいはこれを緩和し、必要かつ適切な交通規制の実施をまかされているものであって、…正に道路交通法所定の目的達成に必要且つやむを得ない措置というべく、直ちに、現行法下多様の意義をもついわゆる罪刑法定主義に反する違憲、無効のものであるとはいえない。

## 【資料】

### 13. 東京高判平17. 6. 21判時1912-135【長銀粉飾決算事件】

【事項】刑法と慣習；公正な会計慣行【事実】日本長期信用銀行頭取A及び同副頭取Bらは、協議の上、その業務に関して、大蔵省関東財務局長に対し、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し、法令に違反して利益の配当を行った。証券取引違反（有価証券虚偽報告）罪、商法違反（違法配当）罪。棄却。【理由】有価証券報告書の記載の虚偽性や利益配当の法令違反の認定・判断は、「公正なる会計慣行」によって決せられることになるが、「公正なる会計慣行」は、その性質上、法律ないしこれに準ずる形式によって定めることは困難であることに照らすと、そのような形式で定められなければならないものではなく、要は、金融機関に身を置く通常人を基準として、「公正なる会計慣行」が何なのかが理解でき、処罰される行為とそうでない行為が区別できれば足りるものと解せられる。…本件において、改正決算経理基準や「資産査定通達等」により…、平成10年3月期の決算時において準拠すべき「公正なる会計慣行」が何なのを理解することが必ずしも困難ではなく、処罰される行為とそうでない行為が明確に区別できないともいえないから、罪刑法定主義に違反するものとまではいえない。

### 14. 東京簡判平19. 3. 26判タ1258-89【世田谷区リサイクル条例事件】

【事項】構成要件の明確性【事実】Aらは、世田谷区の指定業者でないのに、ごみ集積所から古新聞紙を収集し、区長から中止命令を受けた後の平成16年8月から同17年2月にかけて古新聞紙を持ち去った。世田谷区清掃・リサイクル条例違反罪で起訴された。無罪。【判旨】世田谷区清掃・リサイクル条例の罰則規定は、ごみ集積所の指定などに関する規定があいまいであり、適正な刑事手続きを定めた憲法31条に違反している。

### 15. 東京高判平19. 12. 10判タ1258-82【世田谷区リサイクル条例事件】

【事項】①条例制定権の範囲②構成要件の明確性【事実】14に同じ。【判旨】①世田谷区清掃・リサイクル条例31条の2, 79条1号の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律7条1項ただし書に違反しない。②世田谷区清掃・リサイクル条例31条の2, 79条1号の規定に、犯罪構成要件としてあいまい・不明確な点はない。【理由】①廃棄物処理法7条1項ただし書きは、古紙回収業者等に市町村長の許可が不要なことを定めただけの規定にすぎないし、そもそも、廃棄物処理法は、…一般廃棄物の処理につき市町村がその責任を負うこと、…一般廃棄物処理業が市町村の処理を補完する存在であることを規定しているのであって、このような法の建前からしても、…本条例の各規定は廃棄物処理法の規定に実質的にも違反しない。②本条例の上記各規定の文言自体が明確なものであることに加え、集積所等が住宅地図を利用して場所が明示されていること、原則として看板等によって集積所等であることが標示されていることなどの実状にかんがみても、犯罪構成要件の一部である犯行場所の明確性・公示性に欠けるとする原判決の説示は是認できない。

## (二) 犯罪能力, 行為等

### (1) 大 審 院

#### 1. 大判明36. 7. 3刑録9-1202【門司漁業組合事件】

【事項】法人の犯罪主体性【事実】Aは、甲漁業組合代表者としての資格で、乙外16名に対し漁業法違反の行為があるとして、総会の決議をなさしめ、誣告した。検察官はA個人を誣告罪で起訴した。誣告罪。弁護人は甲を起訴すべきであると主張した。棄却。【判旨】法人は、犯罪の主体たる能力を有せざるを原則とし、法律の明文に依り特に其の主体たる場合と雖も、財産刑其他法人の性質と相容るべき刑罰に服従するに止まり、体刑を科すべき犯罪の主体たること能はざるものとす。従って漁業組合の名を以て為したる告訴が誣告に出たる場合と雖も法人たる組合は体刑を科すべき誣告罪の主体として刑罰の制裁を受くべきものに非ず。

#### 2. 大判明39. 8. 28刑録12-882

【事項】業務主の処罰【判旨】酒造税法（明治29年法律28号）32条は、代理人等の税則違反の行為については、製造者又は販売者をもって責任者として処罰する趣旨である。

#### 3. 大判明44. 3. 3刑録17-258【不敬罪事件】

【事項】思想刑法の排除【事実】Aは、天皇皇室に対する侮蔑の事項を自己の日誌に記載した。別件の新聞紙法違反事件のための家宅捜索の際に警吏に発見された。不敬罪（74条1項）。棄却。【判旨】不敬罪は不敬の意思表示を為すことに因りて完成し、他人の之を知覚すると否とは問ふ所に非ず。左れば被告が至尊に対する不敬の事項を自己の日誌に記載し以て不敬の意思を表示したること判示の如くなる以上は其行為たるや直ちに刑法74条1項の罪を構成し、被告以外の者に於いて該不敬の意思表示を知覚せざりし事実ありとするも同罪の成立に何等の影響を及ぼさざる…。

#### 4. 大判大10. 1. 17刑録27-1【笠松街道踏切事件】

【事項】過失忘却犯の行為性【事実】踏切番Aは、踏切小屋で仮眠していて列車接近に際して交通遮断をせず、まじかに接近した爆音で覚醒し交通遮断したため、すでに踏切内に入っていた人力車の脱出を不可能にして列車と衝突させ、2名を死亡させた。各業務上過失致死罪（211条）。棄却。（註：観念的競合）【判旨】踏切番人は、踏切の看守を為し列車通過の際は特に其の職務上周到なる注意を払い交通を遮断し以て列車の通過に障害なからしむると同時に通行人の生命身体等に危害を醸すことを予防すべき義務あるものにして此の義務を怠り因って人を列車に触れ若しくは之と衝突して死に致したるときは業務上の過失致死罪を構成し刑法211条の罪責を免ることを得ざるものとす。

## 【資料】

### 5. 大判大12. 2. 27刑集2-134

【事項】業務主の処罰【判旨】取引所法の従業者が主人である仲買人（取引員）の業務に関し違反があった場合は、主人である仲買人は、自己の意思にかかわらず罪責を負う。

### 6. 大判大12. 12. 1刑集2-895

【事項】法人の犯罪能力【事実】甲会社の代表者Aは委託者の物を業務上占有中、これを質入れして横領した。A：業務上横領罪（253条）。棄却。【判旨】該場合には、該質入者個人を処罰する。

### 7. 大判大14. 6. 9刑集4-383

【事項】法人の犯罪能力【判旨】代表取締役が関東震災に際し暴利を得る目的で生活必需品の売惜しみ又は不当価格販売をした場合には、会社の代表機関としてした故をもって個人の罪責を免れることはできない。

### 8. 大判昭5. 6. 25刑集9-433

【事項】法人の犯罪能力【事実】甲会社社長Aは、会社の業務に関して人の名誉を公然毀損した。A：名誉毀損罪。【判旨】犯罪の主体となるのは、自然人だけで、法人はその資格を有しないのを原則とするから、株式会社社長が、会社の業務執行上他人の名誉を毀損した場合は、当該行為者である社長を処罰する。

### 9. 大判昭8. 6. 20新聞3588-16

【事項】法人の犯罪能力【判旨】現行法上、刑事責任の観念及び自由刑を主たる刑罰とする点よりすれば、法人の犯罪能力は否定すべきものである以上、取締役が会社の損害を填補する目的で、詐欺罪を犯した場合には、その取締役個人を処罰する。

### 10. 大判昭9. 11. 22刑集13-1541【豊橋証券事件】

【事項】法人の犯罪能力【事実】Aは豊橋証券株式会社取締役兼社長、Bは同会社営業部長であるが、両名共謀の上、真実株式授受を為す意思がないのに、株式現物売買に藉口し、主として名古屋株式取引所短期精算市場における相場を標準とした価格により、客より売り買いの注文を受け、価格の高低に基づき計算をした上、その差金の授受をするという賭博を甲外数十名との間に千数百回にわたり常習として行った。Cらは各支店において客の注文及び仕手舞の通告等を受けこれを本店に取次いだ。A、B各常習賭博罪（186条1項）、Cら、常習賭博幫助罪（186条1項62条）。棄却。【判旨】現行法の下に於いては法人の犯罪を認むることを許さざるを法理上の原則とする。…被告人等の常習賭博に付ても法人を処罰すべきものに非ずして当該行為者たる理事等を刑法に依て処罰するものとする。

### 11. 大判昭10. 11. 25刑集14-1217

【事項】法人の犯罪能力【事実】Aは、主務大臣の免許を受けず、昭和9年9月頃から、10年4月頃までの間に前後数百回にわたり多数名に対し一口30円の出資契約を結び、約定の期間内に約



定の金銭を受け入れ、貯蓄銀行業を営んだ。【判旨】法人の機関である自然人が、法人の名義で犯罪行為をした場合には、その自然人を処罰する。

12. 大判昭13. 3. 4新聞4248-13

【事項】業務主の処罰【判旨】取引所法にいう従業者が主人である取引員の業務に関し違反を行った場合には、取引員の認識の有無にかかわらず、業務主体である取引員が罪責を負う。

13. 大判昭15. 9. 21新聞4629-3

【事項】法人の犯罪能力【判旨】犯罪の主体は自然人だけで、法人は犯罪能力を有しないことをもって原則とする。

14. 大判昭16. 10. 16新聞4745-15

【事項】個人商店がたとえ株式会社となったとしても、犯罪上では、両者は別個の主体として取り扱われる。

15. 大判昭17. 7. 24刑集21-319

【事項】業務主の処罰【判旨】主人が国家総動員法48条により従業員の行為について責に任ずるには、その雇入又は選任等に過失の存することを必要としない。

(2) 最高裁

1. 最判昭23. 7. 29刑集2-9-1067【八幡浜賭博事件】

【事項】賭博常習者の意義【事実】賭博の前科等のあるAは、常習として、前科等のない非常習者Bらと共に甲方で花札賭博を行った。A、常習賭博罪（186条1項）、B、賭博罪（185条）。棄却。【判旨】賭博常習者とは、賭博を反復累行する習癖あるものをいうのであって、必ずしも博徒又は遊人の類のみを指称するものではない。

2. 最大判昭32. 11. 27刑集11-12-3113【国際クラブ事件】

【事項】業務主の処罰【事実】Aは、昭和22年2月頃から同年12月10日頃までの間キャバレー国際クラブを経営していた者であるところ、同クラブの支配人Bは、経理部長C等と共に共謀の上、虚偽の金額を申告納税し2月分から10月分までの入場税中合計80万円余の納税を免れた。B：入場税法違反罪共同正犯連続犯（同法16条1項刑法60条55条）、A：入場税法違反罪両罰（同法17条の3第16条1項）【判旨】入場税法（昭和15年法律44号）が事業主たる人に、その代理人、使用人その他の従業者の行為につき責任を負わせるのは、その選任監督その他違反行為防止に必要な注意を尽くさなかった過失を推定する規定と解すべきである。

3. 最判昭38. 2. 26刑集17-1-15【大谷旅館事件】

【事項】業務主の処罰【事実】旅館経営者甲女は、従業員乙女（甲の3女）を使用して旅館を経営していたが、乙女は丙女が丁男と売春するため宿泊に来たのを知りつつこれに客室を貸与した。乙、売春場所提供罪。甲、両罰（売春防止法14条）規定により処罰。【判旨】売春防止法14条は、

## 【資料】

業務主が従業者の違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定したものである。

### 4. 最大判昭38. 5. 22刑集17-4-457【ローヤル自動車事件】

【事項】業務主の処罰：没収の対象【事実】甲会社代表取締役乙は、税関の許可を受けずに、外国自動車を譲り受けるなどした。関税法（及び物品税法）違反罪、甲及び乙から480万円余の追徴。【判旨】関税法118条にいわゆる犯人中には、行為者のみならず、いわゆる両罰規定により処罰される法人をも含む。【上告趣意】関税法118条にいう没収、追徴は、同条所定の犯罪行為者本人に対してのみこれを科すべきであって、両罰規定の適用を受ける法人に対してはこれを科すべきではない。【補足意見】会社とその代表取締役とが起訴されている事案においては、両者の関係は共犯以上に密接であり、実際問題としても、会社に対し追徴が執行されてしまえば、代表者個人には実害は及ばないで解決することになるであろうし、またもし、会社に十分な財産なくして執行の目的が達せられないような場合には、その業務執行につき全責任を有する代表者が責任を負わされても、あながち不当な結果であるともいえない。

### 5. 最判昭40. 3. 26刑集19-2-83【興和事件】

【事項】業務主の処罰の法意、性質【事実】本邦居住者である貿易業甲会社の取締役乙らは、法定の除外事由がないのにその業務に関して、非居住者のためにする居住者に対する支払いの受領行為を行うなどした。外国為替及び外国貿易管理法違反罪。棄却。【判旨】外国為替及び外国貿易管理法73条は、事業主たる法人の代表者でない従業者の違反行為につき、当該法人に該行為者の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定した規定と解すべく、事業主においてそのことに関する注意を尽くしたことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れないとする法意である。

### 6. 最決昭45. 7. 2刑集24-7-412【三無事件】

【事項】①主観的要素の意義②陰謀の意義【事実】Aらは、政治的主張を実現するため、武装勢力多数で国会を急襲し、左翼勢力を一掃するべく具体的な協議を重ねた。政治目的殺人騒擾陰謀罪。棄却。【判旨】①行為は、一定の目的等の主観的意図にもとづくものであることによって、違法性を帯びあるいは違法性を加重することがありうるのであるから、その主観的意図の存在を犯罪の構成要件要素とすることは決して不合理なことではない。②破壊活動防止法39条及び40条にいう陰謀とは、その所定の目的をもって、刑法199条、106条等の罪を実行するための具体的な準備をすることや、その実行のための具体的な協議をすることのような社会的に危険な行為を処罰しようとするものであり、その犯罪構成要件が不明確なものとも認められない。

### 7. 最判昭59. 12. 18刑集8-12-3026【吉祥寺駅事件】

【事項】不退去罪の行為性（註：判旨は表現の自由に関する。）【事実】Aらは、狭山裁判闘争支援を呼びかけるため、駅構内1階階段付近において、多数の乗降客や通行人に対し、集会参加を

要請するピラ多数枚を配付し、演説し、同駅助役から退去要求を受けたがこれに従わず、約25分間滞留した。鉄道営業法違反罪共同正犯，不退去罪共同正犯，併合罪（鉄道営業法35条刑法60条，130条60条，45条）。棄却。【判旨】該所為につき，鉄道営業法35条及び刑法130条後段の各規定を適用してこれを処罰しても憲法21条1項に違反しない。

#### 8. 最判昭62. 9. 22刑集41-6-255【大東鉄線事件】

【事項】法人の犯罪主体性【事実】A会社薬品受け入れ責任者Bは，薬品運搬会社運転手Cのバルブの取り違えを見過ごしたため，塩素ガスが流出し付近住民119名に傷害を負わせた。原審は，両罰規定により会社及び責任者等にいわゆる公害罪法違反罪を認めた。破棄，責任者等にのみ業務上過失致傷罪を適用した。

### (3) 下 級 審

#### 1. 静岡地裁沼津支判昭31. 2. 23判時74-28【湯田事件】

【事項】いわゆる夢中遊行中の殺人【事実】Aは，業務上横領罪が発覚する状況において，飲酒して就寝したが，夜間無意識状態で両親の寝室に入り，就寝中の実父甲を登山ナイフと剃刀で殺害し，逃げ出した実母乙を階下で同様に殺害した。【事件に至るまでの被告人の経歴】被告人は，曾て昭和電力株式会社監査役，日本鉱業株式会社常務取締役，日立電力株式会社取締役社長等を歴任した甲とその後妻タメとの間に2女1男の末子として生まれ，東京都内に居住した父母の膝元に育ち都立第4中学校を経て慶応大学法学部に入学し，本科2年のとき応召し，昭和20年8月復員した後志望を改めて同大学文学部西洋史学科に進み昭和24年3月同科を卒業したが，右卒業の前年12月から日本機械貿易株式会社に就職し，同会社が輸入したレミントン英文タイプライターの販売及び代金取立の業務に従事して来た者である。【公訴事実】被告人の父甲は元財界において相当の地位にあったがその後隠棲し，昭和18年暮から伊東市に居住し定職もないため経済的に余裕がなくなり，昭和26年5月中旬親戚のHから北海道の小豆を取り寄せ販売するという投機事業を打ち明けられるや，同事業に眩惑されこれを有望視して乏しき資財中の株券を担保として金10万円を他より借り受け右金員をその頃Hに該事業資金として貸し付けたが，更に同事業に食指が動いたので被告人名義で帝国銀行日比谷支店に預金してある甲の金10万円をも右事業資金に投じようとして被告人にその預金通帳の持参方を求めていたところ，被告人は当時右預金を友人の事業資金に貸し付けており残額が殆どなかったため，6月6日業務上横領金をもって金6万5千円に達する迄の預金をしたが，被告人は当日東京において義兄Wから甲のHに対する投資の話聞き，自己が業務上横領の弥縫にて苦悩の折り斯かる窮余の策にて預金通帳迄糊塗しなければならぬのは，畢竟甲がHを偏愛し自己を冷遇し飽くまで通帳の返還を求めるためであるとし，甲に対する反感高まり，同夜伊東市の父母の許に至った際遂に甲と被告人との間に前記横領金の弁償依頼の件又は通帳の預金額の不足の件に端を発し口論となり，被告人は一旦口論の席を外した後

## 【資料】

憤慨の余り甲の寝所に赴き就寝中の同人を登山ナイフと剃刀で殺害し、傍の母が驚愕して急を近隣に告げんとして逃走すると、これを追い階下8畳間で追い付き同人をも右ナイフと剃刀で殺害したものである。【被告人の主張】自分は6月6日午後5時過に勤務先を出て東京駅から列車に乗り、伊東駅で下車してから駅前で生ビールを飲み、午後9時過同市内の両親の許に至ったところ、両親は未だ起きていた。自分は階下6畳間で父からベルモットを馳走になったが、東京からウイスキーの中壘を持参して来ていたので専らこれを飲みながら父母と父が近く楠見市太郎氏経営の会社に入社の予定となっている話や自分の洋行や結婚の話などしている中、父は午後10時10分頃寢室に退き、自分も翌朝出勤のため早起きせねばならぬので午後10時半頃2階に上り更に残のウイスキーを飲み、香川県におる姉夫婦等宛に手紙を書いておる中に眠くなったので床に入り寝て、その後のことは全く記憶がない。ふと気がついたとき自分は2階から階下に通ずる階段の下に倒れており、階下8畳間には母が足を投げ出して倒れておりその周囲は血だらけであったので、母が殺された事が判り、驚いて父母の寝室であるサンルームに行ってみると父は奥の方に頭と胸が血だらけになり殺されておった事が判ったが、見ると自分の両手に血がいっぱいついており膝にも血が流れるようについており、着ていた浴衣にも血がついておるので、自分が両親を殺害したと思ったが、この間の記憶が全くない。【林鑑定人】被告人の母の実弟Tは明らかに広義の癲癇性疾患と見るべき定期性不機嫌症の発作があり他にアブサンというに近い意識障害の発作もある疑いが濃く、なお寝惚けの癖、甚だしい爆発性の性格傾向があるので、被告人はその母系より広義の癲癇性素質の遺伝的負因を継承していることが認められる。更に被告人は過呼吸に対して相当過敏であり、病的脳波もあるから被告人が広義の癲癇性素質者であることを明認し得る。被告人が当夜飲酒相当の酩酊状態にあったばかりか、業務上横領に関連して相当不安な感情的緊張状態にあったことは、右癲癇性素質者である被告人に夢中遊行を起こす誘因となる。以上の外に両親殺害の動機として通常の心理によって理解し難きところがあることと各被害者の創傷の状態をも勘案して、昭和26年6月6日夜中前記両親殺害の行われた間被告人は夢中遊行というべき朦朧状態にあったことが認められる。【三浦岱栄鑑定人】被告人は、異常素質の負因が想像され得る外所謂神経質の性格者であるところ、業務上横領の発覚の可能性が5月中旬頃から生じて来たので繊細な性格は特にこれを深く感受し精神の平衡を失い易い反応性の精神状態に陥っていたが、6月6日当日は過労の上更に発覚の可能性が増したためたまたま心的衝撃を受けていた折り、飲酒したため病的酩酊になったのであり、右酩酊は急激に発生した朦朧状態を中核とする典型的な病的酩酊であった。【判旨】被告人は犯行当時朦朧状態にあり、心神喪失中の行為として該尊属殺人について無罪(39条1項)。

## 2. 大阪高判昭32. 6. 28特報4-13-317

【事項】居眠り運転事故の罪責：行為性を否定した事例【事実】Aは、無資格で自動車を運転し、過労のため居眠りにより事故を起こし、他人を死亡させた。重過失致死罪。棄却。【理由】睡眠

状態に陥ったのちの動作は刑法上行為といえないことは所論のとおりであるが、…いわゆる原因において自由な行為として、その結果に対する責任をおわなければならない。

### 3. 大阪地判昭37. 7. 24下刑集4-7=8-696【やよい荘事件】

【事項】夢の中の殺人につき、刑罰法規の対象たり得る行為には該当しないものとして無罪を言い渡した事例【事実】（住田新平鑑定、長山泰政鑑定等参照）Aは、昭和34年6月頃から大阪市東淀川区大阪トヨペット株式会社十三工場で同会社の自動車部品製作の下請けをしている友栄製作所こと甲（友政信司）のもとで板金工として稼働し、同年12月乙（朱二京）と結婚して平穏な生活を送っていたところ、昭和35年4月出勤途上交通事故により右膝関節複雑骨折の傷害を受けたため稼働不能となったが、甲の好意的な取り扱いで従前どおり給料の支給を受けられることとなったので、該負傷の治療に専念していたものの、約1年余を経過するも該膝関節硬直のため、歩行不自由なまま早急には治癒する見込みもないところから、昭和36年6月初め頃甲と相談の上一応治療を打ち切るとともに、該受傷による障害保険金の請求手続きをとることにしたが、乙からそのような措置をとったことを非難せられ、A自身も該保険金請求について十分な理解ができなため、甲の真意を了解できないまま同人に対して一抹の不信を抱くようになり、右膝疾患の治癒しないことによる将来の生活への不安、焦燥も加わって、該保険金請求の可否についてその去就に迷い、本件発生数日前頃から日夜懊悩して不眠勝な毎日を送っているうち、Aが以前罹患していた覚醒剤慢性中毒の後遺症としての妄想性曲解や妄想性被害念慮に捉われて心的混乱を招き過度な心的緊張のため事態を正視することが困難な状態に陥っていたところ、本件発生当夜である昭和36年6月16日夜も自宅で乙とともに就寝したものの不安、焦燥を伴う心的緊張のため熟睡できず、浅眠状態にあったところ、同日午前4時30分頃色の黒い男が3人程突如室内に侵入し、Aを殺そうとして後側から首をしめつけてくる夢を見て、極度の恐怖感に襲われるまま、Aは該男達から殺されるのを防ぐため先制して攻撃を加えるつもりで、後に振り向くと同時に1人の男の首を両手で強く締め付けたところ、Aがその男と思っていたのが、Aの側に寝ていた妻乙であったため同人を頸部扼圧による窒息のため死亡するに至らしめた。【司法警察員に対する自首調書】側に寝ていた妻の手が首にあったので、妻が首をしめに来たと考えて殺されてはいけないと思い妻の首に両手をかけて絞め殺した。【検察官に対する供述調書】妻が自分の睾丸を握って来て痛かったので、妻さえも自分を殺そうとするのではないかと恐ろしく思った。うとうとしているうちに妻に殺されると思いその首をしめた。【判旨】行為者のある外部的挙動がその者の行為と評価され得るのは、その挙動が行為者の意思によって支配されているからであって、その意思支配が存しない場合には行為も存しないと言うべきであり、ある行為が刑罰法規の構成要件に該当するか否かは、その法規によって要求される規範に従って行為者が自らの行動を統制し得る意思の働き即ち規範意識の活動に基づいてなされた行為を対象としてなされるべきであって、その任意の意思を欠く行動は、行為者についてその責任能力の有無を論ずるまでもなく、刑罰法規の

## 【資料】

対象たる行為そのものに該当しないと解すべきである。(註：控訴審の大阪高裁は、責任能力を欠くとして無罪を言い渡した。)

### 4. 大阪高判昭40. 7. 31下刑集7-7-1359【夏目村事件】

【事項】夢の中の無意識下の放火と自白の信用性【事実】Aは大阪市旭区北清水町25番地の自宅において時計修理業を営んでいたが、妻子5人を擁して収入も月1万円程度に過ぎず、妻も内職をして家計を助けていたが、知人よりの借金も合計7万円に達し、その返済に苦慮していた。昭和29年の年の瀬を控えて生活苦や借金のことを思い煩い、また、同年12月22日に日動火災海上保険株式会社との間に建坪約10坪の自宅家屋並びに家財を目的として合計42万円の火災保険契約を締結したことなどを思いつつ就寝した。その後、棟続きの甲方の天井裏に放火して自宅を焼損することを決意し、1合入りのライター用揮発油瓶1個を携えて、自宅3畳板の間より天井裏に出て、甲方天井裏に揮発油を注ぎ点火し、よって人の現在する甲方天井板の1部(直径0.15メートル位の円形部分)及びA方天井板の1部を焼損した。【司法警察員に対する供述調書】本月23日午前3時35分頃、私は仕事場に行っている中3畳敷板間の仕事机の上にあった小箱マッチをズボンのポケットに入れ、その部屋の南西隅に置いてある茶ダンスの上に乗る、茶ダンスの上に取り付けたラジオ棚から2本並べて置いてあったライター用揮発油入りの1合入り小瓶を左手に持ち、右手で天井板をそらして持ち上げ、そこから天井裏へはい上がり南隣の柴野さん方中3畳間の天井裏に揮発油をまき、持っていたマッチで火をつけますと物凄い勢いで燃え上がりましたので、残った揮発油を柴野さん方押し入れの天井裏にまきながら、はい上がった所まで帰り、自宅3畳間にすべり降り、天井板を元どおりにしていますと棚の上にあった残り1本の揮発油瓶がひっくり返り、栓が抜けて油が流れ出ていたので、今度はそれに火をつけたのであります。【検察官に対する供述調書】この保険に入った翌日か翌々日かの事ですが、夜中の3時頃便所に起き上がったが西から北へ風が吹いていてよく晴れておりました。私は寢床へ帰ったもののそれ迄毎日のように家内から借りておる借金の返済を相談されて返す見込みもないし正月は迫って来ますしどうしようかと思って目が冴えて寝付かれず、色々金の工面を考えているうちに前に申しました保険の事を思い付き私の家が焼けたら保険金が入ると思うといっその事火をつけてやれという気になりました。【第1回公判での供述】放火の点も無意識にやったのでありまして天井裏に火がついて気がつき私が手で揉み消しに努めた程です。【第5回公判での供述】私は昭和19年に軍隊に行き茨城県の磯浜から4里位離れた夏目村という所におりました。そしてその頃B29が連日爆撃に来まして本件の時には子供を寝かしてから午後12時半頃私も寝ましたが、今述べました茨城県に居たときの事を夢見ていました。そしてその夢の中で米軍が上陸したので自分達の泊っていたテントを焼き払って撤収せねばならないと戦友がいましたので火をつけたのです。すると燃える音がしましたので目が覚めました。それで周囲を見ますと天井に自分が上がり天井に自分が火をつけた事が分り、驚いて消し始めたのです。【第11回公判での供述】茨城県石岡の夏目村とい

う所に私の連隊がありまして当時米軍が敵前上陸して来まして、艦砲射撃もありまして米軍がテントを張りましたが、それを私達4、5人で火をつけました、マッチでテントの樞の方につけたのですがその際ポーツと音がしたので目がさめたのです、そして気が付いたら、高さ2尺位の真っ赤な炎が上っており炎の小さい部分だけ自分で消し天井裏から降りて家内を起こしましたが天井裏から降りる際箱棚の上に揮発油入りの瓶があり、それに足が触れガチンと音がして倒れましたので当時電気が消えていて分からなかった所以我は何だろうと思って机の上にあったマッチを試してみますと燃え上がったのです。【原審長山鑑定】本件犯行は寝惚け状態（意識朦朧状態）において発起したものと史料される。【原審有岡鑑定】被告人が臥床より起き上がり放火に至るまでの行動は夢中遊行症の状態において行われたものであるとする可能性がある。【当審中鑑定】現象としては夢中遊行であるとの可能性を否定し難い。【原審】1審は、被告人の捜査官に対する自白を信用できるものとして、放火の犯意を欠き夢中の無意識下の行動であることの疑いがあるとの理由で無罪を言い渡した。【判旨】破棄、現住建造物放火罪の罪責を負う。【理由】各鑑定の結果はいずれも被告人の夢に関する供述が虚言でないことを前提としてなされたものであり、もし当審鑑定証人の証言するごとく、「被告人の陳述というものがそもそもあやしい」ということになると、夢中遊行論も一挙に崩壊する。…被告人の捜査官に対する自白こそ真実に合致し疑問の余地がない。

#### 5. 東高判昭41. 9. 9判時475-58【千代川丸事件】

【事項】睡眠酩酊下の行為（傷害、電波法違反事件）【公訴事実】被告人は昭和39年9月から川崎汽船株式会社所有の汽船千代川丸に甲板長として乗組み、甲板手及び甲板員を指揮監督しているものであるが、同船が沖繩付近の海上を航行中、かねてから、従来被告人とその部下の一部との間に仕事について意見の食い違いがあり、また部下が被告人から散髪されることを断ったりしたこと等があって、これらの者やこれと親密な船員が被告人を蔑ろにしていると思いこれを恨んでいたところ、その鬱憤を晴らそうと思い、その頃同船内において、かねて他の船員より借り受け所持していた同船備え付けの斧を携えて自室を出、先ず甲板手Aの部屋において就寝中の同人の左足を、続いて甲板手Bの部屋において就寝中の同人の左足及び背部を、操機長Cの部屋において就寝中の同人の顔面を、操機手Dの部屋において就寝中の同人の左手を、一等機関士Eの部屋において就寝中の同人の左足を、三等航海士Fの部屋の前通路において同人の左胸部を、船橋海図室において再び前記Aの左腕を、いずれも前示斧で切りつけ、よってAら6名に対して全治2週間から2カ月に及ぶ傷害を負わせた。【原判決の認定事実】かねて被告人とその部下の一部との間に仕事についての意見の相違があり、また部下が被告人から散髪をされることを断ったりしたこと等があって、これらの者やこれと親密な船員が自己を蔑ろにしているものと思い、心密かに不満を抱いていた折柄、同夜就寝中数人が刃物を携えて襲い掛かって来る夢を見、その中の一人が被告人がかねて快からず思っている部下であったところから、平素の鬱憤を晴らそうとした

## 【資料】

ものである。本件犯行当時被告人の意識は相当高度に混濁していたが、相当程度本件犯行の内容を追想し得たものと認められる。【石田武鑑定】被告人は、犯行当夜就寝までのことは大凡追想可能であり、しかも著しい記憶の不良は認められないが、本件犯行を開始した時の模様については全く追想ができず、その発端となった前述の夢についてもその具体的場面については不明確にしか追想できないが、その夢は「殺しにやって来た」と感ぜられ「怖しかった」と印象づけられていて、当時の情緒的体験は鮮明に想起され、次いで次々と船員らに傷害を加えた行為自体、その間の行為の順序、周囲の状況、体験した感情等については全く追想し得ず、また犯行後のことは斧を手放す場面から想起されているが、その際の回想は十分でなく、以後時間の進むにつれて、船長室での場面はやや具体的に、更に軟禁されてからのことはほぼ自信をもって記憶を述べている。【当審の認定事実】被告人は、犯行前の睡眠中突然急激な精神障害の状態に陥って本件犯行に及び、数時間乃至日余の経過で再び一見正常な精神状態に復したものであって、その間医学的には「睡眠酩酊状態」と称さるべき「意識混濁」の状態にあり、しかもその度合の深い当初の意識混濁の時期に本件犯行が行われたものと考えられる。そして被告人が昭和39年7月休暇で帰省していた際、夜半就床睡眠中、突然誰か来ていると大声で叫び、そのまま庭へ走りだし、数分後にして戻って来て、確かに誰か来ていたんだが夢だったのかなあといっていたという本件に酷似した睡眠中の一過性精神異常の状態があったこと、更に船内においても一度これと類似の状態であることを疑わしめる行動があったことも該判断を裏付けるものと言えよう。【原審】心神耗弱。

【当審判旨】破棄、心神喪失、無罪。

## 6. 東高判昭49. 7. 19東高刑時報25-7-60【8号線事件】

【事項】てんかん発作と交通事故【事実】被告人は、かねてからしばしば癲癇の発作を繰り返してきたが、その発作時には意識障害が出現し、見当識を失い、そして目的もなく、もがくように手を振り回すという運動発作を伴う朦朧状態に陥るが、数秒後にはこのような運動発作と朦朧状態は消失するのが通例であったこと、および精神医学上一般的に「不眠・過労・過食」は癲癇発作を誘発する重要な条件とされ、とくに被告人の場合は「入眠時」にその発作を生じ易いという特徴があったところ、本件事故当日である昭和46年6月29日、被告人は前夜来、富山県水見市から新潟県村上市まで約6時間にわたる自動車運転を強行したうえ、目的地である村上市に到着後、約3時間の睡眠をとっただけで再び帰路につき、国道8号線を三条市方面に向かって約2時間自動車を運転して、事故現場にさしかかった際、睡眠不足と過労状態のため眠気を催し、それとともに癲癇発作を起こした結果、ハンドル操作が不可能となり、自車を道路右側部分に進入させ、Kの運転する対向車両と衝突事故を起こして傷害を負わせた。原審、業務上過失傷害罪等。破棄、無罪。【判旨】被告人は、本件事故当時、意識障害のため、周囲の状況に応じて結果の発生を予見し、これを回避する行動をとることは不可能であって、心神喪失の状態にあったものとみるのが相当である。



7. 東京高判平7. 2. 21東高刑時報46刑4【ゲーム喫茶ポイント事件】

【事項】 反射的行動と拳銃暴発・発射 【事実】 Aは、Bとゲーム喫茶で強盗することを共謀し、手袋を着用したまま右手食指を拳銃の引き金にかけて、ゲーム喫茶店内にいた甲、乙ら客3名及び店員丙に拳銃を向けて脅迫し、Bが現金等を物色中、甲の付近から何かが動くような「ガタン」という音がしたため、Aはこれに驚き、怒号しながら、体とともに右手で構えた拳銃を左へ振るようして物音のした方向に向けた途端、弾丸が発射され、甲の頭部に命中した。甲はそのため脳幹部挫傷により死亡した。A、Bは乙が差し出した現金5万円を奪って逃走した。強盗致死罪(240条)。棄却。(註：共同正犯、建造物侵入の点等に注意) 【理由】 被告人のこの行動は、脅迫中の相手方の行動を牽制するための意識的な行為であったと認められるから、このような状況の下で弾丸が発射され相手方に命中することは、起り得べき事態として被告人も明確に認識していたはずであり、被告人の意思に基づく行為の結果と評価して妨げない。

(三) 不作為犯

(1) 大審院

1. 大判大4. 2. 10刑録21-90【甲府貫い子事件】

【事項】 養育義務者の不作為殺人成立例 【事実】 Aは、甲との養育契約に基づき、金員つきで生後2週間余の女兒乙をもらい受け、以後5カ月余り養育したが、その間、殺害の意思をもって生存に必要な食物等を殆ど与えず、餓死させた。殺人罪(199条)。棄却。【判旨】 法律に因ると將契約に因るとを問わず、養育の義務を負う者が殺害の意思を以てことさらに被養育者の生存に必要な給与を為さずして之を死に致したるときは刑法199条の罪を構成し単に其の義務に違背して生存に必要な給与を為さず因って之を死に致したるときは刑法218条、219条の罪を構成するものとす。【理由】 被告は、契約に因り被害者養育の義務を負ふものと認めたるものにして殺害の意思を以て故らに生存に必要な食物を給与せず遂に死に致したるものなれば殺人犯なること論を俟たず。

2. 大判大6. 11. 29刑録23-1449【ネバの沢事件】

【事項】 試掘権売主の事実の不告知と不作為詐欺成立例 【事実】 Aは、某鉦山露頭所在の区域について試掘権を取得したものと信じて、同所に小屋掛けをしてB等を居住せしめ、他の露頭発見に従事中、甲より同鉦区の試掘権を買い受けたいとの申し出に接し、実地と照合した上、同権利を甲に売り渡すことにした。ところで、当事者の認識と相違して、実際はその試掘権は同村「ネバ」の沢について許可されたものであって、露頭所在地と「ネバ」の沢とは全然その位置を異に

## 【資料】

し、従って試掘権の存在する鉱区を異にするものであった。Aは、その後、その事実を知ったが、その事実を買主に告知することなく、売買代金残額の支払いを請求し、これを交付せしめた。詐欺罪（246条1項）。棄却。【判旨】単純なる事実の緘黙に因りて他人に錯誤を生ぜしめ若しくは之を保持せしめたる場合に於いては事実を告知すべき法律上の義務存するに非ざれば之を以て詐欺罪の欺罔ありと言ふを得ず。

### 3. 大判大7. 7. 17刑録24-939【限定能力者不作為詐欺事件】

【事項】準禁治産者（被保佐人）の不告知と不作為詐欺成立例【事実】Aは、豪農の家に生まれ、父の死亡により家督相続をなして甲家の戸主となったものであるが、放蕩の癖があったため親族協議の上其の財産全部は一時甲土地合資会社の名義に変更され、また、Aは準禁治産の宣告を受けた。その後、Aは、準禁治産者であることを秘し、甲土地合資会社所有の土地を担保に供する旨を以て乙らを介して丙に金員借用の申し込みをし、貸借名義の下に同人より数回にわたって金員を取得した。詐欺罪（246条1項）。棄却。【判旨】欺罔の手段は必ずしも積極的行為を要するものに非ずして一定の事情を告知すべき義務ある者が故らに之を黙秘するが如きも亦人を錯誤に陥らしむべき欺罔手段と認むるに妨げなきものとす。

### 4. 大判大7. 12. 18刑録24-1558【金井村・燃木尻事件】

【事項】①消火義務者による不作為放火成立例②物件占有者所有者の消火義務【事実】Aはその養父の隠居により戸主となり、住宅その他の財産を相続したが、やがて養父との間に不和を生じ、終に争闘を行った末、寧ろ養父を殺害して煩累を除いたほうがよいと決意し、押切包丁で養父の頸部等に切りつけて殺害した。そして、その死体の始末について考案中、たまたま争闘中に養父が投げ付けた燃木尻の火が住宅内庭に積んであった藁に飛散して、その場所から燃え上がったのを認めたが、寧ろ住宅と共に死体及び証拠物件となるべき物を焼損して、罪跡を隠蔽しようとして、これを放置した。その結果、A以外に人の現在しない右住宅を焼損し且つ隣家の物置1棟を類焼するに至らしめた。原審、尊属殺人罪、現住建造物放火罪、併合罪。破棄、尊属殺人罪、非現住建造物放火罪、併合罪（200条109条2項45条）、死刑。【判旨】①自己の故意行為に帰すべからざる原因に由り既に刑法108条以下に記載する物件に発火した場合に於いて之を消しむべき法律上の義務を有し且つ容易に之を消し止め得る地位にある者が其の発火の火力を利用する意思を以て鎮火に必要な手段を執らざるは法律に所謂火を放つの行為に該当するものと解するを相当とす。②如上物件の占有者又は所有者が自己の故意行為に帰すべからざる原因に由り其の物件に発火し為に公共に対し危害の発生する虞ある場合に之を防止することを得べきときは、其の発火を消し止め以て公共の危険の発生を防止する義務あるものとす。

### 5. 大判大13. 3. 14刑集3-285【夕張岳御料林事件】

【事項】竈所有者の死体放置と不作為死体遺棄罪の不成立例【事実】Aは、御料林内に炭焼竈を所有し、木炭を製造している者であるが、6月13日、傭人Bが同竈内の木材に点火し、木炭製造に

着手したことを聞いて、同月15日午後3時半頃、見回りのため同所に至った際、甲（当10歳）が該竈の鉢上より誤って燃焼中の竈中に陥没して焼死したことを覚知したが、何等搬出の手段を講ずることなく、却ってその付近にあった鉄板を以て同人の陥没した穴を塞ぎ、その上に土砂を積載し、同死体を該竈中に放置して火勢に委ねた。原審、死体遺棄罪。破棄無罪。【判旨】死体遺棄罪は死体を其の現在の場所より他に移して之を放棄するか法令又は慣習により葬祭を為すべき責務ある者若しくは死体を監護すべき責務ある者が濫りに死体を放置するに因って成立するものとす。【理由】被告は此の場合に於いて焼死せる某の死体を埋葬し若しくは監護すべき法令又は慣習上の責務を有するものと謂ふを得ず。

#### 6. 大判大13. 11. 28新聞2382-16【亀戸町金物商事件】

【事項】株式仲買人の沈黙と不作為詐欺成立例【事実】Aは、東京株式取引所の仲買人となり、店舗を設けその営業に従事したところ、多額の欠損を生じ到底営業を継続することができない状態に陥った。しかるに、AはBらと共に謀し、なお株式売買委託の証拠金名義の下に財物を取得する意思を以て、甲外数百名をして株式売買の証拠金又はその代用として現金若しくは株券等を交付せしめた。詐欺罪（共同正犯、罪数適用不明）。棄却。【判旨】商取引を為すに当たり商慣習その他特別の事情なき限り何人も自己の信用力に影響を及ぼすべき事実を相手方に告知すべき義務を有するものに非ず。然れども自己が現に認識する事情及び境遇の下に於いて其の情態が相手方に暴露するとせば到底其の信用を得て取引を為す事能はざることを了知するに拘わらず沈黙して之を告げざる場合は之と異なり其の沈黙は詐欺罪の手段たる欺罔に該当するものとす。【理由】蓋し信義誠実を旨とする取引の通念上此の如き場合に於いては何人も相手方に対し真実なる事実を告知する義務を負担するものにして、其の義務に違背し沈黙するときは之に因り相手方をして認識の対象を錯覚せしめ事実の判断に付き錯誤に陥らしむべきものなればなり。

#### 7. 大判大15. 10. 25判例拾遺（1）刑87, 判例体系34-30【嬰兒殺事件】

【事項】父親の嬰兒に対する不授乳と不作為殺人成立例【事実】Aは、Bと内縁関係を結び同棲したが、意が合わず、翌年に離別した。その際、BはAの子供を宿しており、Aは分娩の暁には産児を引き取ることを約束した。同年12月10日、Bは女兒を分娩し、同月16日人に託して該嬰兒をA方に遣したが、Aは、貧困なためその処置に当惑すると同時に、当時Aの内縁の妻であるCに対する遠慮もあって、同月18日夜より同月23日迄の間Aの居宅においてその扶養すべき嬰兒の生存に必要な授乳を為さず、飢餓の状態に陥らしめ、因って同23日午前9時死亡するに至らせた。殺人罪共同正犯（199条60条）。【判旨】殺害の意思で、扶養すべき嬰兒の生存に必要な授乳をしないで、饑餓の状態に陥らせ死に致した所為は、刑法199条に該当する。

#### 8. 大判昭2. 10. 16刑集6-413【八丁堀事件】

【事項】嬰兒授乳者の注意義務と過失致死罪成立例【事実】Aは、木崎某と婚姻して1男を生み、東京市京橋区八丁堀に同棲中、昭和2年1月17日未明居宅6畳の間において該乳児（大正15年12

## 【資料】

月23日生) に対し、左を下にして横臥したままその左の乳房を哺乳させて授乳したが、そのまま睡眠したため、同日午前6時30分頃同人を左の乳房によって窒息死するに至らしめた。過失致死罪(210条)。棄却。【判旨】生後間もなき嬰兒に対し添い寝しつつ授乳する者は之に伴ひ通常生ずることあるべき一切の危険を未然に防止すべき義務を有するものにして若し之を怠り授乳のまま睡眠したる為乳房にて乳児の鼻口を押し窒息死に至らしめたるときは授乳者は嬰兒の死亡に付き過失致死の罪責を免れざるものとす。

### 9. 大判昭3. 3. 9刑集7-172【兼山町議選事件】

【事項】不作為による片面的幫助【事実】町長Aは、町議選挙に際し、選挙長となり、選挙会の取締の任に当たっていたが、Bが中風症のCの投票に干渉するのを目撃しつつ放置した。町会議員選挙罰則違反(投票干渉)幫助罪(町村制37条衆議院議員選挙法118条1項刑法62条1項)。棄却。【判旨】他人の犯罪行為を認識しながら法律上の義務に違背し自己の不作為に因りて其の実行を容易ならしめたるときは、茲に不作為に因る従犯は成立するものにして犯罪の実行に付き正犯との間に意思の連絡あり又は共同の認識あることを必要とするものに非ず。

### 10. 大判昭4. 3. 7刑集8-107【カタヤマ牧場事件】

【事項】不動産売却者の黙秘と不作為詐欺【事実】Aは、土地千数百町歩を所有して農業を経営してきたものであるところ、甲と該土地の内牧場10町歩の売買契約を結んだが、その際、該土地は既に他の土地と共に銀行に対し債務の担保として抵当権の設定及びその登記がなされていた。Aは、これを黙秘し、買主である甲が該土地は抵当権の負担のないものと誤信しているのに乗じて、売買名義の下に同人より即座に金員を交付せしめた。詐欺罪(246条1項)。棄却。【判旨】抵当権の設定及び其の登記ある不動産を売却せんとするに当たり相手方に於いて其の事実を知らば之を買い受けざることを察知しながら故らに黙秘して告知せず相手方をして抵当権の負担なき不動産なりと誤認せしめたるときは詐欺罪成立す。【理由】信義誠実を旨とする取引の必要に鑑み売主は該事実を買主に告知する法律上の義務あるものと謂はざるべからず。

### 11. 大判昭5. 2. 7刑集9-51【松山区裁事件】

【事項】弁護人による身代わり犯人の供述黙認と犯人隠避罪の成否【事実】Aは、交通事故による業務上過失致死事件の弁護人であったが、真犯人より自首の決意のあることを聞知しながら、これを庇護して処刑を免れしめようとして自首の決意を阻止すると共に、その事件の公判において身代り犯人が自己の犯罪であるかのように供述するのを黙認して、審理を終了せしめた。犯人隠避罪(103条)。棄却。【判旨】身代わり事件の弁護人が真犯人より自首の決意あることを聞知するや之を庇護して処刑を免れしめんが為自首の決意を阻止すると共に其の事件の公判に於いて被告人が自己の犯罪なるが如く供述するを黙認して審理を終了せしめ以て真犯人の発見を妨阻したるときは刑法103条の犯人隠避罪を構成す。【理由】弁護人は自己が弁護を引き受けたる被告人に対し苟も検事より不当なる攻撃ありたるときは被告人の意思如何に関せず。其の攻撃を排除

し被告人が当該事件に付いて有する利益を防衛すべき職責を有するものにして、此の職責たるや刑事訴訟法上の義務に外ならざるを以て弁護士が其の職責を果すに当り仮令弁護士として業務上取扱ひたることに付き知り得たる人の秘密を漏泄する結果を生ずることありとせむも違法を阻却し秘密漏泄罪成立せざるはもちろん何等法律上の責任を生ずることなし。

#### 12. 大判昭8. 5. 4刑集12-538【東京区裁事件】

【事項】単純な不作為と欺罔手段；抵当権消滅により瑕疵なきものであった場合【事実】区画整理の為其の換地上に大部分新材料を使用して新築した家屋の所有者Aは、該家屋を甲に売り渡すに当たり区画整理施行前の旧家屋に関し民事訴訟の係属している事情を甲に告知しなかった。詐欺罪。破棄無罪。【判旨】①該場合甲は該事情を告知すべき法律上の義務を有せず。②法律上告知の義務なき事情に付売り主が買い主に之を告知せざる単純不作為は詐欺罪の欺罔手段に該当せず。【理由】該抵当権は既に消滅したるものにして本件売買の目的物たる家屋に及ぶものに非ず。…のみならず被告人も亦本件売買の目的物と全然別個の家屋に対する抵当権に付いての争訟を相手方に告知するの必要なきものと信じ居りたるものなり。

#### 13. 大判昭13. 3. 11刑集17-237【神棚事件】

【事項】居住者の危険放置と不作為による放火成立例【事実】Aは、自宅に内縁の妻甲と同棲し、A所有の本件住宅（木造瓦葺2階建家屋1棟）は住居に使用しないまま放置されていた。Aはたまたま該家屋に泊まり、翌日午前6時頃神棚に2基の燈明を献じ礼拝したが、そのうちの1基はロウソク立てが不完全であったため、ロウソクは傾斜し、転落の虞れがあった。しかるに、燈火よりの失火を装って保険金を獲得しようと企て、そのまま立ち去った。そのため、燈火より神符神殿等に燃え移り、更に同家屋に燃え移り、右家屋階上を全焼するに至らしめた。非現住建造物放火罪（109条1項、115条）、懲役2年。棄却。【判旨】神棚に供えたる燭台が不完全にして火を点じたる蠟燭が傾斜し転落して家屋を燃焼することあるべき危険あるを認識しながら保険金を詐取し得べきことを予想して蠟燭の火を消さず家人不在のまま外出し因って蠟燭の転落により遂に家屋を燃燬せしめたる時は放火罪を構成するものとす。【理由】不作為犯成立の条件を成す義務違反は必ずしも各個の法規上に明らかに規定せられたる義務に反する場合のみに限らず具体的場合に於いて公の秩序善良の風俗に照らし社会通念上当然一定の措置に出でざるべからずと認めらるる場合敢えて其の措置に出でざることも亦右に所謂義務違反を以て論ずべきものとす。蓋し公の秩序善良の風俗とは法に於ける忠孝仁義の謂に外ならずあらゆる法律規定は之を以て其の基礎と為し如何なる行為も其の根本に於いて之に背馳するを許されず其の之に反するものは法の保護を受くべからざるものとす。

#### 14. 大判昭13. 4. 7刑集17-244【三井生命酒田事件】

【事項】不作為による詐欺幫助罪の成立する事例【事実】医師Aは、その妻が病気であるのに、その事実を秘して保険会社と保険契約を結んでいたが、その外務員B及び同会社代理店主Cは、

## 【資料】

その事実を知りつつ、無審査の事実を会社に報告せず、手続きをすすめて、Aはその妻の死亡によって保険金を取得した。A：詐欺罪（246条1項）、B及びC：詐偽幫助罪（62条1項246条1項）。棄却。【判旨】①保険会社の代理店主は保険金請求者が虚偽の診査報状に基づく保険契約により保険金を騙取せんとして提出したる請求書類を本店に送付せんとするに当り、該診査報状の虚偽なる事実を了知せる以上同事実を本店に報告すべき法律上の義務あるものとす。②代理店主が上記の義務に違背し該虚偽事実を本店に報告することなくして書類送付の手續を執りたるときは詐欺罪の従犯成立す。

## (2) 最高裁

### 1. 最判昭29. 3. 2裁判集刑93-59

【事項】 不作為による公然わいせつ幫助【事実】 劇場の責任者Aは、劇場にて演者である婦女Bが舞台上で公然猥褻の演技を為すのを目撃しながら、微温的な警告を与えたのみで、その公演を続行させた。A：公然猥褻幫助罪（62条1項174条）、B：公然猥褻罪（174条）。【判旨】（A）該行為は、公然猥褻罪を不作為にて幫助したものである。

### 2. 最判昭33. 9. 9刑集12-13-2882【股火鉢事件】

【事項】 失火者の燃焼放置と不作為放火成立例【事実】 他に人の現在する電力会社営業所において、Aは、執務中仮眠をとりに行き、戻ってみると、自己の過失により事務室内の炭火が机に引火し、燃焼しはじめているのを発見したが、そのまま放置すれば該事務所を焼損するに至ることを認識しながら、自己の失策の発覚をおそれる等のため、該結果の発生を認容して何らの措置をすることなくその場から逃げ去り帰宅した結果、当営業所及び近隣の住宅6棟余を焼損した。現住建造物放火罪（108条）。棄却。【判旨】 該場合は、不作為による放火の責任を負うべきである。

【理由】 被告人は自己の過失により…物件が焼燬されつつあるのを現場において目撃しながら、その既発の火力により右建物が焼燬せらるべきことを認容する意思をもってあえて被告人の義務である必要かつ容易な消火措置をとらないで不作為により建物についての放火行為をなし、よってこれを焼燬したものであるといえることができる。

### 3. 最判昭34. 7. 24刑集13-8-1163【降雪路上放置事件】

【事項】 自動車運転者の保護責任者遺棄罪成立例【事実】 Aは、自動車の操縦中過失により通行人甲に約3箇月の入院加療を要する歩行不能の重傷を負わしめながら、法令に定める必要な救護措置を講ずることなく、被害者を自動車に乗せて事故現場を離れ、折柄降雪中の薄暗い車道上まで運び、医者を呼んで来てやる旨申し欺いて被害者を自動車から下ろし、同人を同所に放置したまま自動車を操縦して同所を立ち去った。道路交通取締法違反（救護義務違反）罪と保護責任者遺棄罪との観念的競合、それらと業務上過失傷害罪とは併合罪（刑法211条前段、道交法24条1項28条1号、刑法218条1項、54条1項前段、45条）。棄却。【判旨】 該場合には保護責任者遺棄罪も

成立する。【理由】かかる自動車操縦者は法令により「病者を保護すべき責任ある者」に該当する。

#### 4. 最決平元. 12. 15刑集43-13-879【ホテルロイヤル事件】

【事項】覚醒剤注射者の中毒者放置と保護者遺棄致死罪の成否【事実】Aは、甲女（当時13歳）に覚醒剤を注射したうえで性交渉を持とうと考え、同女を伴って、ホテルの1室に入り、覚醒剤含有水溶液を注射したところ、同女が頭痛、胸苦しさ及び吐き気等の症状を訴え始め、更に強く同症状を訴えるようになり、やがてAの問いかけに対して正常な応答ができなくなり、その言動にもそれまで以上に異常な点を現し始め、「熱くて死にそうだ。」などと言いながら着衣を脱ぎ捨てたり、風呂に入ると言いながら2階にある同室の窓を風呂のドアと間違えて開き、外に飛び出そうとしたり、覚醒剤による幻覚症状とみられる顕著な錯乱状態を呈するに至り、肉体的精神的健康を急速に失い、独力では正常な起居動作等をなしえないほどの重篤状態に陥ったが、Aは、何ら救護の措置もとらず、同女を同室内に放置したまま立ち去った。その結果、その時刻から2時間余経過した午前4時頃までの間に同女は同室で覚醒剤による急性心不全のため死亡した。第1審、保護責任者遺棄罪等。原審、破棄、覚せい剤取締法違反罪、保護責任者遺棄致死罪、併合罪（覚せい剤取締法41条の2第1項3号刑法219条218条45条）。棄却。【高裁判旨】本件事案において、該錯乱状態に陥った時点で直ちに救急医療を要請しておれば速やかに適切な医療を受けさせることができ、救命の可能性が高い事情にあったときは、被告人は病者である該少女の保護責任ある者としてその生存に必要な保護をなさず、よって同人を死に致したものである。

#### 5. 最決平17. 7. 4刑集59-6-403【ライフスペース事件】

【事項】いわゆる「シャクティ治療」と不作為による殺人罪の成否【事実】Aは、重篤な患者の親族Bから患者に対する「シャクティ治療」を依頼され、入院中の患者を病院から運び出させた上必要な医療措置を受けさせないまま放置して死亡させた。A：殺人罪共同正犯（60条199条）、B：保護責任者遺棄致死罪共同正犯（60条219条218条）。棄却。【決旨】重篤な患者の親族から患者に対する「シャクティ治療」を依頼された者が、入院中の患者を病院から運び出させた上、未必的な殺意をもって、患者の生命を維持するために必要な医療措置を受けさせないまま放置して死亡させたなど判示の事実関係の下では、不作為による殺人罪が成立する。（殺意のない患者の親族との間では保護責任者遺棄致死罪の限度で共同正犯となる。）【理由】被告人は、患者の重篤な状態を認識し、これを自らが救命できるとする根拠はなかったのであるから、直ちに患者の生命を維持するために必要な医療措置を受けさせる義務を負っていたものというべきである。

(3) 下級審

1. 福岡高判昭25. 8. 11特報12-122【明光丸事件】

【事項】 不作為による密輸幫助不成立例 【事実】 Aは、情を知らないでBに船舶を貸与したところ、Bはその船を使用して密輸行為を行った。Aは、その後、情を察知したが何ら処置をしなかった。関税法違反幫助罪不成立。この点棄却。【理由】 被告人が、Bの密輸の事実を知った後積極的にその犯罪遂行に協力幫助した事実は認めることができない。

2. 東京高判昭26. 5. 14特報21-93【昭和実業事件】

【事項】 不作為犯と作為可能性 【事実】 A会社の取締役副支配人Bは、調査物資につき、隠匿物資等緊急措置令所定の報告書を所轄行政庁に提出することを怠ったとして起訴された。無罪。

【判旨】 事実上の決済権をもっている上級社員が拒否したため報告事務主宰者たる下級社員が報告書を提出出来なかった場合、該下級社員に対する報告書不提出罪は成立しない。【理由】 義務違反は、被告人の責に帰すべき事由によったものでない。

3. 高松高判昭26. 5. 25特報17-12【徳島人夫宿舍事件】

【事項】 窃盗犯人の不作為放火の成立例 【事実】 Aら3名は、人夫宿舍において布団衣類等を窃取した際、明りを採るため同宿舍内の囲炉裏の一つに焚火をした。同宿舍を退去するに際して、焚火はなお燃えており且つ囲炉裏には板切れ、箆等を投入してあったが、Aらは、何等消火の措置を採らずそのまま放置して立ち去った。その結果、火は床板に燃え移り、同宿舍を焼損するにいたった。放火罪等（窃盗、放火事件、詳細不明。）。棄却。【理由】 放火の未必的犯意があった。

4. 福岡高判昭27. 3. 20特報19-72

【事項】 不作為による詐欺罪とその判示 【事実】 建築材料販売業Aは、事業不振の結果負債返済に窮し、振出の約束手形等も数回に渡り不渡りとなった等の事情があったのに、たまたま甲商店からセメントの購買方の交渉を受け、該事情を沈黙して取引し、セメントを騙し取った。詐偽罪の可能性。理由不備で破棄差戻 【理由】 詐偽の刑責を負わしめるためには被告人が該特別事情を告知しなかったというだけでは未だ足りない。被告人に欺罔意思即ち相手方の該特別事情を知らないその錯誤を利用し代金支払の意思或は能力がないのに拘わらず該特別事情の不告知という不作為のあったことを要す。

5. 福岡高裁宮崎支判昭28. 3. 13特報26-99

【事項】 不作為による詐欺罪が成立する1事例 【事実】 Aは、既に抵当権の設定された宅地建物を甲に売渡契約をする際に、「この家は今度新しく造ったばかりで宅地建物とも抵当権の設定はしてなく又そのような手続中のものでもない」と申し向けて誤信させ、代金を受け取った。1審は無罪か。破棄、詐欺罪。【判旨】 被告人が該売買に際して第三者との間の抵当権設定契約の存することを明らかにしたとすれば被害者が該宅地建物を買い受ける契約を為すことはなかったこと



が窺い知られるのであるから金員受交付は欺罔行為による騙取である。

#### 6. 高松高判昭28. 4. 4特報36-9【敷島紡績三瓶工場事件】

【事項】 不作為による窃盗幫助罪の成立する事例 【事実】 工場倉庫係甲は、同僚の乙及び丙から倉庫内のチーズの窃取を見逃すよう依頼され、乙、丙の窃盗行為をことさらに見逃した。窃盗幫助罪（62条1項235条）。棄却。【理由】 蓋し他人の犯罪行為を認識しながらこれを防止すべき職務上の義務に違背し自己の不作為によってその実行を容易ならしめたときは不作為による犯罪の幫助ありと解するを至当とする。

#### 7. 名古屋高判昭29. 5. 31特報33-85【中日スタジアム事件】

【事項】 野球場管理部長の不作為による失火の不成立例 【事実】 野球試合の最中、観客中の何人かが火気を有するタバコの吸殻又はマッチの余燼等を、その不注意によって観覧席に放棄し、それが木造観覧席の腐朽した床板の間に落下し漸次床板に引火して燃焼作用を起こし又は間隙から下へ落下し、落下場所付近に堆積していた紙屑、塵芥類等の物に引火し、その火勢が観覧席の床板の下部に引火して燃え上がり、大混乱に陥り、多数の者が死傷するに至った。又、スタジアム内野観覧席及び事務所を全焼した。Aは、管理部長として防火責任者の地位にある者であるが、消防法並びに市火災予防条例の規定に違反して、防火責任者を定めて届けることをせず、防火計画の立案をして届けることをせず、防火訓練をせず、条例の規定する程度の防火器具、防火用水、避難器具等を備え付けなかった。本スタジアムは、相当の老朽施設であり、数年来試合毎に相当多数回にわたり小火が発生し、本件火災の当日も既に11回にわたる小火が発生していた。業務上失火罪及び業務上過失致死傷罪不成立。棄却。【理由】 被告人に前記の如き同法令（消防法等）上の作為義務に違反した不作為があったことは明らかであったとしても之に対し同法による刑罰制裁さえ科せられておらず況んやこの不作為を以て刑法上の不作為による失火罪の構成要件たる法律上の義務に違背した不作為と認めることは出来ない。

#### 8. 福岡高判昭29. 11. 30特報1-12-509【竹籠事件】

【事項】 不注意な喫煙者の不作為放火不成立例 【事実】 帰宅中のAは、午前2時過ぎ頃、市街地甲方にいたり、そこで煙草をすったが、酒に酔っていたことでもあり、軽率にも、煙草の火付けに使ったマッチの未だ燃えている軸木を、そのまま漫然と投げ捨てたため、それが同家東側物置に置かれていた竹籠の中に入り、その軸木の残火から、たまたま中にあった鉋屑に燃え移り、火炎が上がった。Aは、それを見て、驚きと恐ろしさの余り、何ら消火、救援の措置をとることなく、うろたえてその場を立ち去った。その結果、甲方家屋の天井、外側板壁の一部分及び物置の天井等を焼損した。原審、現住建造物放火罪。破棄、失火罪（116条）。【判旨】 不作為による放火行為は、これを消し止むべき法律上の義務を有し、且つ容易にこれを消し止め得る地位にある者が、その既発の火力を利用し該物件を燃焼する意思を以て鎮火に必要な措置を採らないことにより為される。【理由】 被告人は鉋屑の燃え上がるのを見た場合直ちにこれを消し止めねばならなかつ

## 【資料】

たものであり、しかも容易にこれを消し止め得たものではあるが、…故らにこれを放置し、その既発の火力を利用して人の現在する家屋を焼燬する意思を以て消火その他の方法を採らず不作為に出たとの事実は毫も認められない。

### 9. 仙台高判昭30. 4. 12高刑集8-3-301【炭俵事件】

【事項】無断立入者の不作為放火不成立例【事実】①Aは、昭和26年4月15日飲酒して帰途、急に吐気を催し、隣家甲方の便所内に入り、用便や嘔吐をしていたところ、偶々点火した紙が箱の中に落ち、半分程入っていた紙に燃え移ったことに気付く、慌てて石油箱を抱えて便所外に持ち出したが、狼狽の余り物置外側に立て掛けてあった茅束付近に燃えている石油箱を放置したまま、帰宅した。その結果、甲方住宅を焼損した。②Aは、昭和28年5月22日俄かに吐気を生じ、乙方の屋外便所を借り、炭俵の茅をむしりとして点火し、明かりとして用便中、火が炭俵に燃え移ったが、手でたたいたのみで放置して立ち去ったため、乙方を焼損した。原審、①②共に失火罪、併合罪。破棄、①は失火罪②は重失火罪、併合罪（116条1項117条の2後段45条）。【判旨】（②につき）他人所有の住家に近接し、かつ厠に接続した便所内の、蓋をした肥溜の上に炭の空俵約20俵を積み重ね、その下に蜜柑箱位の木箱1個を、一部その炭俵の下から外に出して置いてある所で、その炭俵からむしりとした長さ約6寸の萱片一握りに点火し、これを該木箱の炭俵から外に出ている部分に置いて、用便のための照明に使用しながら、不注意のため、その火が該炭俵から便所その他の建物に延焼すべきことを認識せず、これを防止すべき何等の措置をもとらなかったため、その火が延焼して便所、厠並びに住家を焼燬したときは、刑法117条の2の重過失失火罪を構成する。【理由】当時のその火の勢いは、客観的にも、被告人において消し止め得べきものであったとは速断し難く、かつ、被告人としては、到底自分の手にはおえないものと判断したものと認めるのが相当である。…原判決は、最初点火した火を用いるに当たっての過失は之を認定せず、炭俵に燃え移った後、消し止めを怠った点に過失を認めているのであって、その誤りは明らかである。

### 10. 名古屋高判昭31. 2. 10特報3-5-148【大洋製油事件】

【事項】①会社の取締役が社長から放火の決意を告げられた場合②不作為による放火幫助の成立可能性を示唆した事例【事実】会社取締役Aら2名は、社長Bから保険金取得目的で工場を放火する旨つけられたが、これを聞き流し、沈黙し、或いは反対したものの進んでこれを阻止しなかった。Bは、腹心の部下Cにこれを打ち明けて、放火の実行方を依頼し、放火の段取りを整えた。Dは、当夜工場の宿直員であったが、Bより当夜の放火の計画を打ち明けられて、当夜、情を知らない宿直員甲を放火現場である工場から誘い出して遊興するよう命ぜられるや、甲を伴って同夜工場を抜け出した。その間にCが工場に放火し焼損した。Aら2名は放火につき無罪。B及びCにつき、工場放火罪共同正犯、Dは、放火罪の不作為による幫助の可能性があるが、既に失火罪の判決確定していたため免訴。これらの点につき棄却。【判旨】①会社の枢機に参与する重役たる

被告人等が、社長より工場放火の決意を打ち明けられた場合であるから、万全の力を致して、これを阻止すべき責任があるは当然である。しかし、これは、道義上の責任であって、これを越えた法律上の責任と観念するを得ない。本件の如く、決意を打ち明けられたにとどまり、具体的に何時如何なる方法で放火するか、或いは、放火そのものを決行するかどうかとも定かでない場合にまで、被告人等にこれを阻止すべき法律上の義務を認めるのは、無理であり、これを阻止する方法がないからである。

11. 名古屋高判昭31. 10. 24特報3-21-1012

【事項】外国人登録証明書の切り替え不申請の罪が成立する事例【事実】Aは、外国人登録証明書の交付を受けた外国人であるが、その切り替え申請期間内に証明書の交付申請をしないで、所定の期間を超えて本邦に在留した。原審は期待可能性なしとして無罪。破棄、外国人登録法違反罪。【判旨】横領外国人登録法違反事件の証拠物として該証明書が裁判所に領置されていたとしても、返還申請等の措置をとることが出来た場合には申告義務を免れない。

12. 東京高判昭31. 12. 27特報3-24-1280

【事項】外国人による生活保護費不正受給、詐欺罪の欺罔行為と告知義務（肯定）【事実】多年本邦に在留する朝鮮人Aらは、家族全部が無収入で困窮のため生活保護を受けていたが、その後家族に収入のある者が生じたにも拘らず、その旨を秘匿し、引きつづき生活扶助料の支給方を請求し、その金額を受領した。詐欺罪。棄却。【判旨】被保護者の届出義務は、保護の適正な実施を計るためには日本国民が生活保護法により保護を受ける場合であると、外国人である朝鮮人が日本国民の生活保護法に基づく生活保護の決定実施の取扱いに準じた保護を受ける場合であることによって異同のあるべきいわれなく、被保護者のひとしく負担すべき義務というべきであり、日本国民が被保護者である場合においては生活保護法61条による法律上の義務、外国人である朝鮮人が被保護者である場合においては行政措置について受ける保護に伴い同条の規定するところに準じ条理上当然課せられる義務であると解すべきものである。

13. 東京高判昭32. 2. 27高刑集10-1-116

【事項】昭和27年政令127号4条2項の寄託義務違反罪の成立する事例【事実】当時、Aは、政令の米軍票寄託義務に違反し米軍票を遅滞なく日本銀行に寄託しないで不法に所持していた。同政令違反罪。棄却。【判旨】本件犯罪は米軍票を遅滞なく寄託しなかったといういわゆる不作為犯であって、所持罪ではない。

14. 名古屋高判昭33. 9. 8特報5-9-392

【事項】児童福祉法34条1項6号にいう淫行をさせる行為の意義と不作為【事実】芸者置屋を営むAは、18万円の前貸しをして抱えた芸者甲女（児童）が自発的に外泊売春することの情を知りながら、その売春の対価である収益について歩合による利得をする意図の下に、あえてこれを阻止せずに黙認する態度をとり、甲は売春行為を行った。児童福祉法違反罪。この点棄却。【判

## 【資料】

旨】児童に淫行をさせるというのは、必ずしも児童に対し、積極的に淫行を勧めまたは強制したりする行為やあるいは淫行をするための場所や設備を供与する行為などのような、いわゆる作為的行為のみを指称するのではなく、児童の使用者で現にこれを監護すべき地位にある者が、利得の意図をもって、その児童が自発的に淫行することの情を知りながら、あえてこれを阻止せず暗黙のうちに認容する態度のような、いわゆる不作為的行為をも指称するものと解すべき…。

### 15. 東京地判昭34. 2. 18判時185-35【板橋愚連隊事件】

【事項】不作為による傷害を認定した事例【事実】所謂愚連隊の首領Aは、乾児Bらが甲に対して報復的な暴行を加えるに際し、終始その場において、その状況を現認しながら、その暴行を黙認した。その結果、甲は傷害を負った。A：傷害補助罪（204条62条1項）、Bら：傷害罪共同正犯（204条60条）。【判旨】特別の関係にある者が、傷害の結果を未然に防止し得るに拘わらず、その防止に十分なる措置をとらなかった場合、不作為による傷害罪に問われ得る。

### 16. 東京高判昭35. 2. 17下刑集2-2-133【沼津嬰兒殺事件】

【事項】母親の仮死分娩児放置と不作為殺人成立例【事実】Aは、甲と情を通じ、その子を懐胎し、便所で嬰兒を出産したがそのままの状態便所の板敷の上に放置し、且つ新聞紙や風呂敷につつんで裏の川に投じた。なお、分娩した産児は、仮死第1度（軽度）の分娩であり、その後蘇生することなく死亡したものと認められるが、産児の水中投入時まで心拍動を継続していたかどうかについては何れとも判断できなかった。殺人罪（199条）。棄却。【判旨】仮に嬰兒が自然に放置されるときは分娩後15分ないし30分間に死亡すべかりしものとしても、被告人は嬰兒の母親として保護責任を全うすることにより、これが蘇生をなさしめるべき十分の機会をもっていたに拘わらず、嬰兒の生命を絶つ意思をもって、故意に何らの保護をも与えず嬰兒を分娩された状態のまま放置したのみか、新聞紙、風呂敷包につつんで川の中に投入するというような所為を敢えてしたのであって、これらの所為が嬰兒から蘇生の機会を奪い、その死因に寄与したものであることは否定し難いから、所詮、被告人は本件嬰兒殺害の責任を免れることはできない。

### 17. 熊本地判昭35. 7. 1下刑集2-7=8-1031【牛深産院事件】

【事項】置き去りにされた分娩児に対する医師の保護者遺棄致死不成立例【事実】Aは、病院経営の医師であるが、Bがなんら出産用品を用意せず、A方に駆け込んで来て、Aに対して適宜の方法で嬰兒を死亡させ始末してほしい旨懇願したが、Aがこれを拒絶した。Bは、A方病室において男児を分娩した。Aは、嬰兒に付着する汚物を拭き取った上、看護師Cが他の入院患者からネルの腰巻1枚を借り受けてきてこれに嬰兒をくるんでBに引き渡した。Bは嬰兒を寝台の上に寝かせ、毛布1枚を掛けたのみで、火の気のない同病室に置き去りにしたまま、自宅に帰ってしまった。その後、A自ら或いはCにおいて時折嬰兒を寝かせていた病室をのぞきみた外、Bの立ち戻ることを期待して格別の措置を講じることはなかった。その結果、翌日早朝、嬰兒は同病室で寒さのため急死するに至った。（別に、虚偽診断書作成罪成立。なお、軽犯罪法、児童福祉法違

反の可能性もある。) 【理由】 医師は…徳義上相当の非難に値することは明らかであり、…直ちに通知する義務を懈怠したものであるけれども、被告人に法律上の保護義務を認め遺棄罪に問うことは条理上も相当でないと断定する。…契約もないのに直ちに医師に入院患者に対し看護付き添い哺育等の義務を認める法令の規定は存しない。

18. 名古屋地判昭35. 7. 19下刑集2-7=8-1072【矢白川橋梁事件】

【事項】 不作為による往来妨害例 【事実】 Aは、橋梁の下で生活していたところ、バケツ内で板切れを燃やして明かりをとっていたが、燃え残りが落下して藁束に燃え移ったのを目撃しながら、自分の失策の発見を恐れるあまり、ことさらにこれを放置し、橋桁の燃焼を容認して荷物を持って逃走したため、橋梁が焼損した。公共の危険の発生はなかった。往来妨害罪(124条1項)。

19. 甲府地判昭36. 6. 29下刑集3-5=6-585【飯田町事件】

【事項】 無断立入者の不作為放火成立例 【事実】 Aは、甲女の実家乙方(Aは嘗て甲と内縁関係で乙方で一時同棲したこともあった。)に無断で立ち入り、押し入れの襖を開けてその内部を調べていた際、手にしていたマッチ棒の火がたまたま押し入れ上段にあった新聞紙にふれてこれに引火したため、急いでこれを消火しようとして手で叩いたところ、かえってその傍らにあったセルロイド製針箱に燃え移り、一時に燃え上がったため、これに驚き、かつ留守宅へ無断で入ったことが発覚するのを恐れるあまり、消火することが容易であったにもかかわらず、放置すれば同家屋に延焼しこれを焼損するにいたる危険があることを予見しながら、これを認容しつつ何ら適當の措置を講じないでその場から逃げ去った。その結果、同住宅を全焼するに至った。現住建造物放火罪(108条)。

20. 横浜地判昭37. 5. 30下刑集4-5=6-499【大和市道鶴間事件】

【事項】 運転手の事故被害者放置と不作為による殺人未遂成立例 【事実】 貨物自動車運転手A、上乗りBの両名は、無免許のC19歳に運転させ走行中、Cは前方不注視の過失により、自転車であらして来た甲に自車の前部を衝突させた。その結果、甲は加療約3カ月を要する傷害を負い、意識も明確でない状態となった。Aら3名は、甲を車に乗せて、遺棄するのに適當な場所を探して同所からさらに約9キロ走行し、同日午前6時頃、同所が最寄りの人家から50メートルないし300メートル離れた畑の中の路で、当時人通りがないのを見定めて停車し、甲を降霜した路上に引きずりおろし、同所に横たえたまま放置し、逃走した。甲は、偶々間もなく意識を回復して約300メートル離れた乙方にたどりつき、救護された。A：無免許運転教唆罪、救護義務違反罪共同正犯、殺人未遂罪共同正犯、後2者は観念的競合で前1者とは併合罪(道交法118条1項1号64条刑法61条1項、道交法117条72条1項前段刑法60条、刑法199条203条60条、刑法54条1項前段、45条)。B：救護義務違反罪共同正犯と殺人未遂罪共同正犯との観念的競合。(註：Cは重過失傷害罪(併合罪)が加わる。) 【理由】 未必の故意があった。

## 【資料】

### 21. 東京地判昭38. 4. 15判例タイムズ147-91【荒川温泉忘年会事件】

【事項】暴行行為者の不作為放火成立例【事実】Aは、乙の悪口を誤解し憤慨し会社の忘年会帰りに甲方に引き返し、甲方においてテレビを見ていた乙（当25歳）を発見するや、矢庭に手拳でその顔面等を殴打したり、足蹴りし、更にその近くに置いてあった燃焼中の石油ストーブを蹴り倒した。そのため、同室畳上に石油が流出し、まもなくストーブの火がこれに引火した。これに気付いて消火に当たっている乙に対し、更に木製椅子、塗料罐を投げ付ける等して、逃走した。その結果、塗料罐より流出した塩化ビニール塗料に引火し、甲方店舗併合住宅等を焼損した。なお乙は全治約10日間の傷害を負った。検察官は作為放火を主張。弁護人は故意を否定。傷害罪、不作為による現住建造物放火罪（註：罪数関係不明）。【理由】右の炎上は被告人の所為に基づくものであり、未だその時点においては容易に消火可能の状態にあったものと認められるから、被告人にはこれを消火すべき作為義務があったものと見るべきである。

### 22. 札幌高判昭38. 7. 20下刑集5-7-8-658

【事項】侵入窃盗者の不作為放火不成立例【事実】Aは、午後8時30分頃、甲方に空巢に入り、長方形に4つ折りにしてあった新聞紙1枚を棒状にねじったうえ、マッチで点火し、その照明によって同家6畳間押入れ内を物色中、玄関方向に足音を聞いて家人が帰って来たものと思い、火を揉み消したため、火の粉が押入れ内の竹行李や掛布団、ござの上や、付近の畳の上に散乱したが、そのまま放置して逃走した。その火の粉から同日午後10時頃同家家屋1棟を焼損した。原審、窃盗未遂罪と重過失失火罪併合罪（243条235条、117条の2、45条）。破棄、窃盗未遂、重過失失火罪（この点は時効免訴）。（註：甲方侵入の点は取り上げられていない。）【理由】家屋焼燬に至る予見を直ちに可能にするほどの高度の蓋然性があり、したがって被告人に未必的にせよ、その認識又は認容があったとみることは困難である。

### 23. 東京地判昭39. 6. 26判タ164-152【井の頭線駒場踏切事件】

【事項】踏切退避者の不作為による電車往来危険罪成立例【事実】Aは、踏切内で反対方向から進入した甲運転の自動車と鉢合わせとなり、口論し、互いに譲り合おうとしなかった。駅務係乙に促がされ、Aは後退運転して同踏切北側の停止線の外側までさがったが、同所で停止し、警報機が鳴りだし、遮断機が下りた後も乙らの要求を無視し続けた。そのため、進行して来た電車は、軌道上に停止を余儀なくされた甲の車に衝突したが傷害を負った者はいなかった。電車往来危険罪（125条1項）。【判旨】該場合、被告人は、事故の発生を容易に防止できたし、…自己の車を後退させ電車の往来の危険の発生を防止することはその法律の義務に属する。

### 24. 高松高判昭40. 1. 12下刑集7-1-1【四国会館事件】

【事項】日本刀の不法携帯につき不作為による帮助犯を認めた事例【事実】中井組組員幹部であったAは、同組弟分Bが甲に対し暴力を加えて報復することを察知しながらこれを助勢する意図のもとにこれと同行する事になった際、Aの所に寄宿していたC及びDがA所有の日本刀を各携帯

してきたのを認識しつつ容認し阻止しなかった。Aらは四国会館に至り、同所でB、C、Dが甲に傷害を加えた。Aはその間付近路上に待機していた。A：銃砲刀剣類所持取締法違反幫助罪及び傷害幫助罪。この点棄却。(註：罪数関係不明, 併合罪) 【理由】被告人は、その所有に係る本件各日本刀をC、Dの両名が各自携帯し、しかもそれが暴力沙汰に及んだ場合には同人等が使用する目的のもとに携帯しているものであることを察知していたのであるから、当然その携帯を阻止すべき法律上の義務を有していたものと認めるのが相当である。従って、Aの所為は自己の不作為によってその犯行を容易ならしめたものであって、不作為に因る該犯行の幫助として、その刑責を問われるべきものである。

#### 25. 東京高判昭40. 7. 19高刑集18-5-506【目黒白苑荘事件】

【事項】埋葬義務者の不作為犯の成否；死体遺棄罪成立例【事実】Aは、愛人Bから電話でAの妻甲及び長女乙を殺害した旨の告白を受け、直ちにB宅に行き、みずから押入れ内に手を差し込んで甲乙の死体が入れていることを確認した。その際Bから警察に自首するから子供を頼むと言われたのであるが、結局自分が原因でこのような事態に立ち至ったことを思って進退に窮し、むしろ同女らと心中しようと考え、Bに対し、自首しないで自分と一緒に死んでくれるよう申し向けて、同女が警察に自首することを断念させ、甲乙の死体を押入れ内に放置したまま、同所を退去した。A：甲乙各死体遺棄罪（観念的競合）、犯人隠避罪（併合罪）（190条54条1項前段、103条、45条）。B：甲乙各死体遺棄罪（観念的競合）、甲乙各殺人罪（併合罪）、両者の併合罪（199条45条、190条54条1項前段、45条）。この点棄却。【判旨】慣習上死体の葬祭をなすべき義務のある者がみずから刑法上有責にその死の結果を招いたものでなく、又死体につき何ら場所的移転を加えたものでないにしても、死体が他人の宅の押入れに隠してあることを知りながら葬祭の意思なくこれを放置してその場所から離去した場合は死体遺棄罪の成立がある。

#### 26. 東京地判昭40. 9. 30下刑集7-9-1828【紀の国坂事件】

【事項】業務上過失運転者の不作為殺人の成立例【事実】Aは、過失により自車を横断歩行中の甲（当時39歳）の左下腿部に激突させて、同人を自車のボンネット上面に跳ね上げたうえ路上に落下転倒せしめ、同日午前11時頃、骨盤骨複雑骨折及び頭蓋骨骨折等の傷害を負って意識不明に陥っている甲を救護するため最寄の病院へ搬送すべく、自車助手席に同乗させて同所を出発したが、同人を搬送することによって、自分が犯人であることが発覚し、刑事責任を問われることを恐れるの余り、病院への搬送の意図を放棄し、同人を適当な場所に遺棄するなどして逃走しようと企て、同所から山林まで、約29キロメートルの間、何らの救護措置もとらずに走行した。そのため、Aはその間走行中の同車内において、骨盤骨複雑骨折による出血及び同傷害に基づく外傷性ショックにより死亡した。Aは甲の死体を山中に埋めたが、その際そのポケットから金品を領得した。業務上過失傷害罪、殺人罪、窃盗罪、死体遺棄罪の併合罪（211条前段199条235条190条45条）。【理由】認容の意思が否定されるためには、自己の行為によって確実に結果を回避しようと

## 【資料】

考えた場合に限られるというべきであり、本件のごとく、被害者の生命を偶然に委ねる如きことは、結果を積極的に認容した場合と何ら異なるところがない。未必的殺意のあったことは明らかである。

### 27. 岐阜地裁大垣支判昭42. 10. 3下刑集9-10-1303【山除川事件】

【事項】追突事故を起こした運転者の不作為殺人未遂不成立例【事実】Aは、9月9日、無免許で乗用自動車を運転して帰宅途中、甲運転の自転車と衝突しそうになり、之に憤慨し甲運転の自転車の直前に自車を進出させて同人の進路をさえぎり同人を停止させようとしたが、目算を誤り、自車を自転車の後部に追突させ、同人を川に転落させ重傷害を負わせた。Aは、その事実を確認したが、被害者が怪我して死んだかもしれないと思い恐怖心からかれ、又無免許が発覚するのを恐れてそのまま逃走した。甲は、転落を目撃した住民らによって救助された。無免許運転罪、業務上過失傷害罪、教護・報告義務違反罪（併合罪）。（註：罪数注意判例変更）【理由】被告人は、自己の過失により被害者に重傷を負わせたものであり、かつその際被害者を被告人において救護することは可能であったのであるから不作為の殺人罪の客観的要件としての作為義務は備わっているというべきであるが、…被害者をただちに救護せず逃走したとしても、死亡の結果発生蓋然性が高度のものであったとまでは認め難く、又その認識を被告人が有していたとは認め難い。ただちに被告人に未必的故意による殺意があったと認定することはできない。

### 28. 大阪地判昭43. 2. 21下刑集10-2-140【三和荘事件】

【事項】アパート居住者の失火と不作為放火成立例【事実】Aは、甲女と結婚し、長男乙をもうけ、アパートの階下に居住していたものであるが、天井裏を走る鼠の足音を聞き、乙が鼠に咬まれるのではないかと不安を感じて、これを防ぐため、蝋燭に火を点じて天井裏を覗き見た際、蝋燭が天井裏に転げ落ちたが、その火は消えたものと思って、そのままとの部屋に戻り、乙の着替えをさせていたところ、約20分後、天井付近から白煙がでているのに気づき、天井裏を覗き見たところ、天井板が幅約30センチ位とその付近の根太が燃えているのを発見した。Aは、失火の事実の発覚を恐れると共に、家財保険に加入していることを思って、そのまま放置して外出した。その結果、文化住宅1棟（17世帯）の屋根、天井板及び床板等を焼損した。現住建造物放火罪（108条）。【理由】その際近隣に出火を知らせ、その協力を得れば火勢からみて容易に消火し得る状態にあったのに、発覚を恐れるなどの理由で住宅を焼燬するもやむを得ないと考えそのまま放置したものである。

### 29. 名古屋地裁岡崎支判昭43. 5. 30下刑集10-5-580【永田荘事件】

【事項】断食を行う父親の不作為殺人の成立例【事実】Aは、妻甲（19歳）及び長男乙（生後8月）とアパートに居住していたが、甲に対し暴行を繰り返すようになった。そのため、甲は乙を知人に預けたまま家出した。Aは、自暴自棄となり、断食を決意し、以来自ら飲食せずに居室に引きこもり、家に連れ帰った乙にも何等飲食物を与えずに同室内に放置した。その結果、乙は急



性飢餓死するに至った。殺人罪（199条）。

#### 30. 大阪地判昭44. 4. 8判時575-96【放出町空地事件】

【事項】不動産侵奪につき、不作為による帮助犯の成立を認めた事例【事実】Aは、地主甲から本件土地を家庭菜園として一時使用することを黙認してもらっており、また買い手や借り手から問い合わせがあったときは通知するよう依頼されていたところ、Bからその土地の一部に小屋を建て材料及び自動車置き場として使用させてほしいと云う申し入れを受け、これを承諾し謝礼8万円を受領した。ところが、Bは、無断で本件土地の西側に自動車修理工場を建築した。Aはこれを地主に通知せずに放置した。A：不動産侵奪帮助罪（62条1項235条の2）。【理由】被告人には建設着手時にこれを発見したのであるから、本件工場の完成を未然に防止しうる可能性があった。又、被告人と甲との間の信頼関係、被告人の所謂先行行為を考え合わせ、更に甲への通知、警察への通報が僅かの労力で容易になしうることを考慮すると、被告人は、Bが本件工場を建築し始めたことを発見した際、これを阻止するため、Bの行為を遅滞なく甲に通知し、あるいは警察に通報する措置をとるべき法律上の義務があったものというべきである。

#### 31. 盛岡地判昭44. 4. 16刑裁月報1-4-434【滝沢村事件】

【事項】業務上過失事故を起こした運転者の不作為殺人不成立例【事実】Aは、Bを自動車に同乗させて帰途についたが、過失で甲（当時34歳）に自車を激突させた。両名は、頭部損傷等の傷害を負って意識不明となった甲が未だ生存していることを認識しながら、発覚を恐れ、同人を救護する意思を放棄し、同人を助手席に運び入れた上、運転を継続してその場から逃走し、遺棄すべく走行を続けた。その結果、甲は車内において死亡した。A、Bは共謀の上、甲の死体を道路脇の崖下に投げ捨てた。A：業務上過失致死罪、保護責任者遺棄（致死）罪、死体遺棄罪共同正犯、併合罪。【理由】本件において殺人未遂罪が成立するためには、被告人において、被害者を病院へ搬送して治療を受ければ救護可能であると考えていながら、敢えてその意思を放棄し、病院に搬送しないという不作為に出ることを要する。仮に被告人が被害者を事故後直ちに最寄りの病院に搬送して救護措置を受けたとしても、死の結果を回避することができたとは認めがたい。

#### 32. 東京高判昭46. 3. 4高刑集24-1-168【鴻巣市道原馬室事件】

【事項】業務上過失事故を起こした運転者の不作為殺人未遂成立例【事実】Aは、過失により、横断歩行中の甲（当時49歳）に自車の前部を衝突させ、側溝内に転倒させ、頭部外傷、大腿骨複雑骨折等入院加療6ヶ月の傷害を負わせた。Aは、衝突後、直ちに受傷した被害者を自己の知っている病院に入院させるべく、自己の運転する車に乗せて進行していたところ、処罰のことや補償金のことを思って、とっさに被害者を人通りのない場所に置き去りにして事故の発覚を免れようと思いつき、救護すべき義務を放棄し、事故現場から約3キロメートル離れた暗い砂利道に至り、失心して、身動きのできない甲を道路沿いの陸田を掘り起こした窪みに放置し、同所から逃走した。なお、甲は、救護された。①業務上過失致傷罪②救護義務違反罪③殺人未遂罪、②と③とは

## 【資料】

観念的競合それらと①とは併合罪（211条前段、道交法117条72条前段、刑法203条199条、54条1項前段、45条）。棄却。【理由】衝突による身体内部の傷害状況を詳細に知り得ない者にとっても、被害者死亡の懸念を懐くことが常識であり、被告人が、被害者が死亡するかも知れないと認識したものと認められる。…本件の具体的状況下においては違法類型に当たる未必の故意に基づく殺人未遂を認定しうる。

### 33. 福岡地裁久留米支判昭46. 3. 8判タ264—403【八女嬰兒殺事件】

【事項】分娩した母親の不作為殺人成立例【事実】食肉販売業住込み店員Aは、同僚店員甲と情交関係を結んで妊娠し、その処置に窮していたところ、当日朝方から陣痛を催したが、便秘による腹痛と思い、何度も便所に入ったりしているうちに、便所において女兒を分娩し、便槽内に産み落としたことに気付いたが、救護の措置をとらないで放置した。その結果、同女兒は糞便による窒息のためまもなく死亡した。殺人罪（199条）。

### 34. 前橋地裁高崎支判昭46. 9. 17判時646—105【安中市道白沢事件】

【事項】歩行不能者の山中放置と不作為殺人未遂成立例【事実】Aは、たまたま知り合った小児麻痺のため歩行不能の身体障害者である甲（当時69歳）を騙して連れ出しその所持金を奪おうと企て、Bと共謀し、自ら車を運転し、午後10時頃、人家からかなり離れ、付近に全く人気のない山道に車を停止させ、たまたま、尿意を催した甲を助けて車外に降ろしたうえ、路傍にしゃがみ込んで排尿している甲から、同人が左脇にかかえていた現金2万円在中の手提鞆を引たくって走り去った。甲は、一晩中同所付近を這いずりまわり、翌日午前7時頃、同所から約140メートル離れた山小屋において救護された。その間、甲は、凍傷、挫傷の傷害を負った。窃盗罪、殺人未遂罪。（註：併合罪）【理由】自らが生命に切迫した危険のある場所まで連行した被害者をその場所に放置するという不作為の行為は、その場所に放置しないことが可能であった以上は、作為によって人を殺す行為と構成要件的に同価値と評価し得る。

### 35. 広島高裁岡山支判昭48. 9. 6判時743—112

【事項】侵入窃盗犯の不作為放火の成立例【事実】A（常習累犯）は、他人の住居に窃盗目的で侵入し、内部が暗かったので、丸めた紙切れの先に点火し、これを机上において明りにして、引き出しを開けた際に床に取り落とした硬貨を探し、拾い集めていたところ、その火が紙屑類に燃え移り、20センチメートル程燃え上ったため、恐怖心から恐れ、消火しないままその場から逃げ出した。その結果、建物を焼損した。（認定、常習累犯窃盗罪）、現住建造物放火罪（108条）。【理由】自己の犯行の発覚をおそれる余りあえて消火することなくその場を立ち去った被告人の心意は、既発の火力による延焼の結果発生を容認したものである。

### 36. 東京地判昭57. 7. 23判時1069—153【墨田区アパート事件】

【事項】放火中止後の残火放置と不作為放火の成立例【事実】Aは、共同住宅（A一家のほかFら3名居住）2階居室において、自暴自棄的な気持ちになり、室内に放火して家族の者を驚かせ、

かつ困らせてやろうと考え、ガスの噴出するガスホースにライターで点火したが、炎の余りの大きさに驚愕、狼狽し、慌てて咄嗟に窓を開け、ガスホースを木製ですりに掛けるような形で室外に出すとともに、急いでガスの元栓を閉じたものの、その間、窓外のすだれに炎が引火し燃え上がった。Aは、これを目撃し、一瞬恐怖心が走ったものの、あえてそれをそのまま放置した。その結果、火は、順次燃え移って共同住宅1棟のうち1階天井等を焼損した。現住建造物放火罪(108条)。

### 37. 東京地裁八王子支判昭57. 12. 22判タ494-142【朝霞三春事件】

【事項】暴行を加えた病者の放置と不作為殺人の成立例【事実】A及びその妻Bは、いわゆる特殊飲食店を営むものであるが、意思を通じ、雇用する甲の不行届に立腹し、木刀で殴打するなどの暴行を加え傷害を負わせた。甲は食欲不振高熱を発し、自力で起き上がることもできず、布団の中で失禁するようになり、翌日には意識も判然としなくなるなど、かなり重篤な症状を呈するに至った。両名は、傷害の事実の発覚を恐れるあまり医師にもみせず、自宅内にあった、化膿止めの錠剤、解熱剤及び栄養剤を投与し、氷枕をあてがうなどしただけで放置し、死亡させ、死体を車で運び草地に埋めた。殺人罪共同正犯、死体遺棄罪共同正犯、併合罪(199条60条、190条60条、45条)。【理由】未必的殺意を抱いていたと認めるのが相当である。

### 38. 大阪高判昭61. 12. 26判タ641-222

【事項】所得税遁脱の事案において不真正不作為犯が成立するとされた事例【事実】Aは、自己所有の土地を売渡し、同譲渡所得についての確定申告手続をBらに委ねた。ところが、Bらは、所轄の税務署長に対し、損害を仮装するなどして虚偽過少の所得税確定申告書を提出した。Aは、その直後に、これを知ったが、金策に苦慮していたこともあって放置し、納期限を徒過させて正規の所得税額との差額を免れた。原判決は共謀を認めた。当審は、破棄し不作為による所得税遁脱罪が成立するとした。【理由】速やかに修正申告等の措置により、適正な税額の支払いに協力すべき義務を有することは当然である。

### 39. 東京高判昭62. 9. 22判タ661-252【佐倉八千代市道事件】

【事項】暴行を加えた病者の放置と不作為殺人の不成立例【事実】Aはかねて組員甲45歳に不快の念を抱いていたところ、甲に反感を抱いていたB及びCと共謀の上、駐車場において甲に激しい暴行を加えて重篤な脳障害を負わせた上、同人を自動車の後部トランクに押し込んで約50キロメートルの長距離を走行中に同人を死亡させた。なお、Aはやくざ組織に入っていたもののBの単なる若い衆にすぎず、甲を自動車のトランクに入れて暴行現場を出発したのちの行動は、主としてBの発案ないし指示によるものであって、Cがこれを積極的に援助、支持したほか、その余のAを含む5名(途中から加わったものか)はただ追隨したにとどまり、その間積極的に甲に暴行を加えたのも、Bだけであった。原審、A、B、C：殺人罪共同正犯と死体遺棄罪共同正犯との併合罪(199条60条、190条60条、45条)。破棄、A：傷害致死罪共同正犯と死体遺棄罪共同正犯と

## 【資 料】

の併合罪（205条1項60条, 190条60条, 45条）。【理由】被告人Aに関する限り、本件に際し終始甲の死亡の結果を認容して行動したことがあったとはいまだ認め難く、結局、被告人に殺意があったとの点はその証明がない。

### 40. 大阪高判昭62. 10. 2判夕675-246【猪篠西山事件】

【事項】 不作為による殺人幫助罪が成立するとされた事例【事実】 暴力団組長Aは、倒産した会社からの債権の回収を企図する共犯者B及びCと共謀の上、同社の代表取締役甲を監禁し、随所に連れ回しつつ暴行を加えた。その際、Aは、Bらが甲を殺害するにいたる現実的可能性を認識しつつ、両者の側を離れ、約10分間他所で時を空費したところ、その間にBが（Cと意思を通じたものか）甲を絞殺した。3名共謀の上死体を付近の山林内に埋めた。原審、ABC：逮捕監禁罪包括1罪共同正犯、殺人罪共同正犯、死体遺棄罪共同正犯、各併合罪（60条220条1項, 60条199条, 60条190条, 45条）。破棄、A：逮捕監禁罪包括1罪共同正犯、殺人幫助罪（62条1項199条）、死体遺棄罪共同正犯、各併合罪【理由】 被告人Aは、Bの行動を容易に阻止し得たと認められること、山林内には他にBの甲殺害を阻止し得る者はいなかったこと、被告人は判示のように同席を続けBによる甲殺害を阻止すべき義務を有していたと解すべきである。不作為による殺人幫助罪の刑責を免れない。なお、被告人に課せられた作為義務の根拠及び性質並びに被告人の意図が甲の殺害を積極的に意欲したものではなく、単に、これを予測し容認していたに止まるものであること等諸般の事情を総合して考察すると、本件における被告人の行為を、作為によって人を殺害した場合と等価値なものとは評価し難く、これを不作為による殺人罪（正犯）に問擬するのは相当ではない。

### 41. 大阪高判平2. 1. 23高刑集43-1-1【よしの事件】

【事項】 不作為による売春防止法違反幫助罪の成立が否定された事例【事実】 Aは、Bの依頼で飲食店の営業許可のための名義を貸し、その後、業として売春の場所の提供が行われているという事実を知りつつ放置した。一審は、売春防止法違反の罪（業として売春の場所提供）に関する不作為による幫助犯を認定した。破棄無罪。【判旨】 料理店経営者に営業許可のいわゆる名義貸しをしたが、その営業には全く関与していない被告人が、同店で業として売春の場所提供が行われていることを知った後も営業許可の使用を禁止するなどせず、放置していたというだけでは、売春防止法11条2項違反の不作為による幫助犯は成立しない。【理由】 本件の場合、各営業名義の貸与という被告人の先行行為とYの業としての売春場所の提供との間には関連が乏しく、前者を根拠として、被告人について、Bが各営業許可を使用するのを禁止し、あるいは各所管行政庁に対する許可取消請求をするなどして同女の正犯行為を防止する法律的作為義務を認めることはできない。

### 42. 東京高判平11. 1. 29東高刑時報50刑6【ビガサス事件】

【事項】 不作為による強盗致傷幫助犯不成立例【事実】 ゲームセンター「ビガサス」の店長A

(店舗の現場業務のみで、人事管理上の職務は認められていなかった。)は、Bから別の店舗「金太郎」の金庫から集金人を介して本社に納められるピガサスの売上金をも含む現金を強奪する計画を打ち明けられたが、その具体的な犯罪実行の時期、方法、さらには実行の決意の程度をはっきりと認識できないで経過した。Bらはその後強盗致傷罪を犯した。原審、強盗致傷幫助罪。破棄、無罪。【理由】犯罪を防止すべき義務は、正犯者の犯罪による被害法益を保護すべき義務(保護義務)に基づく場合と、正犯者の犯罪実行を直接阻止すべき義務(阻止義務)に基づく場合が考えられるが、この保護義務ないし阻止義務は、一般的には法令、契約あるいは当人のいわゆる先行行為にその根拠を求めるべきものと考えられる。被告人はその職務としてパチンコ店の売上金に何ら関与することはなかったのであるから、後義務の存否を検討すること自体、正鵠を得たものとはいえない。更に、…被告人がBの行状を監督する職務を特に負っていたものではないから、その犯行を阻止すべき義務があったということはできない。…職務とは関係なく従業員としての地位一般から、保護義務あるいは阻止義務を認めることはできないといわなければならない。ただ、もしそうした義務が是認されることがあるとすれば、犯罪が行われようとしていることが確実に明白な場合に限られるものと考えられる。

#### 43. 札幌高判平12. 3. 16判時1711-170

【事項】同棲中の元夫の幼児虐待を制止しなかった被告人の行為が、傷害致死罪の不作为による幫助に該当するとして、これを否定して無罪とした原判決が破棄され、有罪が言い渡された事例

【事実】A女は、自己が親権者となっていた次男甲(3歳)を連れて、B男と内縁関係に入ったが、Bが次男に対して、顔面、頭部を殴打し転倒させた際、Bが暴行を開始しようとしたのを認識しつつこれを制止せず、ことさらに放置した。次男はその結果傷害を負い死亡した。1審は無罪。破棄、B:傷害致死罪、A:傷害致死幫助罪(205条62条1項)。【理由】不作为による幫助犯は、正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務のある者が、一定の作為によって正犯者の犯罪を防止することが可能であるのに、そのことを認識しながら、一定の作為をせず、これによって正犯者の犯罪の実行を容易にした場合に成立し、以上が作為による幫助犯の場合と同視できることが必要と解される。…被告人の行為は、不作为による幫助犯の成立要件に該当し、被告人の作為義務の程度が極めて強度であり、比較的容易なものを含む一定の作為によってBの次男に対する暴行を阻止することが可能であったことにかんがみると、被告人の行為は、作為による幫助犯の場合と同視できるものというべきである。

#### 44. 名古屋高判平17. 11. 7研修694-305

【事項】不作为による幫助【事実】A女は、自己が親権を有する実子甲(4歳)及び自己の交際相手Bと居住していたところ、Bが十数分に渡り、同所において甲に対し、その胸部、腹部、背部及び腰部頭部を殴打多数回足蹴りにし、手拳で殴打するなどの暴行を加え、死亡させる犯行を行った際、同所において、これを予め防ぐとともに、暴行開始後はこれを直ちに制止するなどの措置

## 【資料】

をとることができたのに、必要な措置を取ることなく、放置した。第一審は、Aに不作為による傷害致死の幫助犯の成立を認めた（205条62条1項）。棄却。【理由】本件では、そもそも被告人がBとの関係を断絶することや、甲を安全な場所に避難させることが容易であり、望ましい事態であったのに、あえて自ら危険な状況に引き入れており、被告人に課せられた作為義務はおのずから高度なものがあったことから、被告人の作為義務の違反は強い違法性を帯び、その不作為が作為による積極的な幫助と同視できる。…幫助行為は、正犯の行為を容易にする行為をすべて包含するものであり、正犯者の行為を通じて結果に寄与するものであれば足りるのであって、「犯罪の実行をほぼ確実に阻止できたのに放置した」との要件を必要とするものではない。

### 45. 東京高判平19. 1. 29東京高検速報第3309

【事項】不作為による殺人罪成立例【事実】Aは、平成16年4月ころ、交際相手であるB女及びその実子甲3歳と同居していたところ、同年10月ころからBが十分な飲食物を与えないことによって甲を極度に痩せた状態に陥らせ、12月上旬ころには医療機関による治療を受けさせなければ甲が低栄養によって死に至る危険があることを認識していたにもかかわらず、Bと意思を通じて、平成17年1月22日まで甲に対し医療機関による治療を受けさせることなく自室に放置した。その結果、同日、甲は極度の低栄養により飢餓死した。殺人罪共同正犯（199条60条）。棄却。【理由】被告人には、条理ないし社会通念から見て、不作為の殺人罪における作為義務となる被害児童を救命すべき作為義務があった。

## （四）因果関係

### （1）大審院

#### 1. 大判明43. 1. 18刑録16-17【飯田分教場事件】

【事項】第三者（13歳の少年）の過失行為の介在【事実】代用教員Aと同校生徒B（13歳）は親密な間柄であり、Bは、しばしば分教場に来て自由に事務室又は宿直室等に出入りして遊んで行くことがあった。Aは、鳥を撃とうとして同分教場備え付けの小銃に実弾を込めたままにして、事務室の壁にかけておいた。Bは、分教場に来て遊戯中、実弾の込めてあることを知らないでその小銃を取り出してもてあそんでいたところ、突然発射してその場に居合わせた生徒に命中し、即死するに至らしめた。A、過失致死罪（210条）。棄却。【判旨】苟も自己の過失と他人の死亡との間に因果関係存在する以上は其の関係の直接たると否とを論ぜず過失致死罪を構成するものとす。

#### 2. 大判明43. 2. 22刑録16-292【恐水病事件】

【事項】被害者の親権者の不作為行為の介在【事実】明治41年8月14日、Aの飼い犬がBの次男

甲を咬傷したため、Bは伝染病研究所に依頼して甲に恐水病免疫注射をしようとしていたが、その際、専門家Cはその犬が狂犬病にかかっているか否かの鑑定を嘱託された。Cは、鑑定の結果、狂犬ではないとの診断をした。Bはその診断を信じて恐水病の予防注射を中止した。ところが、間もなく甲は恐水病のために死亡した。C、過失致死罪（210条）。棄却。【判旨】苟も自己の過失と他人の傷害との間に因果の関係存する以上は常に過失傷害罪を構成す。而して其の過失が傷害の直接原因たるか否とは問ふ所に非ず。【理由】Bに於いて専門家たる被告の鑑定に信頼し免疫注射を廃止したるは相当にして之を過失なりと云ひ得ざるを以て甲の死因はBの過失なりと云ふを得ず。

### 3. 大判明43. 9. 30刑録16-1581【盛岡村田銃事件】

【事項】第三者（16歳の少年）の過失行為の介在【事実】Aは、銃猟のため自己所有の村田銃に弾丸を装填したままで自宅座敷の床前に差し置いていたところ、事件当日少年B（16年7月）が甲と共にA方に遊びに来て、座敷に入るのを目にしたが、特に気にとめなかった。Bは、村田銃を見付けて弾丸が装填されていることを知らないでもあそんでいて、何気なくその引き金を引いた。その結果、銃は突然発弾して、当時座敷に居合わせた甲の頭部を貫通したため、甲は即死するに至った。ところで、Bは、10日程前にもA方にやって来てその村田銃をもてあそんだことがあった。A、過失致死罪（210条）。棄却。【判旨】苟も自己の過失に因り他人の死亡に対して一の条件を与へたる以上は其の過失が該結果に対し唯一の原因を成したると將た他人の過失と相俟って共同的に原因を与へたるを問はず等しく過失致死の罪責を負ふべきものとす。

### 4. 大判大2. 9. 22刑録19-884【島原祖母殴打事件】

【事項】刑法上における原因の性質；被害者が虚弱高齢者である場合【事実】Aは、祖母（79歳）と争論し祖母を殴打した。その結果、その肩胛関節の脱臼を生じ、祖母は病床に呻吟し、日々衰弱して1カ月余り経って死亡するに至った。医師の所見では、負傷のために老衰を増して死亡の時期を早めたものである。尊属傷害致死罪（205条2項）。棄却。【判旨】①凡そ結果の発生に対する原因を与へたる時は、其の原因は直接原因なると間接原因なるとは之を論ずるを要せず。又、其の原因のみにては結果を発生せずして他の原因と相合して結果を発生した場合なると否とは、之を問ふ所に非ず。②特定の行為が原因となり特定の結果を発生し、又は之を発生することあるべきことが、吾人の知識経験に依り之を認識し得べき場合は、其の行為を為したる者は其の結果発生に付き原因を与へたるものとす。【理由】斯くの如く被告が79歳の老衰者に対し上述の如き傷害を加ふるときは、上述の如き経過に由り其の死亡を来すべきことあるは、吾人の知識経験に依り之を認識し得べき所なればなり。

### 5. 大判大3. 9. 1刑録20-1579【膿毒症事件】

【事項】負傷後の病変（化膿）【事実】Aは甲の左大腿外側部を包丁で突き刺し深さ約4寸に及ぶ創傷を負わせた。その結果、甲はその創傷化膿のため膿毒症を發して死亡した。医師の所見で

## 【資料】

は、小血管及び筋繊維を切断しているが動脈を切断していないので、普通の治療を加えれば20日位で全治すべき創傷であった。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【判旨】創傷の為め濃毒症を発生し之が為め死亡したるものなるときは、其の死亡の結果は直接濃毒症より生じたるものなるものを以て傷害致死の罪責を免るるを得ず。【理由】創傷の為め化膿することは普通有り得べき事柄にして甲の死亡が医師の責任に帰すべき過誤に基づくことは原判決の認めざる所なれば同人の死亡を以て偶発的原因に基づくものと論ずるを得ず。

### 6. 大判大7. 11. 30刑録24-1461【山崎川事件】

【事項】①傷害致死罪の構成②因果関係の錯誤【事実】Aは、甲の咽頭を緊扼し創傷を負わせ、一時仮死状態に陥れたが、Aは甲が死亡したものと誤信し犯跡隠蔽目的で溺死を装うべく川中に投入したため、甲は溺死した。第1審、傷害致死罪（205条1項）。原審、第1行為に傷害罪（204条）、第2行為に無罪。破棄、傷害致死罪。【判旨】①人の身体を不正に侵害するの認識を以て為したる意思活動に因り被害者を死に致したるときは傷害致死罪を構成するものにして、この意思活動が1原因たるに於いては、かかる認識なき犯人の挙動が之に付加結合して致死の結果を生ずるに至りたる場合と雖も、該意思活動と致死の結果との間に因果関係の存在を認むることを得るものとす。②被告が被害者に対し暴行傷害を加へたる後、既に死亡したるものと誤信して水中に投入したる挙動の付加に因り相合して被害者を死に致したるときは、被告の行為は包括的に単一の傷害致死罪を構成するものとす。

### 7. 大判大8. 7. 31刑録25-899【稻荷丸事件】

【事項】被害者自身の行為の介在【事実】Aら13名は、意思をつうじて共同して海上の漁船上において甲ら4名に対し各竹竿又は丸棒を以て連続して乱打し或いは薪を投げ付ける等の暴行を加えたところ、甲はその暴行の危難を避けようとして海中に飛び込みそのまま溺死し、他の者は傷害を負った。各傷害罪共同正犯、傷害致死罪共同正犯、併合罪（204条60条、205条1項60条、45条）。棄却。【判旨】甲がAの暴行に関する動作に因り意思の自由を失い水に飛び込み溺れたるは、恰も陸上にて同様の状態に陥りたる者が逃走転倒すると同一にして、畢竟Aの動作との間に因果の連絡あるものと謂ふべく、従って、甲の溺死はAの暴行を原因とするものにして、Aは之が結果に付き刑法上の罪責に任ずべきものとす。

### 8. 大判大12. 3. 23刑集2-254【藁科川事件】

【事項】因果関係の錯誤【事実】Aは、甲を殺意を以て崖下に突き落としたが、甲は途中に引っ掛かり意識を失った。Aは後日の言い訳に救助する風を装って手を掛けたところ共に転落しそうになり、手を離し甲を川中に転落させ溺死させた。殺人罪（199条）。棄却。【判旨】殺人の実行行為と被害者の死亡との間に介入したる他の事実が死亡の近因たる関係ありとするも、苟も犯人の行為と死亡との間に因果関係の存する以上は、殺人既遂罪成立すべく未遂罪を以て論ずるを得ず。【理由】人を殺すの目的を以て実行行為を為したる者が被害者を死に致したるものとして其



の責を負ふには其の行為が死亡の原因を為したる関係あるを以て足りりとし、其の行為が致死の唯一の原因若しくは之が直接の原因たりしことを必要とせず。

#### 9. 大判大12. 4. 30刑集2-378【六ヶ所村事件】

【事項】因果関係の錯誤；被告人自身の行為の介入【事実】Aは、殺害目的で甲の首を締め、既に甲が死亡したものと思い、海辺に放置した。その後、甲は息を吹き返し砂末を吸引して死亡した。殺人罪（199条）。棄却。【判旨】人を殺す目的を以て麻縄を其の頸部に結び絞扼したる者が被害者の微動せざるに至りたるを見て既に死したるものと誤信し更に犯罪の発覚を防がんと欲し縄を解かずして屋内より海辺に移し之を砂上に放置したるに因り其の者は遂に砂末を吸引して死亡したるときは、殺人の目的に出でたる頸部絞扼の行為と死亡との間に因果関係あるものにして、其の行為は殺人罪を構成し殺人未遂罪及び過失致死罪に該当するものに非ず。【理由】之を生活上の普通観念に照らし…行為と死との間に原因結果の関係あることを認むるを正当とすべく、被告の誤認に因り死体遺棄の目的に出でたる行為は毫も前記の因果関係を遮断するものに非ず。

#### 10. 大判大12. 5. 26刑集2-459【脳炎死事件】

【事項】第三者（医師）の過失行為の介入【事実】Aは実兄甲の暴戾の行動に激怒して、有り合わせた萬能鋏を以て同人を殴打した。その結果、甲は左顱頂骨部に矢状径曲尺5分5厘横径3分5厘の菱形を呈する欠孔及びその前後に亘る長さ5寸の亀裂骨傷を存する打撲刺創を負い、それに起因する脳炎によって約1カ月後に死亡した。医師の所見では、尋常の経過をとったとしたら、約2カ月間位で治るものであった。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【判旨】苟も他人に対し加えたる暴行が傷害致死の結果に対する一原因となれる以上は仮令被害者の身体に対する医師の診療上其の当を得ざりしことが他の一因を成したりとするも暴行と傷害致死の結果との間に因果関係を認むべきものとす。

#### 11. 大判大12. 7. 14刑集2-658【丹毒症・神水事件】

【事項】被害者の過失行為の介入【事実】Aは、その場に有り合わせた棍棒をもって甲の頭部を殴打した。その結果、甲は左耳朶に断裂傷を負い、丹毒症に罹り4週間余の医療を必要とするに至った。なお、甲はある宗教の信者であって、傷口に所謂神水を塗布していた。医師の診断書では、受傷当時の治療が適切であったとすれば、約2週間位で全癒すべきものであった。傷害罪（204条）。棄却。【判旨】犯人の行為に因りて生じたる創口より病菌の侵入したる為丹毒症を起したるときは仮令其の間に於いて被害者が治療の方法を誤りたる事実ありとするも犯人の行為と被害者の疾病との間に因果関係の成立を認むべきものとす。【理由】其の所為亦同症の一因を成したること明白なれば両者の間に因果関係の存在を認むべきは当然にして之が中断を認むるは正当に非ず。

#### 12. 大判大14. 7. 3刑集4-470【養祖母ショック死事件】

【事項】①被害者の病変・老衰の存在②因果関係の認識【事実】Aは、その養祖母（縁組みの屈

## 【資料】

出のない者)を殺害しようと決意して、小刀をもって同人の後頭部を2回突き刺し、その右顱頂部に深さ骨膜下に達する2個の創傷を加えた。養祖母は当時身体に病的変化を生じていたため、その創傷による末梢知覚神経刺激又は精神感動のために反射的機能の静止を来し、ショックによって死亡した。医師の所見では、この創傷は直接死を招来すべき程度のものではなく、疾病休業2ないし3週間で治癒し得るべきものであった。殺人罪(199条)。棄却。【判旨】①殺害の意思を以て加へたる傷創が普通健康者に対しては死亡の結果を生ずるに足らざるも被害者が老衰病羸なりし為死に至りたる場合に於いては其の創傷と死亡の間に因果関係なきものと謂ふを得ず。②殺害の意思を以て実行行為を為し因って被害者が死亡したるときは犯人が其の行為と死亡との間に存する詳細の経過を認識せざるも殺人罪の成立を妨げず。

### 13. 大判大14. 12. 23刑集4-780【奉公人町事件】

【事項】被害者の特異疾患の存在と憤激による脳出血死【事実】Aは、立腹の余り甲を難詰し、手で同人の頭部辺を突いて座敷より1尺4寸位下の土間に墜落せしめ、更に起き上がろうとした同人の頭部を手で2,3回殴打し、なお互いに組み合って争闘した。その結果、甲は、左耳に微傷を負い、従来よりの動脈硬変症による脳血管硬化と争闘時における筋肉の激動並びに精神の興奮によって血圧の急激な上昇を来し、当夜脳出血の発作を起こし、やがて全身衰弱して死亡した。傷害致死罪(205条1項)。棄却。【判旨】該行為は傷害致死罪を構成す。【理由】被害者の死亡の一因たる精神の興奮は被告人の不法なる暴行に基因せるものと謂ふべく、従って原審が其の暴行と死亡との間に因果の関係を認めたるは適法なるのみならず、傷害致死罪の犯意には不法なる暴行の故意あるを以て足り其の結果たる死亡を認識し得たることを要せざるものなれば、仮令被告人が本件犯行の当時被害者の脳血管硬化症に罹れることを知らず、従って其の死亡を認識し得ざりしとするも該犯罪の成立を妨ぐるものに非ず。

### 14. 大判昭2. 9. 9刑集6-343【弁天濱事件】

【事項】被害者の避難行為の介在【事実】Aは、Bと共に立腹して甲を手で殴打し、同人が謝罪しつつも反抗の氣勢を示すや、更にBと共に鉄棒を付した糞尿器の蓋等を以て甲を乱打し、果てはその手足を捉えて焚火の上に同人を数回横たえた。その結果、甲は、高度の火傷及び打撲傷を負い、痛苦のあまりあるいは新たな暴行を避けるため自ら海中に飛び込み、心臓麻痺によって死亡した。傷害致死罪共同正犯(205条1項60条)。棄却。【判旨】被害者の死亡の原因が犯人の加へたる高度の火傷に基く心臓麻痺に因ること明確なる以上は、被害者が水中に投じ急速なる体温の逸出を来し心臓機能の衰弱又は其の麻痺の程度を加へたる事実ありとするも、前示被害者の行為の介入は犯人の加へたる傷害と被害者の死亡との間に於ける因果関係を中断するものにあらず。【理由】何となれば被告人等の加へたる高度の火傷にして無かりせば被害者は水中に投ずるも決して急速なる体温の逸出に因り心臓麻痺を来すことなかるべければなり。

## 15. 大判昭3. 4. 6刑集7-5-291【肺気腫事件】

【事項】被害者の疾病の存在とその悪変【事実】Aは、14歳の時実父Bが甲を妻に迎えて後、16歳の頃家出したが、疾病に罹り、B方に帰着し保養することになり（その間、AはBの庶子として同家に入籍した。）、甲とも同居することになった。その後甲は、精神異状の症状を再発し、なおAと甲兩人の間はとかく円満を欠き、1月18日夜もまた甲が悪口を言ったのに対してAは手仕事のために握っていた麦稈を振り上げ、甲も他の麦稈を以て立ち向かう等の争いを演ずるに及び、Aは積忿を抑えることができず即時Bと協力して甲を戸外に押し出した上、戸締まりを施した。その結果、甲は酷寒の戸外で寝臥することになり、宿病肺気腫の症状に悪変を来し、同月25日に至り死亡した。なお、肺気腫症は死後の鑑定によって始めて発覚した所であり、当時何人もこれを知らず又知ることができなかった。また、甲は、嘗て深夜極寒中戸外を徘徊したことがあった。尊属遺棄致死罪（218条2項）。棄却。【判旨】精神病患者を保護する責任ある者が極寒の候戸外に推出して之を遺棄し因って宿病の肺気腫症に悪変を来し死に至らしめたるときは遺棄行為と病者の死との間に因果関係あるものにして、其の行為は遺棄致死の罪を構成し、犯人が病者の精神病患者なることを知って肺気腫症なることを知らず且つ一般人に於いても其の肺気腫症なることを認識し難かりし場合なりしとするも又病者が深夜極寒中戸外を徘徊するに堪え得たりし過去の事実ありしとするも遺棄致死罪の成立に影響を及ぼさず。

## 16. 大判昭4. 4. 11新聞3006-15【京踏切事件】

【事項】嬰兒轢殺と機関手の無罪：条件関係【事実】機関手Aは、列車を運転して時速40キロメートルで通称京踏切に差しかかった際、甲3歳が該踏切上に佇立していたのであるが、漫然進行を継続し甲を轢殺した。業務上過失致死罪。破棄無罪。【理由】仮に被告人が警笛の吹鳴と共に非常制動の措置に出でたる場合においても、…なお甲の危害を未然に防止し得たりと為すに足らざるが故に其の措置に出でざりしことも亦甲轢死の原因と為すに由なし。

## 17. 大判昭5. 10. 25刑集9-761【名古屋祭事件】

【事項】第三者の暴行行為の介入【事実】人夫請負業Aは、懲戒目的で簿記用丸棒を以て常雇人夫甲の頭部を殴打し、打撲傷兼頭蓋骨折並びに縫合離解等を生ぜしめた上、川に押し入れた。甲は、漸く川を渡って岸に上がり、約15分経過した頃偶々同所に来合わせたB及びCのため面部を下にして再び川の水深8尺内外の場所に投げ込まれた。その結果、甲は、重症脳震盪症を起こし反射機能を喪失し、全然水中より首を上げる力を失い、泥水を飲み間もなく溺死した。A：傷害致死罪（205条1項）。（注：この点は棄却か。なおB、Cは原審相被告人であり同じく傷害致死罪に問われたものと思われる。）【判旨】犯人の加えたる傷害が同一被害者に対する第三者の暴行に基く致死の結果発生の原因たる関係あるときは犯人は傷害致死の罪責を免るを得ず。

【理由】苟も犯人が他人を傷害し依って早晚脳震盪に陥るべき原因を与へたるときは、仮令その脳震盪が未だ死の直接の原因とは為らざりしとするも、更に事後に於いて第三者の其の被害者に

## 【資料】

与へた暴行に因り致死の結果の発生を助成する関係ありたる以上は犯人は当然傷害致死の罪責を負はざるべからざるものとす。何となれば此の如き関係ある場合に在りては犯人の傷害行為は被害者の死亡の単独の原因にあらざりしと同時に其の効果は第三者の傷害行為の介入に依りて中断せられたるものと謂ふべきにはあらずして、畢竟致死なる結果の共同原因の1に外ならざればなり。

### 18. 大判昭6. 3. 27新聞3275-14【広小路事件】

【事項】第三者の介入；過失競合【事実】Aは、往来の激しい街路で自己の運転する自動車の左側を甲に接触し、同人を転倒せしめた。数秒後Aと同方向に進行してきた自動車の運転手Bは、約6尺に近接して転倒した甲を認め、狼狽の余りその自動車の左右両端の間、車輪下に同人を無事通過できるものと速断し、そのまま進行したところ、該自動車を以て同人を路上に轢圧した。その結果、甲は翌日脳内出血及び組織挫滅により死亡した。A：業務上過失致死罪（211条）。棄却。【理由】甲の死の直接の原因はB操縦の自動車で轢圧せしめられたるに存すること勿論なりと雖も被告人Aが甲を転倒せしめたるは事後に於ける右轢圧の原因たるに外ならず。随てAの行為はBの行為と相俟って甲の死の共同原因たる関係に在りてAは過失傷害致死の罪責を免るを得ざるものとす。

### 19. 大判昭6. 8. 6刑集10-365【新居組合屠場事件】

【事項】被害者の不注意行為の介入及び余病併発【事実】Aは、10月25日村組合屠場に赴いた所、甲と互いにつかみ合いとなった。その際、甲の弟乙（当20年）が兄に加勢して手で数回Aの頭部を殴打したため、Aは、憤激の余り肉切包丁を甲に投げ付けた。その結果、甲は、その刺創により継発した腎臓出血、急性腹膜炎、繊維性肋膜炎並びに以上疾病による身体衰弱の際併発したクループ性肺炎のため11月27日に死亡した。医師の病氣経過書によれば、11月18日には、傷の治療状況も極めて良好にして分泌殆どなく、右手腹部の浸潤も縮小していたところ、11月22日、シビ刺身を食し約4時間後より腹痛嘔吐があり、腹部又膨満し圧痛、血尿あり、以後、経過日ごとに悪化死亡した。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【判旨】被告人の傷害行為が原因と為りて直接間接に幾多の疾病を醸し其の間接に生じたる余病が主因と為りて他が副因と為りて被害者の死亡を招来したる以上仮令食餌に関する被害者の不注意が副因なりとするも被告人は傷害致死の罪責を免れざるものとす。【理由】判示の如き状態に在る者に余病の発生を見ることは常在の事実にして希有の現象に非ざるを以て該余病が死亡の主因なりとするも被告人の行為と死亡の結果との間に法律上因果関係を認むべきものなること勿論なり。又該余病の発生が被害者の摂りたる食餌に何等かの関係を有し且つ仮に該摂取に付き被害者に多少の不注意ありたりとするも其の事由にして異常特殊のものに非ざる限り因果の連絡を認むべきものとす。

### 20. 大判昭6. 10. 26刑集10-494【亀戸脳梅毒事件】

【事項】被害者の特異疾病の存在【事実】Aは、乗用自動車を運転し過失で甲を車体に衝突転倒

せしめた。その結果、同人は翌日病院にて脳震盪のため死亡した。被害者には脳梅毒症があった。医師の事故直後の診断では、全治 2 週間であった。業務上過失致死罪（211条）。棄却。【判旨】被告人の過失が致死の原因たることを俟たず。仮に被害者は当時脳梅毒症に罹り居りて此の疾病が死の結果を齎すの共同原因となりたりとするも斯かる事由は本件犯罪の成立には何等の影響を与へず単に犯罪の情状に関するものたるに過ぎず。【理由】蓋し街路の行人中に病弱者の存することは常在の事実にして必ずしも異常の事態に非ざるを以て被害者の罹病の事実が致死の結果を誘致するに與て力ありたりとするも之に因りて因果関係を遮断するものに非ざればなり。

21. 大判昭13. 8. 5刑集17-628【林長二郎傷害事件】

【事項】間接教唆と因果関係の中断【事実】甲は、乙に対し暗に林長二郎事長谷川一夫に暴行を加えるべきことを仄めかしたところ、乙は永田雅一と面接したるに其の言動に依り該制裁の意思を有するものと推断し、いよいよ被害者に暴行を加えることを決意し、更に、丙を教唆して犯行を実行せしめた。すなわち、丙は、路上で所携の安全剃刀の刃を仕込んだナイフを以て長二郎の左頬部を斬り付け、因って全治約 3 週間の傷害を負わせた。甲：傷害教唆罪（204条61条 1 項）。棄却。【判旨】甲乙二人相次いで丙を教唆し犯行を決意せしめたる場合に於いて甲の行為が乙の行為に因り中断せられたりとの主張は刑事訴訟法360条 2 項に依り判断すべき事項に当らざるものとす。【理由】甲は自己の乙を教唆したる行為は永田雅一の言動に因り中断せられたりと主張するは畢竟因果関係の否認に歸するが故に之に対しては原判決の如く判示犯行を証拠に依り説明せる以上特に判決に其の判断を示すの要なきものとす。

22. 大判昭15. 4. 1新聞4573-9【夕張炭鉱飯場事件】

【事項】被害者の重症疾病の存在【事実】Aは、飯場において、脚気重症の工夫甲（当24年）に対して飯場の土間に引き倒し足蹴にする等の暴行を加えた。その結果、同人の病状は悪化し、同月21日炭鉱病院において脚気衝心により死亡した。傷害致死罪（205条 1 項）。棄却。【判旨】脚気病者に対し暴行を加へ因って其の病状を悪化せしめ脚気衝心により死に致したる場合仮令其の脚気衝心の直接の原因が脚気病に在りとするも是を以て暴行が死亡と因果関係なしと謂ふを得ず。

23. 大判昭15. 6. 27刑集19-387【チフス菌入るかん事件】

【事項】腸チフス罹病者の死亡率と因果関係【事実】Aは、幹雄及び佐藤一家に対する憤激怨恨の情を益々積らせ呪咀となり、4月25日、20数個在の中のかん饅頭 1 箱を買ひ求め、在中渦巻型かんの饅頭の表面に腸チフス菌パラチフス A B 菌培養基の凝水を塗布した上これを元のよう包装して、発送部係員に対して幹雄方宛に配達を依頼し、翌26日幹雄方に配達せしめた。幹雄及びその弟律男は同日同所でその一部を食し、残部は妹フミが勤務先の小学校に持参し、同僚職員等と共に食した。その結果、12名が同疾病に罹患し、11名は1月乃至 2 月余の入院加療で治癒したが、律男は同年 5 月23日垂水病院において腸チフス菌による敗血症状を呈して死亡するに至った。医師の鑑定書では、腸チフス罹患者の死亡率は小児又は幼年者においては低く、年齢と共に

## 【資料】

増加するが、小児幼年者壮年老年を通じて本邦人の死亡率は20%内外と認める。第1審、傷害罪及び傷害致死罪、観念的競合。原審、破棄、殺人罪、各殺人未遂罪、観念的競合（199条、203条199条、54条1項前段）。棄却。【判旨】殺人の方法として腸チフス菌を用ひたる場合、縦令腸チフス罹病者の死亡率が平均20パーセント内外なりとするも、腸チフス菌に因る敗血症の結果死亡した以上、其の間因果関係あるものとす。

### 24. 大判昭16. 8. 29全集8-30-21【大牟田神社裏事件】

【事項】疾病併発による死亡と因果関係【事実】Aは、12月9日、三井三池染色工場出勤途上、青年学校生徒甲と口論となり、大牟田神社社務所裏に至り、殴り合ううち、所持した匕首をもってとっさに甲の左胸壁を突き刺し肋骨横隔膜大腸を切断する傷害を負わせた。甲は、同月12日病院にて急性化膿性腹膜炎並びに之に因る敗血症を併発して死亡した。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【判旨】被害者の死亡の結果が直接に急性化膿性腹膜炎並びに敗血症より生じたりとするも、苟も該症状が傷害に起因したる以上は傷害は死亡に原因を与えたるものと云ふべく、其の原因が直接なると間接なるとは之を問ふことなし。【理由】甲の死亡の結果は、直接急性化膿性腹膜炎並びに之に因る敗血症より生じたるものなるも其の急性化膿性腹膜炎並びに敗血症は傷害に基因したるや明らかなり。而も創傷の為急性化膿性腹膜炎を惹起することは通常あり得べき事柄なりとす。

### 25. 大判昭16. 9. 5全集8-34-16【安部川口駅事件】

【事項】過失競合と因果関係【事実】甲、乙は安部川口駅信号所に勤務中、旅客列車が転轍機を通過し終わらないうちに、過失により甲は場内信号機を定位に復帰し、乙は転轍機を反位に転換したため、列車最後部連結車両を脱線転覆せしめ、同時に破損箇所より流出したガソリンが車両の電気回路の切断又は短絡等により発生した電気火花に引火したため同車両を全焼破壊せしめ、因って乗客等191名を死亡せしめ、57名に火傷等を負わせた。各業務上過失致死傷罪、業務上過失汽車転覆破壊罪、観念的競合（211条、129条2項、54条1項前段）。棄却。【理由】該結果は、共同の過失に起因するものにして被告人兩名の該業務上不注意の行為と該列車転覆破壊及び乗客の死傷との間に因果関係の存すること洵に明瞭なりとす。尤も列車の脱線転覆したる結果としてガソリタンク破損し其の際発したる火花が流出ガソリンに引火して車両を全焼破壊し因って死傷者を生ずるに至るが如きは被告人兩名に於いて毫も予見せざりし事項に属すること所論の如しとするも判示業務を有する被告人兩名に於いては斯かる結果を予見し得べかりしものと認むるを相当とす。

### 26. 大判昭16. 11. 28判決全集9-9-19【妙高丸事件】

【事項】医療過失行為の介在と因果関係の存在【事実】Aは、上海付近海上の日本船泊内において、ナイフにて甲の大腿部に刺創を与えその股動脈を切断した。これに対する医師乙の治療過程において股仮性動脈瘤を生じその破裂に因りて甲は死亡した。傷害致死罪（205条1項）。棄却。

【理由】被害者の死亡は結局被告人の傷害行為に因りて生じたる結果なりと解するを相当とす。仮令乙医師の治療行為中多少不完全なる点存したりとするもかかる他人の過失行為に因りては被告人の側に於ける右因果関係の相当性を否定するに足らず。

## (2) 最高裁

### 1. 最判昭22. 11. 14刑集1-6【徳島東常会事件】

【事項】被害者の高齢・虚弱体質の存在【事実】Aは、甲（当67年）と口論を始め、座っていた同人をその場に突き倒した上その左背部を数回蹴りつけ或いは踏み付けた。その結果、甲は、肋骨骨折肺臓損傷の傷害を負い、気胸の続発による心臓衰弱を来し死亡するに至った。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【医師の剖見】被害者は高齢であり、骨質が非常に脆弱化し、肋骨は細く極度に石灰化して端がぼろぼろに砕けていて、加害者が極く軽く触れる程度に蹴っても骨折を起こして大事に至った。【判旨】ある行為が他の事実と相俟って結果を生ぜしめたときでも、その行為と結果との間に因果関係を認めることを妨げない。

### 2. 最判昭23. 3. 30刑集2-3-273【メチルアルコール中毒事件】

【事項】他人の転売行為の介入と因果関係の中断【事実】Aは、氏名不詳の者からドラム缶入の燃料用アルコール約6斗を買い受け、その缶の底の赤みを帯びたアルコールを布でこし2倍の水に薄めて約4升のアルコールを作ったのであるが、これを飲用すれば人体に生理上の障害を与えることがあることを認識しながら、その内の約1升を甲（当時59年）に売り渡した。その結果、これを飲用した甲はメチルアルコール中毒のためまもなく両眼の失明を来した。又、その頃甲からその一部を買い受けて飲用した乙（当時69年）は、同中毒のため死亡するに至った。傷害罪及び傷害致死罪、観念的競合（204条、205条1項、54条1項前段）。棄却。【判旨】ある行為と結果との間に、他人の行為が介入しても、通常、これを一般的に観察して、その行為によりその結果の発生し得べきことが、実験則上予測される場合においては、因果関係の中断は認められない。

### 3. 最判昭25. 3. 31刑集4-3-469【中筋村脳梅毒事件】

【事項】被害者の特異疾病の存在【事実】Aは激昂の余り甲（56歳）の立とうとしたところを右足で同人の左眼の部分を蹴り付けた。この結果、甲は、予て脳梅毒に罹っていたため、その脳の組織が一定程度崩壊し、3日後に同人宅で死亡するに至った。傷害致死罪（205条1項）。棄却。

【医師の鑑定】脳梅毒にて高度の病的変化があった時、顔面に外傷を受け、脳の組織が一定程度崩壊し、これが誘因となって死亡したものと推定される。傷自体は10日位で治るものであった。

【判旨】顔面を蹴った暴行行為は致命的なものでないとしても、偶々被害者が高度の脳梅毒にかかっていたため脳組織の破壊により死亡するに至ったときは、傷害致死罪が成立する。【理由】かかる判断は毫も経験則に反するものではない。（被告人がそのことを知らず、また知り得なかったとしても。）

## 【資料】

### 4. 最判昭25. 11. 9刑集4-11-2239【池袋転倒事件】

【事項】被害者自身の避難行為の介在【事実】Aは、大声で甲に悪口を浴びせ矢庭に拳大の瓦の破片を同人の方に投げ付け、なおも「殺すぞ」等と怒鳴りながら、側にあった鍬をふりあげて追いかける氣勢を示した。その結果、甲はこれに驚いて難を避けようとして逃げ出し、走り続ける中、約20間位離れた畑の中で鉄棒に躓いて転倒し、通院1週間を要する打撲傷を被った。傷害罪(204条)。棄却。【判旨】該場合には、該傷害の結果は被告人の暴行によって生じたものと解するのが相当である。

### 5. 最判昭28. 12. 22刑集7-13-2608【国立鯖江病院事件】

【事項】過失競合と因果関係；他人の過失行為等の介在【事実】国立病院勤務薬剤師Aは、劇薬ヌベルカイン溶液をブドウ糖溶液と同じラベルにそれぞれの名称を記載しただけで製剤し、翌日事務員Bは漫然とブドウ糖溶液と一緒にこれを内科看護婦Cに交付した。Cは内科処置台で劇薬に気付き不審を抱いたが処置台上で別々に分けたままにしておいたところ、看護婦Dはこれをブドウ糖溶液と軽信して患者甲及び乙に注射し死亡せしめた。第1審、A、B、業務上過失致死につき無罪、Dのみ各業務上過失致死罪、併合罪(211条45条)。原審、A：薬事法違反罪及び(各)業務上過失致死罪、観念的競合(薬事法該当条文、刑法211条前段、54条1項前段)、B：(各)業務上過失致死罪(211条前段)。棄却。(註：罪数注意)【判旨】被告人等の過失並びに相当因果関係に関する原審の判断は正当である。【原審判旨】薬剤師が劇薬とブドウ糖溶液製剤に際して正規の表示を行わなかった過失があり、それを漫然と一緒に処置台に運んだ者の行為の後、その危険性に気づいて処置台上で単に分別した者があったとしても、その行為は、前者の過失行為を補足し是正するに足るものではない。その結果、看護師が劇薬を患者に注射し死亡させた。

### 6. 最決昭32. 1. 24刑集11-1-230【国鉄迫川駅事件】

【事項】過失競合と因果関係【事実】鉄道信号保安係員Aは、業務上の過失により、駅構内ポイントの夜間標識燈を上下線開通方向に一致させないで取り付けた。転轍手Bは、尖端軌条密着の有無を確認すべき義務を怠った。又、駅長代理Cは信号レバーが引けず連動装置が動作しないのにその原因を確認しないまま代用手信号によって列車を発車させた。その結果列車の機関車の脱線を生じた。【決旨】該場合には、信号保安係員(等)の業務上過失と列車機関車の脱線との間に因果関係は存在する。A：業務上過失往来危険罪(129条2項)。第1審はCの過失が決定的であったとしてAにつき無罪。2審で破棄。棄却。

### 7. 最判昭32. 2. 26刑集11-2-906【小金井事件】

【事項】被害者の特異体質によるショック死【事実】Aは、夫婦喧嘩の末、遂に憤慨し左腕を妻の首に巻つけ同人をその場に仰向けに引き倒し、同人の上に馬乗りとなり両手で妻の頸部を圧迫した。その結果、妻は即時同所においてショック死するに至った。なお、妻は、心臓が肥大し、肝臓が高度の脂肪変性に陥り、特異体質であった。傷害致死罪(205条1項)。棄却。【判旨】該場



合、致死の結果を予見する可能性がなかったとしても傷害致死罪を構成する。

8. 最決昭32. 3. 14刑集11-3-1075【脳動脈硬化症事件】

【事項】被害者の疾病の介在【事実】Aは、酒乱の甲（当時48年）に対し反省を促すため右手掌を以て同人の頬部を1回殴ったところ、却って同人がもっと殴れと言いよって来たので興奮の余り両手掌を以て同人の両頬部及びその周辺等を続けざまに力強く3回殴りつけた。その結果、平素よりの飲酒癖によって既に脳底部動脈に硬化症を来し、その上当日の飲酒によって脳血管の血圧上昇を来していた同人は蜘蛛膜下腔出血に基づく脳圧迫によって即時同所において死亡するに至った。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【決旨】傷害致死罪における致死の原因たる傷害は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因たることを要するものではなく、他の原因と相まって死亡の結果を招来した場合をも包含するものと解すべきである。

9. 最決昭35. 4. 15刑集14-5-591【桜木町駅事件】

【事項】他人の過失その他の条件の介入と因果関係【決旨】特定の過失に起因して特定の結果が発生した場合に、これを一般的に観察して、その過失によってその結果が発生する虞れのあることが実験則上予測される場合においては、たとえ、その間に他の過失が同時に競合し、或は時の前後に従って累加的に重なり、または他の何らかの条件が介在し、しかもその条件が結果発生に対して直接且つ優勢なものであり、問題とされる過失が間接且つ劣勢なものであったとしても、これによって因果関係は中断されず、右過失と結果との間にはなお法律上の因果関係がある。

【事実】電力工事Aの架線工事中生じた架線溶断の過失、工事長B及び副工事長Cの過失と本件多数の致死傷者（死者106名、負傷者84名）を生じた結果との間に、D、Eの各過失が競合し、又当時横浜変電所の高速度遮断器の給電回路がπ型でなくT型であり、第二事故発生の際該変電所の高速度遮断器は作動したが鶴見遮断器は動作しなかったため4分間に亘り継続給電されたこと、本件電車がいわゆる63型電車であってパンタグラフの絶縁が二重絶縁装置でなかったこと、車体に木造部分が多く耐火的に構造上弱いものでありその他幾多の欠陥のあったこと等悪条件が存在していた。【理由】該場合には、被告人等の過失と本件結果の間には因果関係の存在を肯定すべきものであり、本件の結果である致死傷も被告人等にとって予見不可能の事柄ではなく、その程度が数量的に未だ経験しなかつたような甚大なものであったとしても、該過失と結果との間の因果関係はないということとはできず、結果の甚大である点は過失者にとって責任の存否の問題ではなく、責任の大小、軽重に関する情状の問題であるにすぎない。A～E：各業務上過失致死傷罪、観念的競合（211条前段、54条1項前段）。棄却。

10. 最判昭36. 1. 10刑集15-1-1【天狗橋事件】

【事項】橋梁損壊による通行人及び情を知らない作業員らの死傷と因果関係【事実】県土木部道路課長であるAは（他と共謀の上）、橋梁改築に要する1000万円の国庫補助金を獲得するため、故意に風害の状況を作出するため、橋梁損壊工事を実施せしめ、その損壊行為実施中、たまたま橋

## 【資料】

梁が墜落するに至り、これに因って通行人および情を知らない作業人夫の死傷の結果（2名死亡、8名傷害）を生ぜしめた。各往来妨害致死傷罪共同正犯、観念的競合（124条2項、205条、204条、60条、54条1項前段）。棄却。【判旨】該場合には、被告人に該致死傷に対する責任（因果関係）がないとは言えない。

### 11. 最決昭36. 9. 26刑集15-8-1511【国鉄門司駅事件】

【事項】過失競合と因果関係【事実】A（運転係）は、下り旅客列車の通過する前に第3信号機と線路との状況に注意する義務を怠った。次いで、B（信号係）は、該下り旅客列車が通過する前に下り貨物列車を通過せしめるために反位に開通した転轍器を、通過後速やかに正位に復させなければならない義務を怠った。その結果、該旅客列車は東小倉駅下り貨物2番線に停車中の該貨物列車の後部車両に追突し、その衝撃により人（4名）を傷害する事故が発生した。【決旨】該場合、たとえ、該事故が自動閉塞信号機の受け持つ機能区間外で発生したとしても、被告人らの該過失と事故との間に因果関係が存在する。各業務上過失傷害罪、業務上過失往来危険罪、観念的競合（211条前段、129条2項、54条1項前段）。棄却。

### 12. 最決昭36. 11. 21刑集15-10-1731【稻付事件】

【事項】被害者の特異疾患の存在【事実】Aは、甲（当時45年）のワイシャツの襟を両手でつかんで強く首を締め付けた上、同人を突き飛ばして道路上に仰向けに転倒させた。その結果、かねて心臓に高度重篤な病変のあった同人は、その暴行に起因する心筋梗塞のため死亡するに至った。傷害致死罪（205条1項）。棄却【決旨】該場合、たとえ、被害者の心臓に高度の肥大を存するうえ、心筋の各所に白色瘢痕化部分を有し、かつ心冠状動脈に著名な狭窄を存するなど高度重篤な病変があったとしても、被告人の該暴行と被害者の死亡との間に因果関係が存在する。【理由】ある行為が他の事実と相俟って結果を生ぜしめたときでも、その行為と結果との間に因果関係を認めることは妨げない。

### 13. 最判昭37. 8. 21刑集16-8-1303【銚子笹本町事件】

【事項】長期療養と余病併発【事実】農商業A男は、愛人甲女を永く自己の膝下に留めおくには、むしろこの際甲の容貌を醜くするにしかずと考え、5月7日夜、同衾中の甲の顔面を目がけて濃硫酸5合を浴びせかけた。同女は、上半身に硫酸腐蝕傷を受け、翌8日午前4時頃医師の治療を受け、次いで翌9日外科医院に入院治療を受けた結果、同年8月18日頃には各部の潰瘍も縮小し総体的にみて約8割以上は治癒していたところ、同月24日に至り食欲不振発熱、胸膜炎を診断し、同月26日循環機能不全を診断し、同月29日胸痛を訴え呼吸困難となり、内科医の診断を求め循環機能不全及び胸膜炎に対する治療を同医師に依頼し手当を加えたが、同月31日胸内苦悶を訴え一般状態悪化し遂に死亡するに至った。1審は傷害致死罪（205条1項）。原審は傷害罪。破棄差戻。

【理由】被告人の所為と同女の死亡との間に刑法上の因果関係があったか否かを判断するには、先ずもって、Aは硫酸腐食傷に基づく合併症として他の何らかの疾病を併発し或いは硫酸腐食傷

の範囲が広がったこと等により重要臓器が害された等のため全身状態が悪くなっていたことはなかったか否か、かようなことがあったとすれば、そのために同女は単独の結核性胸膜炎のときよりも循環機能不全を起こし易い関係にあったか否かの点を厳格な証拠に基づいて確定しなければならない。

#### 14. 最決昭38. 4. 18刑集17-252【明野事件】

【事項】被害者の自殺行為【事実】Aは、顔見知りの近隣の甲女（23年）を強いて姦淫しようとして、甘言をもって甲を自己の無免許で運転する原動機付き自転車の荷台に乗せて1キロメートル余疾走したが、甲が自ら飛び降り、自宅に逃げ帰るのを追って、更に同女をとらえ押し倒すなどしたが、同女が抵抗したため、姦淫を遂げることはできなかった。その際、甲は、全治約5日間を要する右肘関節内側擦過傷等の傷害を負った。その後、甲はそのことを苦にして自殺した。強姦については告訴がなかった。道交法違反（無免許運転）罪、監禁致傷罪、併合罪（道交法64条118条1項1号、221条204条、45条）。

#### 15. 最決昭42. 10. 24刑集21-8-1116【甲州街道米兵轢逃事件】

【事項】他人（同乗者）の行為の介入と因果関係（消極）【事実】Aは、運転の資格を有しないで、Bを助手席に乗せ運転中、不注意で、甲（当時52歳）を跳ね飛ばした。甲は創傷を負って自動車の屋根に跳ね上げられ意識を喪失するに至ったが、Aらはそれに気付かず、疾走したところ、衝突現場から4キロメートル余を隔てた地点において、Bがこれに気付き、時速約10キロメートルで走行中の自動車の屋上から甲の身体を逆さまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させた。その結果、甲は顔面、頭部の創傷、肋骨骨折その他全身にわたる多数の打撲傷を負い、頭部の打撲に基づく脳クモ膜下出血及び脳実質内出血によって、翌日病院において死亡するに至った。死因が何れの際のものか特定出来なかった。第1審、A、道交法違反（無免許運転）罪、業務上過失致死罪、併合罪。2審、棄却。破棄、A、道交法違反罪（同法64条118条1項1号）、業務上過失致傷罪（211条前段）、併合罪（45条）。なお、Bは別途保護責任者遺棄罪（218条）が確定したようである。【決旨】該場合、Xの過失行為と被害者の死との間に、刑法上の因果関係があるとはいえない。【理由】上のように同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の過失行為から被害者の死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想できるとはいえない。

#### 16. 最判昭46. 6. 17刑集25-4-567【下目黒事件】

【事項】被害者の特異疾患の存在と急性心臓死【事実】甲方の間借人で夜学生A男は、甲方でそ

## 【資料】

の妻乙女（当時63歳）と転居をめぐって口論となり、互いに興奮し、いきなり左手で同女の胸倉を掴み、金員を要求し、これに驚いて大声をあげる同女の口を右手掌で塞ぎ、その勢いで同女が後方に倒れるや、なおも上から両手でその頸部や口を押さえつけ、更に、傍らにあった夏掛布団をその顔に被せてその上から同女の口付近を押さえつけるなどの暴行を加えた。同女はその間急性心臓発作を引き起こして、即時その場で死亡した。Aはその場で甲名義の普通預金通帳1冊及び現金を奪取した。1審、強盗致死罪（240条後段236条1項）。原審、強盗罪。破棄差戻。【判旨】致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があったため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であっても、右暴行による致死の罪の成立を妨げない。【理由】所論引用の当裁判所判例の示すところであるから、たとい、被告人の本件暴行が、被害者の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかったならば、致死の結果を生じなかったであろうと認められ、しかも、被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することもできなかったものとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死との間に因果関係を認める余地がある。

### 17. 最決昭46. 9. 22刑集25-6-769【磐梯農道事件】

【事項】強姦と被害者の負傷との間の因果関係の存在【事実】A、B、C、D、Eの5名は、中学校時代の同級生甲女を姦淫することを共謀し、2台の車に分乗し、同女をAの車に誘い乗せて人里離れた淋しい農道に至った。まず、Aが同乗のB、Eを下車させたうえ甲女を姦淫、その直後同女は輪姦を免れるため、トイレに行くと言って車から出て全裸で暗夜地理不案内な田舎道を数百メートル逃走し人家に救助を求めたのであるが、その際、転倒などして全治10日間を要する傷害を負った。強姦致傷罪共同正犯（181条177条60条）。棄却。（註：集団強姦致傷罪新設181条3項178条の2）【決旨】該場合には、該傷害は強姦によって生じたものというを妨げない。

### 18. 最決昭47. 4. 21判時666-93【佐賀二重事故事件】

【事項】他人の行為の介入と因果関係の存在【事実】Aは、普通乗用自動車を時速約40キロメートルで運転中、過失で老女を道路の対向車線上に跳ね飛ばして両下腿骨折等の傷害を負わせ、そのまま放置して立ち去った。まもなく対向車線を進行して来たB運転の普通乗用自動車は、路上に転倒横臥していた同女を轢過した。その結果、同女は外傷性心臓破裂によって即時同所で死亡するに至った。A：業務上過失致死罪、道交法違反罪。棄却。（註：法改正）【決旨】該事実関係のもとにおいては因果関係がある。

### 19. 最決昭49. 7. 5刑集28-5-194【田代農道事件】

【事項】被害者の持病の存在、余病併発【事実】Aは、9月6日午前8時頃、予てから土地境界争い等のもめごとのあった甲を原野斜面に突き倒し、倒れた同人の大腿部、腰部等の下半身を地下足袋履きの足で数回踏み付けた。甲は、意識不明になるなどして入院した。外科医師の診察で

左胸部に血胸を診断し、胸腔穿刺を行い、数次に渡り貯留液を抜き取り、血胸の治療のため、ステロイド剤の投与を行った。12月4日頃は浸出液の貯留が止まり、そのままであれば軽快退院を許してもいい状態になった。ところが同月30日には容態が悪化し、呼吸困難を来し、血圧も降下し、不整脈となりショック状態に陥り翌年1月7日から同病院内科に移ったが、その症状は好転せず、同月31日循環障害のため心機能不全に陥って死亡した。それは、甲がもともと罹患していた左肺胸膜および胸膜下組織、左肺上葉の乾酪化した結核性の病巣が前記の血胸のために使用されたステロイド剤によって浸出型に変化し、これが炎症を惹起して左胸膜炎となり、結核性の心膜炎に進行し、心臓の活動が阻害され、肺水腫・肺炎もこれと相俟って循環障害を強くしていったものであった。しかし、前記病院の医師らにはそのような結核性の病変は確認できなかった。1審、傷害罪。原審、破棄、傷害致死罪（205条1項）。棄却。【決旨】該場合において、被告人の暴行と被害者の死亡との間には因果関がある。

20. 最決昭53. 3. 22刑集32-2-381【西山蛇喰小屋事件】

【事項】行為者の故意行為の介入と因果関係の断絶【事実】Aは、山の小屋の中にいる熊と仲間の狩猟者甲とを誤認し熊と思って銃弾2発を続けて発射した。甲は右下腹部から腸及び腸間膜を穿孔し、仙骨上端に達する銃創並びに右鼠蹊部から右腎、胃、心臓等を損傷する銃創を負った。Aは、一瞬呆然とし、とまどいを感じたものの、腹部辺の銃創と甲の苦悶状況から既に瀕死の状態と考え、山中二人のみであったところから、むしろ同人を殺害して早く楽にさせたいその場から逃走しようと決意し、同人の右胸部目がけて約1メートルの至近距離から銃弾1発を発射し、同人を即死させた。業務上過失傷害罪、殺人罪、併合罪（211条前段、199条、45条）。棄却。【1審判旨】被害者は未だ該傷害によって死亡するに至る以前に、被告人の殺意に基づく判示第2の所為によって死亡させられたものであるから、第1の所為による因果の進行はこれにより断絶したものと評価せざるを得ず。

21. 最決昭57. 5. 25判タ470-50【千葉大チフス菌事件】

【事項】チフス菌等の塗布等と該食物飲食者等の傷害との因果関係【事実】千葉大医学部無給医局員である医師Aは、昭和39年9月から同41年3月までの間13回にわたり、勤務先の千葉大医学部、三島病院、川鉄医務課その他で、赤痢菌やチフス菌をバナナ、カステラなどに塗布し、同僚、看護婦、親戚に食べさせたり、診療または治療に名を借りて注射したり経口投与して、64人に発病させた。傷害罪（各行為毎に観念的競合、一部包括1罪、それらの併合罪）（204条54条1項前段45条）。棄却。【決旨】疫学的証明ないし因果関係が刑事裁判上の種々の客観的事実ないし証拠又は情況証拠によって裏付けられ、経験則に照らし合理的であると認むべき場合においては、刑事裁判上の証明があったものとして法的因果関係が成立する。

22. 最決昭59. 7. 6刑集38-8-2793【丸山墓苑事件】

【事項】被害者自身の行為の介入【事実】Aは、Bらと共にこもごも甲の顔面、腰部、大腿部を

## 【資料】

殴打、足蹴りするなどの暴行を加えたうえ、Bらに指示して甲を自己の自動車に乗せて、同日午前3時過頃、墓苑内に連れ込み、さらに同人の頭部、胸部、腹部、腰部等を殴打、足蹴りするなどの暴行をくわえた。その際、甲はその暴行に耐え兼ねて隙を見て逃げ出し、斜面に岩石の露出している池に落ち込み、後頭部を打撲した。Aらは、さらに甲を自動車に乗せてホテルの室内に連れ込み、Aにおいて甲の腹部、胸部、腰部を足蹴りする暴行を加えた。その結果、甲は、1週間後、病院において、頭部擦過打撲傷に基づくクモ膜下出血により死亡した。傷害致死罪共同正犯（205条1項60条）。棄却。【決旨】被害者の死因となつたくも膜下出血が、被告人らの暴行に耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち込み露出した岩石に頭部を打ちつけたため生じたものであるとしても、被告人らの暴行と被害者の該受傷に基づく死亡との間に因果関係を認めるのが相当である。

### 23. 最決昭63. 5. 11刑集42-5-807【浜田整骨院事件】

【事項】被害者側の療養方法の落度の介在と因果関係【事実】医師の資格のない柔道整腹師Aは、風邪の症状を訴える患者甲に対して誤った治療法を繰り返し指示し、甲はこの指示に従い、医師に罹らず、病状を悪化させて死亡した。その間、妻及び母親も適切な対処ができなかった。なお、妻は、臨床検査技師であり内科医院に勤務していたが、事件後自殺した。1審、無罪。原審、破棄、業務上過失致死罪（211条前段）。棄却。【決旨】該場合には、患者側に医師の診察治療を受けることなく該指示に従った落ち度があったとしても、該指示と患者の死亡の間には因果関係がある。【理由】被告人の行為は、それ自体が被害者の病状を悪化させ、ひいては死亡の結果をも引き起こしかねない危険性を有していたものである。

### 24. 最決平元. 12. 15刑集43-13-879【覚醒剤注射事件】

【事項】救急医療を要請しなかった不作為と被害者の死の結果との間に因果関係が認められた事例【事実】Aは暴力団構成員であるが、5月7日午後11時ころ、甲女（当時13歳）をホテルの1室に連れ込んで、その求めに応じて覚醒剤を注射した。ところが、甲はその少し前に2回にわたって覚せい剤の注射を受けていた（Aはそのことを知っていた。）ため、間もなく頭痛、胸苦しき、吐き気等を訴え始め、苦しみ出しホテルの窓から飛び下りようとするなど錯乱状態に陥った。2時前ころAの弟分Bが迎えに来たころには、同女はうめき声を立てて苦悶していたが、Aは覚醒剤使用の事実の発覚をおそれ、同女をそのままに放置して、ホテルを立ち去った。その後ほとんどして、同女は、同室で覚醒剤による急性心不全により死亡した。各専門家は、現実にどの時点で医師の診察、治療を求めていれば確実に救命することができたかについては、正確な意見を述べることはできなかった。1審、保護責任者遺棄罪、覚せい剤取締法違反罪（使用罪等）。原審、破棄、保護責任者遺棄致死罪、覚せい剤取締法違反罪（併合罪）。棄却。【決旨】被告人らによって注射された覚せい剤により被害者の女性が錯乱状態に陥った時点において、直ちに被告人が救急医療を要請していれば、同女の救命が合理的な疑いを超える程度に確実であったと認められる

本件事案の下では、このような措置をとらなかった被告人の不作为と同女の死亡との間には因果関係がある。【理由】被害者の女性が被告人らによって注射された覚せい剤により錯乱状態に陥った午前零時半ごろの時点において、直ちに被告人が救急医療を要請していれば、同女が若く（当時13年）、生命力が旺盛で、特段の疾病がなかったことなどから、十中八九同女の救命が可能であったというのである。

#### 25. 最決平2. 11. 20刑集44-8-837【大阪南港事件】

【事項】第三者の暴行の介在【事実】Aは、雇用中の人夫甲（当時48歳）の不行跡に立腹し、洗面器等で同人の頭部等を多数回殴打してコンクリート上に転倒させ、失神している同人に対し、その頭部を2、3回コンクリートの床に打ち付けるなどし、かつ、その間4、5回にわたって池の冷水をバケツに汲んできて顔や身体にかける等の暴行を加え、内因性高血圧性橋脳出血を発生または拡大増悪させる傷害を負わせた。その後、Aは、同人を南港所在の建材会社の資材置場まで自動車で運搬し、同所に放置して立ち去ったところ、甲は、翌未明、内因性高血圧性橋脳出血により死亡するに至った。ところで、資材置場においてうつ伏せの状態に倒れていた甲は、その生存中、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【決旨】被告人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第3者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、被告人の暴行と被害者の死亡との間には因果関係がある。

#### 26. 最判平4. 7. 10判時1430-145【国道329号線事件】

【事項】夜間無灯火で自車の進行車線を逆行してきた対向車と正面衝突した事故につき自動車運転者の過失が否定された事例【事実】Aは、夜間、片側2車線の道路の第2通行帯を時速約40キロメートルで進行中、折からA車の進路上を無灯火のまま対向進行して来た普通乗用自動車を前方約7.9メートルに迫って初めて発見し、急制動の措置を講じたが及ばず、同車と正面衝突し、その結果対向車の運転者が死亡した。原審、業務上過失致死罪（211条前段）。破棄無罪。【判旨】該場合、経験則上回避可能性はない。…本件事故につき被告人に過失があったはいえない。

#### 27. 最決平4. 12. 17刑集46-9-683【串本町潜水講習事件】

【事項】被害者等の不適切な行動の介在と因果関係【事実】潜水指導者の有資格者Aは、海岸近くの海中において、経験の浅い指導補助者3名を指揮しながら、未熟な被害者甲（当時26歳）を含む6名の受講生に対して圧縮空気タンクなどのアクアラング機材を使用して行う夜間潜水の講習指導を実施したが、Aの不注意、補助者Bの不注意等により、甲は、水中移動中に空気を使い果たして恐慌状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないままに、溺死するに至った。業務上過失致死罪（211条前段）。棄却。【決旨】海中における夜間潜水の講習指導中、指導者が不用意に受講生らのそばから離れて同人らを見失い、受講生が圧縮空気タンク内の空気を使い果たし

## 【資料】

て溺死するに至った事故について、該受講生は潜水経験に乏しく技術が未熟であり、指導補助者もその経験が極めて浅かったことなどの本件の事実関係の下においては、指導補助者及び受講生の不適切な行動が介在したとしても、指導者の該行為と受講生の死亡との間には因果関係がある。

【理由】右事実関係の下においては、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、溺死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の該行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げない。

### 28. 最決平15. 7. 16刑集57-7-950【中央自動車道諏訪事件】

【事項】被害者の行為の介在と因果関係、逃走と交通事故死【事実】Aら6名は、共謀の上、甲に対し、公園において、深夜約2時間10分にわたり、間断なく極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えた。甲は、すきをみて、上記マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、Aらに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、Aらによる追跡から逃れるため、上記マンションから約763mないし約810m離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。1審、傷害罪共同正犯。原審、傷害致死罪共同正犯（205条60条）。棄却。【決旨】暴行の被害者が現場からの逃走途中に高速道路に進入するという極めて危険な行動を採ったために交通事故に遭遇して死亡したとしても、その行動が、長時間激しくかつ執拗な暴行を受け、極度の恐怖感を抱いて、必死に逃走を図る過程で、とっさに選択されたものであり、暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえないなど判示の事情の下においては、上記暴行と被害者の死亡との間には因果関係がある。

### 29. 最決平16. 2. 17刑集58-2-169【関西医大附属病院事件】

【事項】治療中医師の指示に従わないという被害者の特異な行動の介在と因果関係【事実】Aは、Bら数名と共謀の上、深夜、飲食店街の路上で、甲に対し、その頭部をビール瓶で殴打したり、足蹴にしたりするなどの暴行を加えた上、共犯者の1人が底の割れたビール瓶で甲の後頭部等を突き刺すなどし、同人に後頭部刺創等の多量の出血を来す傷害を負わせた。甲は、受傷後直ちに病院に赴いて受信し、翌日未明までに止血のための緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定し、担当医は、加療期間について、良好に経過すれば、約3週間との見通しを持った。しかし、その日のうちに、甲の容体が急変し、他の病院に転院したが、事件の5日後に上記左後頭部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡した。なお、上記容体急変の直前、甲が無断退院



しようとして、体から治療用の管を抜くなどして暴れたという事実が認められた。傷害致死罪共同正犯（205条60条）。棄却。【決旨】暴行による傷害がそれ自体死亡の結果をもたらし得るものであった場合には、その治療中に被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在したとしても、上記暴行と被害者の死亡との間には因果関係がある。

### 30. 最決平16. 3. 22刑集58-3-187【石巻クロロホルム死事件】

【事項】いわゆる早過ぎた結果の発生と殺人既遂の成否【事実】Aらは、クロロホルムを吸引させて被害者を失神させた上自動車ごと海中に転落させるという一連の殺人行為に着手して、その目的を遂げた。被害者は海中に転落させられる前、クロロホルムを使用した時点で死亡した可能性があった。殺人罪共同正犯。棄却。【決旨】該場合には、犯人の認識と異なり、海中に転落させる前の時点でクロロホルムを吸引させる行為により被害者が死亡していたとしても、殺人の故意に欠けるところはなく、殺人の既遂となる。

### 31. 最決平16. 10. 19刑集58-7-645【常磐自動車道筑波事件】

【事項】高速道路上に自車及び他人が運転する自動車を停止させた過失行為と自車が走り去った後に上記自動車に後続車が追突した交通事故により生じた死傷との間に因果関係があるとされた事例【事実】Aは、Bの運転態度に文句を言い謝罪させるため、夜明け前の薄暗い高速道路第3通行帯上に自車及びB車を停止させ、Bを殴打し、傷害を負わせて、走り去った後、進行してきたC運転の車がB車に追突した。その結果、C及びその同乗者D、E、Fが死亡し、同じくGが傷害を負った。傷害罪と各業務上過失致死傷罪（5個の観念的競合）との併合罪（204条、211条前段54条1項前段、45条）。棄却。【決旨】Aが、Bの運転態度に文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第3通行帯上に自車及びBが運転する自動車を停止させた過失行為は、自車が走り去ってから7、8分後までBがその場にB車を停止させ続けたことなどのBら他人の行動等が介在して、B車に後続車が追突する交通事故が発生した（致死傷）場合であっても、上記行動等がAの上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったなど判示の事情の下においては、上記交通事故により生じた死傷との間に因果関係がある。【理由】Bに文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第3通行帯に自車及びB車を停止させたという被告人の本件過失行為は、それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたというべきである。（Bのエンジンキーを探す行為などは）被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったといえる。

### 32. 最決平18. 3. 27刑集60-3-382【岸和田トランク追突死事件】

【事項】監禁行為と第三者の過失行為による死亡との間の因果関係（肯定）【事実】Aら3名は、甲を逮捕監禁して拉致しようと考え、午前3時40分ころ、共謀の上駐車場において、甲に対しそ

## 【資料】

の腹部を足蹴りにするなどした上、普通乗用自動車後部のトランク内に押し込み、蓋をして走行後、午前4時前頃仲間を待つため一時路上で停車したところ、数分後、前方不注意で走行してきたB運転の普通乗用自動車が時速約60kmで追突し、甲は頸髄挫傷の傷害を負って間もなく死亡した。Aら：逮捕監禁致死罪包括1罪、共同正犯（221条60条）。棄却。【決旨】道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した行為と、同車に後方から走行してきた自動車が追突して生じた被害者の死亡との間には、同人の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、因果関係がある。

### (3) 下級審等

#### 1. 東京控訴院判昭8. 2. 28新聞3545-5【浜口首相襲撃事件】

【事項】被害者の不注意と余病併発につき相当因果関係否定例【事実】Aは、昭和5年11月14日東京駅にて浜口首相の上腹部をねらって7尺の後方より拳銃を1発射撃した。その結果、弾丸は浜口首相の下腹部に命中し空腸その他を損傷して体内に止まり、その際、空腸内にあった放線状菌その他の雑菌が銃創に基づく旋孔より腹腔内に漏出したため、放線状菌性左側横隔膜下膿瘍並びにこれに続いて隣接諸臓器の罹患を惹起し、一時、小康を得て公務に復帰しつつあったが、病状悪化し、昭和6年8月26日浜口首相は自宅において死亡した。医師の所見では、死亡の原因は、細菌の混入を伴う放線状菌の感染であり、この感染は不運にも同人が昭和5年11月14日に蒙った負傷に基づくものであるが、文献上極めて珍しい感染例である。第1審、殺人罪。破棄、殺人未遂罪。【判旨】刑法上の因果関係ありというためには、該行為より該結果の発生することが日常経験上一般的であることを要するものであり、該結果の発生が全く偶然の事情の介入による希有の事例に属し常態でないときは、刑法上の因果関係はない。

#### 2. 広島高裁岡崎支判昭24. 12. 27特報3-11

【事項】相当因果関係説に立ち、因果関係を肯定した原審を破棄差戻した事例【事実】Aは、通行中のBに対し同人をその背部より突き飛ばした。Bは治療日数2カ月を要する外傷性両側神経障害を生じた。傷害罪。破棄差戻。【理由】注意深い人間であるならば知り得た事情及び行為者が特に知っていた事情を基礎としてこれらの事情から一般的な見解に立って普通生じたであろうと考えられる範囲内に具体的結果が発生した場合に行為者の行為を以て右の結果に対する原因であると解すべきである。本件は極めて軽度の打撃であった。

#### 3. 福岡高判昭25. 11. 21特報15-163【金比良町派出所事件】

【事項】行為と結果との間に被害者の不注意な行為が介在する場合と因果関係【事実】Aは、Bより頭部を殴打され左耳部に激痛を覚えたため、即刻医師の診療を受けた。その後、Aは軽率にも職場近くの広場に横臥していたところ、深夜戸外の寒気のため傷害の程度は一層促進し数時間後に死亡した。傷害致死罪。棄却。【理由】被告人の行為と被害者の死の結果との間に被害者の

不注意な行動が介在していても、被告人の行為が死の結果に対する有力な原因である以上、もとよりその間の因果関係は遮断せられるわけではない。

4. 仙台高判昭26. 4. 11特報22-24

【事項】傷害に対する治療上の過誤と死との間の因果関係中断の有無【判旨】通常被告人の加害行為により死の結果が発生しうべきことが実験則上予想される本件においては之により被告人の所為と被害者の死との因果関係は中断され…ない。傷害致死罪。棄却。事実関係不明。

5. 名古屋高裁金沢支判昭27. 4. 9特報30-82

【事項】被害者が暴行を避けようとして自ら転倒した場合【事実】Aは、Bの行動を怒り同人の開襟シャツの襟首をつかみ取り前後に揺り動かした。盲目のBはその手を逃れんとして仰向けに地上に転倒して傷害を負った。傷害罪。棄却。【判旨】傷害は暴行に起因して生じた結果と認定することが相当…。

6. 札幌高裁函館支判昭27. 9. 29高刑集5-10-1727

【事項】被害者の行為の介在と因果関係【事実】無免許で運転未熟のAは、自ら運転する自動車を過って乙方玄関先に激突させ、その激突により石炭箱が甲方炊事場角に衝突した。該炊事場で炊事をしていた甲はその衝撃に驚き、難を避けるため戸外に飛び出そうとして過って転倒し、ガラス瓶の破片で怪我をした。原審は相当因果関係否定、重過失傷害につき無罪、道交法違反罪。破棄、重過失傷害罪（211条後段）、道交法違反罪、併合罪（45条）。【判旨】該場合には、その傷害の結果は、被告人の自動車運転を過り激突せしめたため生じたものと認めるのが相当である。

7. 広島高判昭29. 5. 4特報31-57

【事項】暴行追跡され小川に転落負傷した場合と因果関係【事実】甲は、A等によって金銭を強奪されそうになり、そのことを免れる為、A等の追跡を受けながら逃走している中に小川に転落受傷した。【判旨】該場合には…法律上の因果関係がある。強盗致傷罪。棄却。

8. 大阪高判昭29. 6. 10高刑集7-6-887【八虐待死事件】

【事項】ある行為が結果の発生を助長促進した場合の因果関係【事実】Aは夫Bの老衰した実父甲を嫌悪厄介視し同人の頭部を衣装箱の蓋で数回殴打し、左硬脳膜静脈等切断による出血の傷害を与えた。甲らを同居させているC（Aの実兄）は、その事実を目撃し、甲を2階から投げ落として殺害しようと決意しBにもその旨を促し、ここにB、C兩人意思を通じた上、甲を殺害する目的で甲を2階から土間に投下した。その結果、死の結果が早められた。すなわち、先にAが与えた出血が助長促進され、甲は呼吸中枢の圧迫による呼吸麻痺により翌日午前7時頃同家において死亡するに至った。原審、A：傷害致死罪（205条1項）、B：尊属殺人未遂罪、C：殺人未遂罪。破棄、B：尊属殺人罪（200条）、C：殺人罪（199条65条2項）。（註：法改正）【判旨】ある行為が、単に結果の発生を助長促進したに過ぎないときでも、その行為と結果との間に因果関係を認めることを妨げない。

## 【資料】

### 9. 東京高判昭30. 4. 19高刑集8-4-505【井筒長ホリドール事件】

【事項】経過・結果の意外性と因果関係；行為結果離隔【事実】Aは、甲を殺害する目的で、10月17日農薬ホリドール乳剤を日本酒に混入した上、これを甲方の隣人を介して甲に供与したが、同人はこれを飲用せず、そのまま放置していたところ、約半年を経過した翌年4月7日、情を知らない甲の妻乙がこれを知人で酒好きの丙に贈与し、丙においてこれを飲用し、ホリドール服用による内因的窒息に因り死亡した。検察官は甲殺人未遂罪と丙殺人罪として起訴した。丙に対する殺人罪（199条）。この点棄却。【判旨】該場合には、犯人は丙に対する殺人罪の刑責を負担する。【理由】犯人が殺害しようと意図した者以外の者は絶対に飲用することがないというような特殊の事例の場合は、格別、本件のように甲以外の者が飲用する可能性の多分に存する場合においては、被告人の毒物提供の行為と丙の飲酒死亡との間には因果関係が存する。

### 10. 東京高判昭31. 2. 9特報3-5-143【亀有用水事件】

【事項】傷害致死の諸介在事情につき因果関係の中断を否定した事例【事実】Aは、工事現場において甲と喧嘩したが、その際タオルで甲の首を絞めつけた。甲は、その直後医師Bの診察を受けたが、同医師に対し腰の痛みを訴えていたのみで、格別異状を認めなかったのであるが、翌朝咽頭の苦痛を訴え、医師Cの診察を受け、メスで患部の浮腫を切開してもらった。甲は独りで病院を出て実妹方に赴き、まもなく浮腫の悪化を来し窒息死した。傷害致死罪。この点棄却。【理由】医師並びに遺族の措置が適切でなかったことが、被告人の愚行により浮腫を発生したこと及び甲の死亡との間の因果関係を中断するものとは認められない。

### 11. 東京高判昭31. 2. 29特報3-4-141

【事項】数日後死亡予測者を殴打死亡させる行為と相当因果関係【事実】Aは飲酒酩酊の上、肺壞疽のため全身衰弱していた甲の顔面及び頭部を平手で殴打し又は足蹴する等の暴行を加えた。その結果、甲は脳震盪により死亡した。なお、甲は肺壞疽を患い死に瀕して、4、5日後には死の転帰を見るものと診断されていた。傷害致死罪、心神耗弱。棄却。【理由】少なくとも被告人の暴行による脳震盪は甲の死亡を早めたもので、同人の死に対し1原因を与えたものというべきである。而して傷害致死罪において致死の原因たる傷害は、死亡の原因をなしたものであれば足り、それが死亡の唯一の原因又は直接の原因であったことを必要とするものではない。…これ（甲の如き病弱者）に対し判示の如き暴行を加えれば死の転帰を見るに至るべきことは実験則上明らかである。故に被告人の暴行と甲の死の間には法律上相当因果関係があると認めるべきである。

### 12. 東京高判昭31. 5. 24特報3-11-576

【事項】病弊の存在と因果関係【事実】Aは両手掌を以て甲の両頬部及びその周辺を続けざまに力強く3回殴りつけた。甲は平素よりの飲酒癖によって既に脳底部動脈に硬化症を来し、当日の飲酒により脳血管の血圧上昇を来しており、クモ膜下出血により即時死亡した。傷害致死罪。棄

却。【理由】傷害致死罪における致死の原因たる傷害は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因たることを要するものではなく、他の原因と相俟って死亡の結果を招来した場合をも包含する。

13. 福岡高判昭31. 10. 3高刑集9-8-931

【事項】宿病の存在と因果関係【事実】Aは甲と口論の末同人の顔面付近を平手で1回殴打したところ怒った甲と喧嘩となり、その際、甲は心臓麻痺で死亡した。甲は血圧も高く慢性心臓肥大症であった。傷害致死罪（205条1項）。棄却。【理由】傷害致死罪における致死の原因たる傷害はそれが唯一の死亡原因たることを要するのではなく、他の原因と相俟って死の結果を惹起した場合をも含む。

14. 東京高判昭32. 5. 9高刑集10-3-310【江戸川堤防事件】

【事項】被害者の行為の介在と因果関係【事実】甲は、Aら数人から共同しての暴行を受け、更にそれ以上の危害を避けるため逃走したが、加害者数人から包囲体勢をとって追跡された結果、逃げ場を失い、やむなく川に飛び込み溺死した。傷害致死罪共同正犯（205条1項60条）。棄却。

【判旨】該場合は、加害者等の暴行と被害者の死亡との間に因果関係があるものと認めるのを相当とする。

15. 東京地判昭32. 11. 4刑事裁判資料148-331【青梅線事件】

【事項】因果関係の中断がないとされた事例【事実・判旨】電車の往来に危険を生ぜしめる旨を認識しながら、転轍機を無謀に操作し、電車脱線の事故を発生せしめたことは、たとえ該転轍機を点検し、安全に電車を運行させる義務ある者が、その義務を怠ったため該事故が発生したとしても、これをもって右転轍機の操作と、電車脱線事故の発生との間に因果関係の中断があるとすることはできない。電車往来危険罪等。

16. 須崎簡判昭33. 1. 7第一審刑集1-1-1

【事項】暴行と傷害の間に因果関係がないとした事例【事実】Aはかねて木の所有権問題で紛争を起こしていたBが紛争の木を搬出しているのを知り立腹し、同人を路上に投げ付けた。なお、本件は行為後2年後に訴追されるに至ったもので、傷害の事実の認定はできなかった。暴行罪。

【判旨】爾後日赤病院で治療している事実などの事情はあるけれども、これらを総合的に考察すると、「因果関係の不成立」を肯認させるに充分である。…一応折衷的相当因果関係説に従うとしても、その是認すべき「相当性」は、これまた究極においては、社会通念ないし法感情によって判断すべきものと解さなければならない。

17. 札幌地裁室蘭支判昭33. 10. 8-1審刑集1-10-1650

【事項】余病誘発と因果関係【事実】7月14日、Aは、甲らの間のもめ事を仲裁しようとしたが、甲の執拗な態度と暴行をくわえられたことに痛く憤慨し、同人の頭部顔面を殴打し蹴る等の暴行を加えたところ、たまたま被害者が副鼻腔炎症にかかっていたため化膿性脳脊髄膜炎を誘発し、

【資料】

同月20日に病院にて死亡するに至った。傷害致死罪，懲役2年。

18. 仙台高裁秋田支判昭35. 7. 27下刑集2-7=8-999

【事項】特異体質の介在【事実】Aは，甲外2名と飲酒中，立腹の余り食卓の上にあった空井を以て甲の左後頭部を1回強打した。甲は頭部に3個の割創を負い2日後心臓衰弱による肺水腫にて死亡した。傷害致死罪。棄却。【理由】その行為自体がたとえ致命的なものでなかったとしても，他の原因と相俟って結果を生ぜしめた場合には，その者が行為当時その特殊事情を予測できたか否かを問わずその行為と結果との間に因果関係を認めることができる。

19. 札幌高判昭35. 11. 16下刑集2-11=12-1318【豊平炭礦祭事件】

【事項】特異疾患の存在と因果関係【事実】Aは，炭礦祭りの当日，実父甲と飲酒中口論となり，甲の顔面部を手拳で2，3回殴打するなどしたところ，甲は極度に興奮し，当時罹患していた高度のアテローム変性による後大脳動脈破裂を誘発し，特発性クモ膜下出血を起こし転倒死亡した。尊属傷害致死罪で起訴。1審，無罪。破棄，尊属傷害致死罪（205条2項）。（註：法改正に注意）

【理由】おおよそ，かかる程度の暴行は，通常死亡の原因となるに値しないものとはいえ，本件にあっては，それがため，被告人の右暴行と甲の死亡との間に因果関係がなかったとはいえない。

20. 名古屋高判昭35. 11. 21下刑集2-11=12-1338

【事項】被害者の行為の介在等と因果関係【事実】Aは，姦淫目的を秘し家まで送ると申し向けて深夜午前1時頃，甲女を自分の車に乗せ，甲女の停車の要求を無視し約330メートル走行したところ，甲は車のドアから道路上に転落死した。ドア故障のための転落か，自ら飛び降りたのか不明であった。監禁致死罪（221条220条1項）。棄却。【理由】それは同女を監禁中に生じたことであり，被告人のした監禁行為と同女の死との間に因果関係のあることは両者いずれも同じである。

21. 和歌山地判昭36. 2. 17下刑集3-1=2-124

【事項】疾病老衰等の存在と因果関係（消極）【事実】Aは，飲酒して長女Bと口論となり暴行を加え，さらに仲裁に入った家主Cから「暴れるなら出て行ってくれ。この家はお前に貸したのではない。お婆さんが引き受けてくれたからだ」等と強硬に言われて憤慨し，そのことを質すべく，慢性心不全で病臥中の甲（78歳）の許へ行き，同女の掛布団を跳ね上げ，同女の寝巻の肩辺りを両手でつかんで約1メートル引きずり出した。まもなく甲の病状が悪化し死亡した。傷害罪，懲役6月。【理由】暴行と死亡との間に因果関係があったかどうかこれを断定すべき証拠が充分でない。

22. 大津地判昭36. 3. 30下刑集3-3=4-282【比叡山ドライブウェイ事件】

【事項】乗合自動車のスリップによる乗客等の傷害事故と運転者の過失との間の因果関係（消極）【事実】Aは，京都市交通局乗合自動車運転手であるが，8月6日午後6時頃雨中交通局比叡山ドライブウェイ線の乗合自動車に乗客約65名及び車掌を乗せて運転し，下り坂道に入り見通し不

良のまま時速約25キロメートルで下り進行し、自動車後輪を左右にスリップし始めるに至らせたが急な速度のため安全停車をなし得ず、ハンドルをうまく操作することが出来ず、車体右側後部を山腹の石垣に衝突させた。その衝撃によって乗客12名及び車掌が加療約10日ないし4ヶ月間を要する各傷害を負った。無罪。【理由】仮にスリップを始める前の時速が25キロではなく20キロであったならば最初のスリップがおこっても、本件事故は避け得たであろうかについて考えるに、本件状況のもとにおいては、仮に時速が20キロメートルであったとしても同様の措置しかとれず、同様の結果が発生していたのではないかという疑いが残る。…被告人が時速25キロメートルで本件自動車を運転した点に過失はあったけれども、その点以外に過失はなく且つ、該過失が本件事故発生の原因をなしたものと断ずることはできない。…その過失（スピードを充分落とさなかった過失）と本件事故発生との間に因果関係を認めるに足る証拠がない。すなわち不可抗力であるかもしれない疑いが残る。

### 23. 東京高判昭36. 6. 23下刑集3-5=6-431【新潟東仲通事件】

【事項】轢き逃げと後続車による轢過による死亡との因果関係（積極）【事実】Aは、深夜降雨中、業務上の過失により甲を自車により撥ね、道路の中央部に転倒失神させたまま、放置し逃走したところ、甲は後続の乙車及び丙車に轢かれ死亡した。業務上過失致死罪、道路交通法違反罪、併合罪。棄却。【理由】轢過する等の事故が発生することは何人も充分予測しうる。…被告人の行為が死亡の唯一の、又は直接の原因ではなく、他の原因と相俟って、死亡の結果を招来した場合でも、被告人は右死亡の結果につき、これが刑事責任を免れ得ない。

### 24. 東京高判昭36. 9. 27下刑集3-832

【事項】二重事故と因果関係【事実】Aは、夜間交通頻繁な道路を自動車運転中、過失により行人甲に衝突しこれを道路上にはね飛ばして負傷させ道路上に転倒させ、そのまま走り去ったところ、甲は間もなく同所を通り過ぎた他の自動三輪車に轢かれたため死亡した。業務上過失致死罪。棄却。【理由】結果の発生につき他の条件が介在する場合でも、それに対する予見可能が、結果との間の因果関係の成立につき必要でないばかりでなく、本件においては夜間であり且つ交通の頻繁な箇所であるから、道路上に転倒している被害者を他の自動車が轢くに至ることは何人といえども当然に予見したところであると認められる。

### 25. 東京高判昭36. 12. 9下刑集3-1008

【事項】電車の衝突とそのための狼狽による乗客の負傷との間の因果関係の存在【事実】電車運転手Aは、不注意により、ホームに停車中の列車に自車を衝突させた。そのため列車の乗客が出口に殺到し、車内床上にうつ伏せに転倒した乗客甲は群衆に踏み付けられて傷害を負った。業務上過失傷害罪、禁錮8月。【理由】電車の乗客が狼狽し混乱が生じ、その結果負傷者が出る虞れのあることは実験則上当然予想されることであるから、衝突と傷害との間には因果関係がある。

## 【資料】

### 26. 山形地裁米沢支判昭37. 7. 6下刑集4-7=8-667【米沢織物業事件】

【事項】 疾病の存在と因果関係 【事実】 工場内でパンツ1枚で稼働中のAは、甲女48歳に嘲笑されて立腹し甲の頬を強打した。甲はこれにはははだしく憤激し執拗にその不正を難詰するうち、かねての高血圧症状を悪化させ、脳内出血を惹起し12日後に自宅において死亡した。傷害致死罪、懲役1年猶予2年。【理由】 同女が被告人より暴行を加えられなかったならば、その精神が感動せず、従って死亡の結果が生じなかったであろうという条件的関係が認められるから、たとえ、同女が高度の高血圧患者で、かかる同女の特殊事情が暴行と相俟って致死の結果が発生したものとしても、被告人の暴行と同女の死亡との間に因果関係が存在する。

### 27. 神戸地裁姫路支判昭37. 7. 16下刑集4-7=8-689【揖保川事件】

【事項】 被害者の行為の介在と因果関係 【事実】 A及びBは、飲酒した上、同じく飲酒して通行中の甲の応答が気に入らないとして、手拳や洋傘等で再三暴行を加えた。甲はその危害を避けるため逃走し、追い詰められてやむなく台風で水かさの増した川に飛び込み溺死した。傷害致死罪、懲役4年・3年。【理由】 身体傷害に「因り」人を死に致したとは、傷害行為の時に、通常人が知りまたは予見することができたであろう一般的事情及び行為者が現に知りまたは予見していた特別の事情を基礎として考えたときに、該傷害行為から致死の結果を発生することが経験則上当然予想し得られる場合をいうと解すべきである

### 28. 大阪高判昭38. 1. 28高刑集16-1-23【飲屋吉苗事件】

【事項】 暴行の相手方以外の者に致死の結果の発生した場合とその罪責 【事実】 Aは、甲と些細なことから口論し、同人に対しその顔面を手拳で2、3回殴打し、更に左手で同人の身体を突いた。そのため突かれた甲がよろめいて甲の後方約1メートル余のカウンター台にもたれて腰掛けて飲酒中の乙の足許に倒れ、その衝撃により乙が肋骨骨折等の傷害を受けて死亡するに至った。原審は相当因果関係説に立ち因果関係を否定した。当審は相当因果関係説を否定し条件説に立ち因果関係を肯定しつつ、乙に対する暴行を否定した。甲に対する暴行罪（208条）、棄却。【判旨】 該場合、被告人の暴行と乙の死亡との間に因果関係のあることが認められるとしても、被告人が乙に対して刑法208条の罪に該当する暴行行為がないと認められる場合は、乙に対する傷害致死の罪責を負うものではない。

### 29. 東京高判昭39. 2. 25高刑集17-1-157【大房岬事件】

【事項】 被害者の行為の介在；自殺幫助 【事実】 Aは、7月8日、駅においてはじめて会った甲女（当15歳）を誘って遊び歩いた末、旅館に宿泊して情交を結んだが、同女がAに妻子があることを知って自殺の希望を漏らしたので、遂に同女と共に自殺することを決意し、それぞれ睡眠薬を購入し、同月12日午後6時、大房岬の海拔70メートルの岩山の上において、同女と2種類の睡眠剤をそれぞれ半分ずつに分け合っただ。甲は13日午後7時頃睡眠中該岩山から転落し、胸部打撲による心臓損傷により死亡した。自殺幫助罪（202条）。棄却。【判旨】 本件のような海拔



70メートルの岩山の上で睡眠剤を呑めば、被害者が昏睡中に寝返りを打って崖下に転落するであろうということは、実験則上予測されるところであるから、被害者の死亡が睡眠剤を呑んだことによる直接の結果ではなく、その間に被害者が昏睡状態に陥り寝返りをうって崖下に転落したという事実が介在して死の結果を招いた場合でも、服薬と被害者の死亡との間にはなお法律上の因果関係が存在する。

### 30. 神戸地判昭39. 3. 17下刑集6-3=4-265【東灘文化住宅事件】

【事項】被害者の行為の介在と強盗致死罪の成立【事実】Aは、4月5日午後1時半頃、強盗目的で甲方に立ち入り、妊娠3ヶ月でつわりのため勤務先を休み寢床に伏していた甲の内妻乙(29歳)を脅迫し、現金を奪取し、後手に縛し、同女の口を塞ごうとして迫った。そのため乙女は極度の恐怖にかられ窓から下方5.5メートル階下路上に飛び降りて脳血腫及び脳挫傷等の傷害を負った。Aは更に現金を奪取して逃走した。甲は前記傷害のため同月9日入院先の病院において死亡した。強盗致死罪、懲役10年。

### 31. 大阪地判昭40. 4. 23下刑集7-4-628【道頓堀飛込事件】

【事項】逃走中水中に飛び込み死亡した場合に因果関係を否定した事例【事実】Aは器物損壊の現行犯としてBらに追跡され転倒し、足蹴りにされるなどし、道頓堀に自ら飛び込み溺死した。暴行罪。【理由】かような軽微な程度の暴行を加え、さらにその氣勢を示したからといって、被告人において欄干を乗り越えて道頓堀川に逃走路を求めることのあることなどは、全く予見しがたいことであって、またこれを一般的にみても、通常予見できない異常突飛な行動といわなければならない。

### 32. 東京高判昭40. 4. 27下刑集7-4-555【関谷下バス停事件】

【事項】被害者の過失の介在；乗車口の扉が半開きのまま発車合図をしたバス車掌の注意義務違反とバスの見送客が該乗車口から下車しようとして路上に転倒死した結果との因果関係（積極）

【事実】バスの車掌Aは、3月25日、Bの運転する大型乗用自動車に車掌として乗務し、関谷下バス停留所に停車した際、甲(25歳)が乗客を見送りに来て、ステップに乗車したのをそのまま乗車していくものと軽信し、乗車口の扉を半開のまま発車合図をした。甲は、発車直後半開の乗車口から降りて路上に転倒し、同車の左後輪で腹部刃を轢圧され、同月26日、国立松本病院において右大腿骨完全骨折、骨盤骨折、腹部挫傷等により死亡した。原審、無罪。破棄、業務上過失致死罪(211条前段)。【理由】このような場合にあって、車掌が本来の注意義務を尽くし乗客と目される人がまだステップ上にいるのであるから、乗降口の扉を完全に閉鎖してから発車の合図をし発車をさせたのであったら、該事故は起こる余地がなかったのであるから、事故は乗降口の扉を完全に閉鎖しないで発車をさせたことと因果関係がある…。もっとも、この場合、被害者としては慎重さを欠き発車の合図をききあわてて下車行動をとったのが事故を起こす一因となったとしても、それは被害者側にも事故を起こす原因があったというに止まり、そのため車掌に事故

## 【資料】

の責任がないということの意味するものではあり得ない。

### 33. 名古屋高裁金沢支判昭41. 1. 25下刑集8-1-2【国道249号線事件】

【事項】子供の飛び出し事故と因果関係：回避可能性（消極）【事実】Aは、普通貨物自動車を運転して見通しの悪い狭隘な幅員3.8メートルの2級国道を時速35ないし40キロメートルで進行中、該道路沿いの屋敷の出入口から走り出た少女甲に約6メートルの距離で気づきブレーキをかけたが間に合わず衝突負傷させた。原判決、業務上過失致傷罪。破棄無罪。【理由】現場の地形及び自動車の状況等から常識的に判断して、およそ時速30キロメートル未満程度まで減速して通過するのが自動車運転手としての業務上の注意義務に違わない措置であったと思料されるけれども、その程度の減速をしたとしても、本件衝突事故の発生を防ぎ得なかったことは、前記認定に係る本件における絹代の走り出た瞬間の相互の距離関係、被告人の自動車の制動距離及び制動動作までの自動車の空走距離等によって窺い得るところであり、少なくとも、その程度（30キロメートル）の減速があれば、本件事故を防止し得たことの証明はないから、被告人がその程度の減速をしなかったことに過失があるにしても、右過失と本件事故の発生との間の因果関係は証明がないものといわなければならない。

### 34. 大阪高判昭41. 2. 17下刑集8-2-242【京都十字路事件】

【事項】交差点における自動車と原付自転車の接触事故につき、自動車運転者の過失と結果との間の因果関係を否定した事例【事実】甲は自動車を運転し、左右の安全を確認することなく、かつ交差点の手前で何時でも停車しうる程度に減速徐行せず漫然時速20キロメートルのまま進行した。乙は、原付自転車を運転し時速35ないし40キロメートルで走行し、甲車が先に十字路に進入したのを発見しつつ自分の道路の幅員が広いので甲が一旦停止するであろうと軽信してそのまま進行し、甲車が十字路の中央辺まで進行してきた際初めて危険を感じてブレーキをかけ減速したが、道路が砂利道のためスリップして衝突転倒し傷害を負った。原審、甲に業務上過失致傷罪等。破棄、業務上過失致傷罪は不成立。【理由】被害者の義務違反が本件事故の決定的原因であって…被告人の不注意は単なる偶発的な要素であって事故発生に帰責すべき条件を形成したものは考えられず、…被告人の注意義務の懈怠と本件事故との間には因果関係の成立を認めがたい。

### 35. 大阪高判昭41. 6. 20判タ194-172【松岡組事務所事件】

【事項】暴行脅迫と被害者の逃避行為の介入【事実】暴力団事務所に入りするA及びBは、甲及びその内妻乙の態度に憤慨していたが、Aは春木競馬場において両名を見つけて「こっちへ来い」といいながら両名を自動車で松岡組事務所2階に連行し、BもAの知らせで同事務所にかけつけ、ここにA B両名は意思を通じ合ったうえ、事務所入口のドアを締め甲乙両名を長椅子に座らせ交々詰問中甲乙が謝るのに耳をかさず、Bが素足で甲の胸部を2回蹴り、顔面を1回蹴り、乙が反問したため下駄履きのまま乙の顔面を1回蹴り上げ、更にAが、居合わせた組員Cをして用意させた裁ち鉋を同女に示し「ただではすまん、女を丸坊主にしてやる」などと申し向け、甲

が「やめてくれ」というや素足で甲の顔面をめがけて蹴り上げたが甲が身をよけたため当たらなかった。ところが、乙が頭痛をを訴えたためBが階下へ降りていった。甲はさらに危害を加えられることを恐れ脱出して救いを求めようと、同事務所にひとりいたAの隙をみていきなり同所の窓を開け高さ3.3メートルの階下道路に飛び降りた。乙も同様危害を加えられることを恐れ、いきなり窓から飛び降りた（その際、ドアから状況を伺いに入ってきた組員Dが同女の後から着衣のコートを引っ張ったが、コートが破れそのまま落ちた。）。その結果、甲は前記暴行により加療約5日間を要する胸骨下部挫傷を、又乙は飛び降りた際の衝撃により加療約10日間の右肩甲部、右上腕部、右臀部大腿部、右踵骨部挫傷を負った。原審は傷害は飛び降りた際に生じたものとしてそれと暴行、脅迫との因果関係はないとして無罪とした。破棄、甲に対する傷害罪（殴打による傷害）。乙に対する暴行脅迫による傷害罪（飛び降りの際の傷害）。【理由】被告人らが被害者を拉致し不法監禁にも等しい状態において継続して暴行脅迫を加えた状況の下にあっては、被害者が自己の生命身体をその危害から守るため危険を顧みず脱出を図ることのあることは実験即当然予想される事柄であるから、たとえ被告人らにおいて不注意のため乙が窓から飛び降りることを予想しなかったとしても、…その暴行脅迫と傷害との間に相当因果関係があり、かつ、被告人らに脅迫だけではなく暴行の犯意が認められる本件においては傷害の結果について認識がなくとも同女の傷害につき刑責のあることはけだし当然である。

### 36. 東京高判昭41. 9. 22判夕200-167【練馬区交差点事件】

【事項】業務上過失と被害者の死亡との間に因果関係のあることは認められないが、傷害を負わせたことは認められるとした事例【事実】自動車運転の業務に従事するAは、昭和38年3月18日、普通乗用自動車運転中、一時停止せず時速30キロメートルで交差点に進入した過失により左側より進行してきた自動車と衝突した。その結果、乗客甲女（36歳）に対し加療約1ヶ月半の腰部打撲傷、左腿骨等骨折、それに基づく腎盂腎炎を発症し、入院加療したが同年5月31日、慢性心臓疾患及び敗血症等全身感染症により死亡した。又、乗客乙女38歳は加療約6ヶ月を要する全身打撲傷を負い、丙女42歳は加療約2週間を要する顔面打撲傷等、乗客丁男は加療約2週間を要する左肩関節部打撲傷等の傷害を負った。原判決、業務上過失致死傷罪。破棄、業務上過失致傷罪（観念的競合）。【理由】本件事故によって被害者甲が受けた腰部外傷と、死因と目すべき慢性心臓疾患、敗血症との間に因果関係の存在することを認めるに足るべき証拠は充分でない。

### 37. 徳島地判昭41. 12. 16下刑集8-12-1569【小鳴門橋事件】

【事項】被害者の突飛行為と因果関係【事実】Aは、深夜降雪中、時速50キロメートルで自動車運転中、橋梁上の公道の中央線付近にうずくまっていた飲酒酩酊者甲（30歳）を至近距離になるまで気づかず轢過した。甲は、頭蓋骨骨折、脳挫傷を負い、まもなく病院において死亡した。因果関係なく無罪。【理由】よもや「その障害物」が人間であるとは、被告人にかぎらず、予想もつかないことであり、かつ人間であるかもしれないという疑念すらも被告人に限らず持たないで

## 【資料】

あろう。…当時の日時、場所、天候の状況からすれば、本件被害者のような着衣と姿勢にあり、さらに橋梁上の公道の中央線付近に静止する飲酒酩酊者がいた以上、本件事故の発生は、被告人にとっては、進路の前方および左右に対する注視の態様がどうであったかにかかわらず、未然には防止できなかったものであろうと認めるのが相当であり…。その他、その過失を肯定するに足る証拠はない。

### 38. 東京高判昭42. 3. 7下刑集9-3-175【小田急線厚木事件】

【事項】強姦の実行行為（暴行）と被害者の死亡との間に相当因果関係を認めた事例【事実】A男（17歳）は甲女（15歳）を強いて姦淫しようとした。甲は、被告人の手を振り切るや、走って逃げ、農道上に達したが、勢いあまって石に足をとられ、農道を崖の方に踏みはずして真逆さまに崖ぞいに側溝へ転落し、コンクリートに頭部を強打して死亡した。強姦致死罪。棄却。【理由】以上の如き状況と経過に徴すれば、被害者が崖から転落して傷害を受け、そのため場合によっては死亡することが有り得ることは被告人の暴行から通常予測しうる範囲に属する。

### 39. 東京高判昭42. 8. 30判時508-74

【事項】監禁行為と傷害の間に因果関係を認めた事例【事実】A及びBは、バーで飲食後、同バーのホステス甲を騙して貨物自動車に乗せ降車要求を無視して時速約60キロメートルで走行した。甲は、徐行の際、路上に飛び降り既のまま駆け出し、国道を約80メートル引返したうえ斜めに国道を横断中、他の自動車に衝突し傷害を負った。監禁致傷罪共同正犯（221条220条1項60条）。

【理由】刑法221条の監禁致傷罪は、本件被害者の如く、監禁状態から完全に離脱すべく自ら逃走するに際して生じた場合にも成立する。

### 40. 東京高判昭42. 10. 28高刑集20-5-732【裏浜海岸事件】

【事項】喧嘩闘争中の相手方の過失死と因果関係【事実】Aは、Bと海岸波打際付近で取っ組み合いの喧嘩をし、次第に海の中に入って行き、海中で互いに殴り揉み合ううち、Bが知らず知らず深みに落ちて溺れ死んだ。Aも深みにはまり辛うじて溺死を免れた。1審、傷害致死罪（205条1項）、懲役3年。量刑破棄、懲役3年執行猶予3年。【判旨】喧嘩して海中でたがいに殴り揉み合ううち、相手方が知らず知らず深みに落ち溺れ死んだ場合には、闘争中の暴行（たがいに殴り揉み合うこと）と溺死との間に因果関係が認められ、傷害致死罪が成立する。なお、深みに落ちた時点以降にかぎっては期待可能性のない行為である。

### 41. 大阪地判昭43. 4. 26判タ225-237【大阪府営住宅事件】

【事項】プロパンガス放出と窒息死との間の因果関係（否定例）【事実】Aは、前途を悲観し、1歳1月の甲女を道連れに自殺を決意し、甲と添寝をしながら家庭用プロパンガスを放出せしめた。しばらくして甲は胃内容を逆流して誤嚥し、窒息死したのであるが、その死がプロパンガス放出行為によってもたらされたかどうかは不明である。殺人未遂罪。【理由】その動機、原因が結局は明らかにならなかったことに帰する。

**42. 大阪地判昭43. 8. 16判時537-88【高野堀運河事件】**

【事項】因果関係の錯誤；暴行昏倒後死亡したものと思ひ水中に投棄し溺死させた場合と因果関係（消極）【事実】Aは、公園で夕涼み中、酒気おびの甲からからまれ激昂して甲の頭部、顔面等を数回殴打して同人を仰向けに昏倒させ、甲が死亡したと思ひ犯跡隠蔽のため、約200メートル離れた橋上から水深4mの運河中に投棄した。その結果、甲は溺死した。傷害罪。【理由】本件程度の殴打行為により被害者が短時間の失神状態に陥ることは往々にしてあり得るけれども、これを殴打行為者又は第三者が、死亡したものと誤信し、右誤信にもとづき犯跡隠蔽もしくはその他の目的により死体遺棄の故意で水中に投棄することが社会通念上相当程度にあり得るものとは到底いえない。

**43. 水戸地判昭43. 9. 27判タ228-225**

【事項】被害者の疾病の存在と因果関係【事実】Aは、甲の眼瞼部を手拳で殴打したところ、甲は当時既に前、中（及び後）大脳動脈血栓症に罹患していて、数日後から頭痛、悪心等の症状を発生し、吐気を催し、徐々に意識障害があらわれ意識消失し、遂に死亡した。傷害致死罪。【理由】判示暴行と被害者の死の間には因果関係がある。

**44. 札幌地裁岩見沢支判昭43. 10. 7判タ235-225【芦別市道事件】**

【事項】暴行後家出中転倒負傷死した場合相当因果関係を否定した事例【事実】甲は、妻乙に腹を立て、口論の末、同女に対しその髪をつかんで引っ張り、顔面を数回平手打ちするなどしたところ、乙は寝巻姿のまま戸外に走り出し、甲はこれを怒鳴りつつ追いかけたところ、乙は、甲の前方約60メートルの地点で、道路に埋まっていた釘が飛び出た金槌に躓いて転倒し前方にあった石に頭部を打ち付け、近くの外科医院に赴き治療を受けているうちやがて意識不明の昏睡状態に陥り死亡した。暴行罪。【理由】暴行を受け終わった後に立腹のあまり家を出る場合には、比較的選択の余地のあるゆとりをもった行動ができる筈であって、ただちに傷害ないし死の危険まで予測されるということとはできない。…そして道路に釘が飛び出た金槌が埋まっておりその前方に石があったという事情も、そうしばしばあるとは思われぬし、広い道路上のその箇所を通過して転倒することも、また偶然というほかない。被告人の妻がこのような事態に遭遇することまで、暴行時に通常人の経験上当然に予測しえたと考えることは困難である。

**45. 仙台高判昭44. 2. 6月報1-2-67【相馬二重事故事件】**

【事項】過失行為と第三者の行為の介在と因果関係【事実】Aは、大型貨物自動車を運転中、過失により、自車の右側後部を前方のタクシーから降車し酒に酔い道路中央線付近に出て来た甲に接触させ甲を道路中央付近に失神転倒させてそのまま走り去った。被害者は、その後に現場を通りかかったB運転の車により轢過され死亡した。業務上過失致死罪（211条前段）。この点棄却。1審、禁錮8月。量刑破棄、禁錮8月執行猶予3年。【理由】そもそも被害者が被告人の自動車に接触して道路中央付近に失神転倒するに至った事実は、その直前における両者の位置関係に徴し

## 【資料】

て、何ら予想外のことでないというべきであるし、さらには、Bがそのような被害者の姿に気づかずにこれを轢過した事実も、…本件当時におけるかなり頻繁な車両の往来状況や折から暗夜で照明設備もない現場付近の甚だ困難な見通し状況等に徴すれば、一般的にありがちなこととして十分に予想しうる事態である。

### 46. 高崎簡判昭44. 2. 24月報1-2-160【安中市道事件】

【事項】「反則行為」（積載制限違反運転）と、自動2輪車との衝突事故の間に、因果関係が認められないとして、告知・通告手続を経ない公訴を棄却した事例【事実】Aは、積載違反車両を運転中、B運転の自動2輪車と衝突し、Bが死亡した。【理由】該衝突事故に対する被告人の業務上の過失の有無は別として、被告人の本件積載違反と該衝突事故との間には何等の因果関係もこれを認めることはできない。よって被告人は、道路交通法125条2項4号所定の反則行為をしょって交通事故を起こした者にも該当しない。

### 47. 長野簡判昭44. 5. 17月報1-5-532【須坂米持橋事件】

【事項】積雪が凍結している道路においてタイヤチェーンをとりつける等すべり止めの処置を講じないで自動車を運転したとの反則行為と、交通事故との間に因果関係が認められないとして告知・通告を経ない公訴を棄却した事例【理由】かりに被告人の車にタイヤチェーンが取り付けられていたため1メートル足らず早めに停止したとしても、本堂の車がそこまで滑走して衝突し交通事故が起きたであろうことが確実に推認される。該反則行為があってもなくても、該衝突事故は発生したであろうと認められ、両者の間には因果関係が存在しない。

### 48. 前橋地判昭44. 8. 21月報1-8-838【前橋市交差点事件】

【事項】反則行為（過積載、運行記録計不調整）と交通事故の間に因果関係が認められないとして、告知・通告手続を経ずに提起された公訴を棄却した事例【事実】Aは、過積載調整不良の大型貨物自動車を運転し、降雨中の国道17号線を進行中、交差点にさしかかったが漫然と時速約50キロメートルで進行を続けたところ、横断歩道の手前約26メートルで信号機の信号が青色から黄色に変わるのを認めて急ブレーキをかけたが車輪が滑走し、横断歩道の上に前部がかかって停止していた甲運転の普通貨物自動車後部に自車前部を衝突させ甲に傷害を負わせ、さらに横断中の通行人5名に衝突するなどし各傷害を負わせた。業務上過失傷害罪（観念的競合）。【理由】道路交通法125条2項4号に、「反則行為をし、よって交通事故を起した者」というのは、犯則行為と交通事故との間に因果関係の存する場合を指すと解すべきところ、本件事故の原因は交差点の手前において被告人が速度を落として進行すべき注意義務を怠った点にあると認められ、各違反は本件事故の直接の原因でない。

### 49. 東京高判昭44. 10. 30高刑集22-5-822【下妻水海道事件】

【事項】長期間入院加療と因果関係（消極例）【事実】Aは、運転免許は受けていないまま自動車運転の業務に従事していたが、酒気帯びで軽貨物自動車を運転中、過失によって自車を通行人

甲64歳に衝突させ、甲に右大腿骨骨折、頭部挫創の怪我を負わせた。甲は入院中併発した褥瘡が悪化して、一時退院自宅療養したが、受傷後8カ月以上たって全身衰弱、肺浮腫、心不全により死亡するに至った。1審、業務上過失致死罪、道路交通法違反罪（併合罪）。破棄、業務上過失致傷罪、道交法違反罪併合罪（211条前段道交法各条、45条）。【判旨】判示のような特殊事情があるときには、被告人の右過失と被害者の死の結果との間に刑法上の因果関係を認めることはできない。【理由】加害行為から死亡の結果が発生することが、経験則上一般的にあって普通生ずるものと認められる関係にあることを要する。本件における具体的事情の下において、褥瘡がひどくなり肺浮腫、心機能障害をきたしてその結果死亡に至ることが、経験上一般に普通発生するもの…（とはいえない）。

50. 東京高判昭45. 5. 11判時613-98

【事項】交通事故に起因する肺栓塞と死亡との間の因果関係【事実】Aは、業務上の過失により交通事故を起こし、被害者甲55歳に全身打撲、骨折等の傷害を負わせた。甲は、入院し、一時快方に向かい3カ月程で退院できる見込みであったのに事故後1週間目頃から容態が急変し肺栓塞により死亡した。業務上過失致死罪等。棄却。【判旨】右のような前提条件を考慮に入れるかぎり、肺栓塞と死の結果との間には経験上相当な関係すなわち刑法上の因果関係があると解するのが相当である。【理由】刑法上の因果関係の有無は客観的な問題であって、第三者的な立場に立って科学的にこれを判断すべき。

51. 東京地判昭45. 10. 22判夕255-219

【事項】強姦後の逃避行為と傷害結果との関係【事実】Aは、集合住宅の甲女方に侵入し、同女を強いて姦淫したが、2回目の強姦行為を行いその際左乳房に吸引皮下出血を生じさせ、その終了した約30分後、Aが被害者方台所にあった包丁を同女の腕に当てた直後、甲はその場を逃れるために入り口ドアから逃げ出し、階段をかけ降りた際、自ら右階段に打ちつけるなどして右下肢前面、左足関節部に線状擦過傷を負った。強姦致傷罪（この傷害はキスマークによるもの）。【判旨】該場合における受傷（線状擦過傷）は、強姦致傷罪における傷害にあたらぬ。【理由】該傷害は、被告人の2回目の姦淫行為が終了してから約30分を経過し、被告人がさらに姦淫行為に及ぶ気配がなくなった段階で生じたものと認められる。

52. 名古屋高判昭46. 8. 10下刑集13-1058【名古屋商大部員勧誘事件】

【事項】特異体質等の存在；血友病患者の失血死【事実】大学生Aは、新入部員勧誘中同じ勧誘員甲と口論を生じ憤慨したAは甲の下腹部を蹴り頭部を殴打した。甲は血友病にかかっており、且つ受傷後の処置が適切でなかった為、革靴で蹴られた下腹部及び拳で突かれた頸部の各皮下筋肉内血管の破綻により出血死した。原審、傷害罪。破棄、傷害致死罪、懲役1年猶予2年。【判旨】致死の原因である暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一かつ直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に特異の病質があったため、これと相俟って死亡の結果を生

## 【資料】

じた場合には、右暴行による致死の罪の成立を妨げない。

### 53. 高松高判昭47. 5. 23月報4-5-940

【事項】他人の過失ある行為の介入と因果関係の存在【事実】Aは酒気を帯びて貨物自動車を運転走行中、業務上の過失により自動二輪運転中の甲に衝突し、道路南側の畑地に転落させ、半身打撲傷、頸部捻挫、全身挫傷等の傷害を負わせた。甲は直ちに病院に入院し医師の治療をうけ、全治約3月の傷害と診断されたが、その後該外傷により破傷風にかかり、本件事故後17日目に「声門けいれん」を起こして窒息死した。業務上過失致死罪等。この点棄却。【理由】医師の処置につき医療上の過誤があるのではないかとの疑があり、医師の処置いかんによっては、本件甲の死の結果は避けられたかもしれないということは考えられるが、それは医師が前記因果関係の進展を有効に阻止しなかったことを疑わせるにすぎず、医師がその過失により積極的に別途の死因を与えたものでもないので、かかる事情の存在は、未だ被告人の本件過失行為と甲の死亡の結果との間の因果関係を否定せず…。

### 54. 大阪高判昭47. 9. 28判タ283-241【国道8号線喜楽食堂事件】

【事項】犯人車両の故障と追突結果、因果経過【事実】甲は、大型貨物自動車を運転走行中、居眠り状態での運転という過失によりA運転の貨物自動車に追突し、Aに頸椎捻挫等の傷害を負わせ、この最初の追突事故により車両のブレーキ系統がすべて故障し、約630メートルも暴走して、B運転の自動車に追突し、B車を斜め方向に逸走させ、歩行中のCをはね飛ばさせ、さらに食堂内に突入させ、同店内にいたD、Eの両名を負傷させるなどした（1名死亡10名負傷）。因果関係肯定、業務上過失致死傷罪等。この点棄却。【理由】事故の衝撃により、車両を停止させる装置のすべてが損傷したことは、必ずしも希有の事例ではなく、通常予想しうところである。そして、衝突による衝撃により車両が損傷し、制御不能の状態になるなどして車両が暴走し、第二、第三の事故の発生をみる場合のまま存することは、多数の車両の通行する今日の道路状況に照らすと、優にこれを認めうる。

### 55. 広島地判昭47. 12. 20月報4-12-1995【金静丸事件】

【事項】被害者の行為の介入【事実】Aは、遠洋船上で甲に対し暴行を加えたところ、被害者甲は、Aの攻撃から逃れるため船体にぶら下り、追い詰められた甲はその後転落した。死体は発見されなかった。傷害致死罪。【判旨】該暴行行為（追跡行為を含む）と転落との間には法律上の因果関係が認めらる。

### 56. 広島高裁岡山支判昭48. 7. 31判タ300-375

【事項】被害者の本態性高血圧症亢進の傷害と本件事故との間に因果関係を認め難いとした事例【事実】Aが車を通例の方法によって後退させている際、徐行義務に違反して進行したB車がこれと衝突した。Bは一過性血圧亢進を生じた。原審、業務上過失致傷罪。破棄無罪。【理由】本件事故の原因は、被害者の徐行義務違反にある。…いわゆる一過性血圧亢進のごときは、業務上



過失傷害罪の予想する傷害には当たらないというべく、かりに該傷害に当たるとしても、血圧亢進と本件事故との間に因果関係は存しない。すなわち、被害者は本件事故前から高血圧症の治療を受けていたものであるが、その血圧亢進が本件事故によるものか、薬の効果が減少したことによるものか明らかでない。

57. 札幌高判昭49. 2. 12月報6-2-113

【事項】因果経過の通常性；交通事故受傷後約40日後死亡例と因果関係【事実】7月26日、Aは車を運転中交差点において過失により自車を甲と衝突させた。甲は約6m以上跳ね飛ばされて路上に転倒し胸部打撲肋骨鎖骨大腿骨骨折の傷害を負い動かなくなった。甲は入院後意識混濁を生じ、3日後下血、全身状態悪化、9月3日胃の摘出手術、同月7日全身衰弱のため急性肺炎を併発し同月10日死亡した。原審は相当因果関係を否定した。破棄、業務上過失致死罪。【判旨】被害者が右の程度の衝突事故に基づく傷害から直接に、または何らかの余病を併発して死亡するに至ることは社会経験上決して稀有のことではなく、一般人において通常予見しうるところである。

58. 福岡高裁那覇支判昭49. 4. 24月報6-4-372【那覇海浜事件】

【事項】被害者の行為の介在と因果関係【事実】甲女は、A男ら3名から姦淫目的の暴行を受けた後、一旦抵抗をやめてAらの要求に応ずるような態度に出た後、Aらが手を離すなどした際に、強いて姦淫される危険を避けるため、いきなり海の方に向かって逃げ出して海中に入り溺死した。強姦致死罪。棄却。【理由】強姦行為は継続していた。

59. 大阪地判昭49. 5. 8判時781-121

【事項】証明不十分；被告人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係の証明が十分でないと言われた事例【事実】Aは、スナックで飲酒中甲（57歳）と口論となり甲の顔面を手甲で殴打し、指を噛み、床に押し付けるなどした。甲は指皮下出血等の傷害を負い、4日後自宅において脳機能障害により死亡した。傷害罪。【理由】その死因については精神興奮などによって以前から生じていた動脈瘤が破裂したと考える余地があり、右出血の時期及び原因の何れからしても、甲の脳クモ膜下出血が被告人の暴行によるものとするには未だ合理的な疑を完全にぬぐい去ることはできない。

60. 京都地判昭51. 5. 21判時823-110

【事項】被害者の行為の介在【事実】甲女は、A男から欺かれてモーテルに連れ込まれて暴行脅迫を受け、強いて姦淫される危険を避けるため、窓から路上に飛び降りて逃走した際骨折等の傷害を負った。強姦致傷罪。【判旨】該場合、被告人の暴行と被害者の負傷との間には因果関係が認められる。【理由】被告人がさらに暴行脅迫を行う可能性が極めて高度な本件において、被害者がこれを避けるためには浴室の窓から脱出する以外に適切な方法はないものと考えられ、しかも脱出行為は前記暴行、脅迫による畏怖状態が継続している間になされたものと認められる。

【資料】

61. 東京高判昭51. 6. 14月報8-6=7=8-327

【事項】回避可能性と因果関係【事実】渋滞道路における右折車の運転者Aは、対向直進車に対する注意義務を懈怠し同車と衝突事故を起こし傷害結果を生じた。無罪。棄却。【理由】被告人車の前部右角の部分が道路の中心線に到達し対向車線に入ろうとする時点において改めて対向車線を注視し、対向直進車両の有無及びその安全を確認したとしても、相手車を発見することができない場合もありうることになるから、本件事故と被告人の前記対向直進車両の有無及びその安全の確認についての注意義務の懈怠との間に因果関係があることが必ずしも明らかであるといふことができない。

62. 釧路地判昭52. 2. 28月報9-1=2-82

【事項】証拠欠如；開腹手術に際し体内に鉗子を置き忘れたことと被害者の死因（膵臓壊死）との間に因果関係が認められないとされた事例【事実】医師Aらは、昭和44年8月15日、甲52歳に対し食道下部手術を実施したが、その際、不注意により鉗子1丁を腹腔内に遺留した。甲は翌年2月8日、急性膵臓炎（膵臓壊死）を惹起し死亡した。無罪。【理由】本件鉗子が、甲の腹部内において膵臓を刺激し得る位置関係にあったとする証拠はない。

63. 大阪高判昭52. 11. 22月報9-11=12-806

【事項】第三者の行為の介在と因果関係【事実】Aは自動車を運転走行中、過失により道路を歩行横断中の甲と衝突して路上に失神転倒させ、被害者をそのまま放置して走り去った。甲はその後通行してきた乙運転の自動車により轢過され死亡した。原審、予見可能性なしとして因果関係を否定、業務上過失致傷罪等。破棄、業務上過失致死罪等。【理由】かかる事故発生は一般的にあり勝ちなこととして容易に予想しうる事態であるから、被告人の過失ある運転行為と甲の死亡との間には相当因果関係がある。

64. 東京高判昭54. 2. 8月報11-1=2-28【深谷市交差点事件】

【事項】因果経過の相当性；相当因果関係なしとした原判決を破棄し、相当因果関係説でも因果関係ありとした事例【事実】Aは普通貨物自動車を運転中、前方不注視の過失により自車を甲73歳に衝突させ、甲に脳挫傷等の重症を負わせ、長期間の入院治療を余儀なくさせた。甲は、肺結核病巣を有していたため全身衰弱をきたし、その結果、沈静化していた肺結核症が再燃進展して、受傷後8カ月にて死亡した。業務上過失致傷罪。破棄、業務上過失致死罪。【理由】被告人の過失行為がなかったならば、被害者の死の結果も発生しなかったという関係が認められるばかりでなく、本件のような自動車の衝突事故による傷害によって、被害者が直接または余病を併発して死亡するであろうことは、社会経験上希有のことではなく、一般人においてこれを予見することも十分可能であるといわなければならないところ、原判決のいう相当因果関係説によっても行為と該結果との間に因果関係があるというためには、個々の具体的経過事実についてまで予見しうることは必要ではなく、社会通念上通常予想しうる程度の関係があれば足りるとすべきものである。

65. 東京高判昭55. 10. 7月報12-10-1101【清和マンション事件】

【事項】被害者の行為の介在【事実】Aは、11時過ぎ頃自室押入内に潜んでいた甲をBらと協力して窃盗の現行犯人として逮捕したが、自分らの売春防止法違反等の発覚を恐れるとともに前回の窃盗の被害を追及弁償させるべく、マンション3階の同部屋に監禁することにしたところ、翌朝、甲は生命の危険を覚えたことなどから、拘束による恐怖等により窓から飛び降りて死亡した。監禁致死罪。棄却。【理由】該監禁と同人の死の結果との間に因果関係の存することは明白である。

66. 札幌地判昭55. 10. 31判時1009-143【白石区独身寮事件】

【事項】犯人自身の行為の介在【事実】Aは、ガス自殺しようとしてガスを室内に充満させていたところへ同僚が来たため、衣服を着用したところ、その静電気の火花によりガスに引火爆発させ、右同僚に傷害を負わせた。相当因果関係を認めて瓦斯等漏出致傷罪の成立を認めた。【理由】これが何らかの原因により引火爆発する高度の蓋然性を有し、このことは容易に予見することが可能であった。

67. 大阪地判昭55. 12. 23月報12-12-1274【パブ白い家事件】

【事項】因果経過の通常性【事実】土工Aは、友人Bら3名と共に飲食店で飲酒中、客甲ら2名と争いを生じ、甲がBにしつこくからんだため、Aは立腹し、ウイスキーの瓶を手にしてその先端を割るため椅子に叩きつけたところ、甲の友人乙からウイスキーの瓶で頭部を殴打されたため激昂し、同店調理場から包丁1本を掴んで引き返したうえ、甲のそばに近づくや同人が乙であると思ひ込み、場合によれば死ぬかも知れないことを認識しながらあえて甲の左脇腹付近を包丁で刺し、間違いに気づき更に同じく乙の胸部を突き刺した。甲は加療約10日の傷害を負うに止まったが、乙は、入院加療中、輸血後肝炎に起因する硬脳膜下出血により受傷後75日して死亡した。殺人未遂罪、殺人罪（併合罪）。【判旨】該場合には因果関係が認められる。【理由】輸血は治療上不可欠であったこと、現在の医療水準では輸血後肝炎が避けられないことがあることは経験則上肯認しうることなど、死は創傷に起因しその治療上通常経過をたどって惹起されたもの。

68. 名古屋地判昭56. 6. 30月報13-6-7-467【桜ビル事件】

【事項】第三者の行為の介在【事実】A女は、自殺の目的で居室を密閉し都市ガスを室内に放出させた。ガスの漏出に気付いた者の通報により駆けつけた甲巡査らが室内に昏倒していたAを救出する作業に従事するに至った際、甲が蛍光灯の紐を引っ張ったところ電気火花で都市ガスに引火、爆発した。その結果、甲、乙巡査部長、丙、及び丁らが傷害を負った。【判旨】該場合には、被告人の行為と、同人の救出に当たった警察官の過失により生じたガス爆発に基づく傷害との間に、法律上の因果関係がある。各瓦斯等漏出致傷罪（観念的競合）。

69. 仙台地判昭56. 7. 2判タ469-161【さつまあげ事件差戻審】

【事項】サルモネラ菌を含有する「さつまあげ」により発生した中毒事件について、疫学的立証

## 【資料】

を認め、状況証拠による推認によって有罪を認定した事例。業務上過失致死傷罪。【理由】被害者らが摂取したさつまあげは、被告人方工場内の製造工程において、成型されるすり身を作る段階でその原料が当時工場内を徘徊していた鼠の糞尿中に含まれていたサルモネラ菌に汚染され、…製品化されて包装・出荷され、以後被害者に摂取されるまでの間、激しい増殖を繰り返した菌により高濃度に汚染されたうえ、本件の大量のサルモネラ菌による食中毒を発生させるに至ったものである。

### 70. 東京高判昭56. 7. 27月報13-6=7-453【不適合輸血事件】

【事項】第三者の行為の介在と因果関係【事実】甲は、大型貨物自動車を運転中前方不注視の過失により自車を乙運転の自動車と衝突させ、血液型O型の乙に腎臓破裂等の傷害を負わせ、又、丙に加療約1ヶ月の傷害を負わせた。乙は、入院中、医師により入院当日から5日間に合計2400ミリリットルのA型血液の輸血を受けた。乙は結局、事故によって生じた急性腎機能不全が不適合輸血に基づく血管内溶血反応と腎破裂を含むこれに伴うショックに競合して尿毒症により死亡した。【判旨】該場合交通事故における被告人の過失行為と被害者の死亡との間には刑法上の因果関係がある。業務上過失致死傷罪（観念的競合）。この点棄却。【理由】孰れの場合にもこの外傷が同人の死亡の少なくとも1原因をなしていることは確実であるといわなければならない。ところで、刑法上過失の行為と他人の死亡との間に因果関係があるというためには、過失と結果との間に経験則上通常予想し得る範囲内でのいわゆる条件関係があることをもって足り、当該過失が、結果発生の唯一または直接の原因であることを要するものではなく、他の要因と相まって結果を生じさせた場合をも包含すると解するのが相当である。

### 71. 大阪地判昭59. 1. 19判タ524-270【千日前事件】

【事項】特異体質の存在と因果関係【事実】1月6日大阪千日前において、A、Bは共謀の上、甲に対し、こもごもその顔面、頭部等を殴打、足蹴りにし、その頭部外傷、顔面及び全身打撲の傷害を負わせた。甲は、入院加療中の2月20日、田川市の病院において慢性硬膜下血腫に基づく脳ヘルニアにより死亡した。なお、被害者には特異病質があってそれが硬膜下出血を容易にしその吸収を困難なものにした可能性があった。傷害致死罪。【判旨】該場合、被害者に特異病質（シェーンライン・ヘノッホ症候群）があったとしても被告人らの暴行と被害者の死との間に因果関係がある。【理由】被告人両名の暴行は、丙の死亡に対し唯一の原因ではないとしても致死の原因である暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一かつ直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に特異の病質があったため、これと相まって死亡の結果を生じた場合には、該暴行による致死の罪の成立を妨げない。

### 72. 東京高判昭59. 7. 31判時1137-154【国道14号幕張事件】

【事項】被害者の行為の介在【事実】Aは、大型の自動2輪車を運転して国道を走行中、進路の安全確認を怠った過失により国道路を横断中の歩行者甲60歳の発見が遅れ、これと衝突しそうな

距離を通過した。甲は、これを認め、あわてて左斜め方向に走って衝突を回避しようとしたが、A車をかかわした直後にサンダル履きの足を滑らせて後方にもんどり打つようにして転倒し、左後頭部を路面に強打して死亡した。原審は被告人の不注意な運転行為及びこれを避けようとした被害者の転倒（死）との間の因果関係を否定し無罪とした。破棄、業務上過失致死罪。【理由】その転倒は、被告人の過失行為に起因するものというほかはない。

73. 大阪高判昭60. 12. 12月報17-12-1200【大津市交差点事件】

【事項】回避可能性と因果関係【事実】Aは、普通乗用自動車を運転し交通整理の行われていない交差点を直進するに際し、徐行義務違反等の過失により左方面から走行してきた甲運転の自動二輪車と衝突した。甲は転倒し傷害を負った。業務上過失致傷罪。破棄無罪。【理由】発見と同時に被告人が急制動の措置をとっても、被告人が原判示注意義務（但し、一時停止義務を除く。）を果たしていたとしても、被害車両との接触、衝突は避けられなかったのではないかと疑いを払拭し得ない。…本件は専らそのように見通しが悪く、交通整理の行われていない交差点を時速35キロメートルもの高速度で進行して通過しようとした被害者側の過失によるものと評して妨げない。

74. 宇都宮地判昭61. 3. 20月報18-3-196【宇都宮病院事件】

【事項】特殊病質等の存在と因果関係；暴行の被害者である精神病院入院患者の死因につき向精神薬の副作用等による可能性が払拭できないとの主張が排斥され、被告人らの暴行と被害者の死亡との間に因果関係があるとされた事例【事実】Aは、病院の看護人として、措置入院した入院患者甲らの夕食中の監視をしていたところ、甲の態度に憤激し、同じく看護人Bらと共に、甲に対し執拗な暴行を加えた。甲は、そのため背部及び腰部等に多数の打撲傷、筋肉挫滅等の傷害を負い、まもなく外傷性ショックにより死亡した。傷害致死罪。なお、甲の健康状態は、向精神薬の長期に亘る大量投与により、肝障害、血圧下降、皮膚炎等の身体全体にわたる広範囲な副作用によって侵されていて、これらの副作用を押さえるために血圧上昇剤を投与しなければ正常な心肺機能を維持できない状態にあった。【理由】甲の服用していたこれらの薬剤は常用量の範囲内であったと認められ、これらの向精神薬や抗てんかん薬の副作用も、死に直結するようなものではな…い。

75. 神戸簡判昭62. 1. 22判夕631-242

【事項】鞭打ち症等の証明が十分でないとして業務上過失傷害罪の成立が否定された事例

76. 大阪高判昭63. 2. 4高刑集41-1-23【安積造船事件】

【事項】引火爆発事故における過失競合と因果関係【事実】原審、重過失致死傷罪。破棄無罪。

【判旨】①ある者の先行する過失に他の者の過失が加わることによって結果が発生し、しかも事後の過失が存在することによって始めて結果が発生した場合においては、事後の過失が先行する過失の影響を受けることなく犯され、しかも事後の過失が結果発生を決定的に左右するものであ

## 【資料】

ときには、先行する過失と結果との因果関係は否定される。②船舶改装のための溶断・溶接工事と塗装工事が同時並行して行われたため発生した引火爆発事故に関し、両工事を各別の業者に注文した注文者に両工事が同時並行して行われることを業者に連絡しなかった過失があるものの、現場作業員らにも工事を並行して行うことを中止するなどの義務を怠った過失がある本件においては、注文者の過失と爆発事故発生との間の因果関係は否定される。

### 77. 東京高判昭63. 5. 31判時1277-166

【事項】過失行為後の故意行為の介在【事実】Aは、自動車を発進させる際、過失により、酩酊状態で寝ころんでいた甲を巻き込んだが、違和感を感じたまま1.8キロメートルの地点で下車し、甲が車体下に引っかかっていることを発見したが、そのまま発進して約300メートル走行して歩道縁石で甲を振り落として逃走した。その結果、甲は死亡した。なお、死因となった負傷がいずれの行為によるものか不明であった。原審、業務上過失致死罪、道交法違反（救護・報告義務違反）罪。破棄、業務上過失致傷罪と傷害罪の併合罪等。【判旨】被告人の最初の発進時からバス停留所到達時までの間の行為は、業務上過失傷害罪を、同所の発進時から振り落とし行為終了時までの間の行為は傷害罪をそれぞれ構成し、両罪は併合罪の関係にある。

### 78. 東京地判昭63. 8. 19判時1289-159【糀谷交差点事件】

【事項】特殊体質、余病の存在と因果関係；【事実】自動車運転者Aは、3月16日、前方不注意の過失により道路を横断歩行中の甲女68歳に気付かず同女に自車を衝突させ転倒させ、顔面挫傷及び右腕骨折の傷害を負わせた。甲はその際の傷害及びこれに伴う手術による侵襲が誘因となって、非乏尿性腎不全から乏尿性腎不全、さらに肺水腫に至った上で同月30日病院において死亡した。なお、甲は本態性高血圧があり腎予備力の低下があった。業務上過失致死罪。【理由】本件交通事故による受傷又はこれに伴う手術そのものは、それだけでは通常致死の結果に至らない程度のものであったが、たまたま、Aが長年の本態性高血圧症及びその年齢からして、腎予備力が低下していて、腎不全に移行する準備段階にあったところ、本件交通事故による受傷及び手術による侵襲が誘因となって、肺水腫に至って死亡したものであって、その因果の過程は、社会経験上通常あり得べきことの範囲内の関係にあり、異常あるいは極めて偶然的なものではない。

### 79. 水戸地裁土浦支判昭63. 12. 13判時1304-151【桜川事件】

【事項】被害者の行為の介在【事実】深夜喫茶店支配人Aは、11月2日午前8時頃、無銭飲食をした上、喧嘩をしかけてくる甲29歳の態度に憤慨し、河川敷において同人と対峙し、甲の顔面を殴打し、腹部等を蹴りつけ、川中に突き落とし、蹴ったり棒で水面を叩いたりして向こう岸に追い立てた。甲はやむなく水深2メートル余川幅約80メートルの川を渡り始め、途中嘔吐し嘔吐物を気管内等に吸引し窒息死した。傷害致死罪。

### 80. 岡山地判平元. 3. 9判時1312-12【三菱石油重油流出事件】

【事項】因果関係の証明欠如；海岸に隣接する製油所の重油タンクが破断し大量の重油が海上に

流出した事故について、タンク付属の直立階段設置の際の基礎工事と事故との間の因果関係が認められないとして、同工事に関与した企業及び工事担当者らに無罪（過失往来危険罪等）が言い渡された事例（確定）【理由】この種の特殊過失事件においても、事故原因について合理的疑いを容れない程度の証明が必要であり、右証明が科学的経験則に裏付けられていることを要する。

81. 東京地裁八王子支判平元. 12. 21判タ727-236【調布市道事件】

【事項】幅寄せ過失と二重衝突事故死との因果関係（積極）【事実】Aは普通貨物自動車を運転中、割り込まれたことに対するいやがらせのため執拗に甲車に幅寄せをする中に、これを振り切って逃れたいという気持ちにかられて増速し右へハンドルを切った甲車両と軽く接触した。Aは、狼狽して急転把したところ、自車を後続の乙運転の自動2輪車に衝突させた。乙は対向車線にはねとばされて対向車に衝突して死亡した。業務上過失致死罪。【理由】Aは、幅寄せを差し控えるべき業務上の注意義務を負うものであって、また、甲車の客観的には危険な増速右転把も被告人の該注意義務違反によって当然に誘発された逃げたいの一心から行われたものと認められる。

82. 東京地判平8. 8. 20判時1621-155

【事項】立証欠如【事実】Aは、酒に酔って執拗に絡む実父甲を殴打して転倒させるなどの暴行を加え前頭部挫裂創及び後頭部挫創の傷害を負わせた。甲は病院で治療を受け特段の異状もなく、午前3時過ぎころAと共に帰宅したが、甲は玄関土間で寝込んでしまった。午前5時20分ころ、近隣者が同所で倒れている甲を発見し警察に通報した。警察官が臨場したときには甲の意識及び脈はなく、午前7時ころ臨場した救急隊員が甲の死亡を確認した。傷害致死罪（当初は尊属傷害致死罪）で起訴された。傷害罪。【理由】甲は、治療が終わり自宅に戻った後も、会話できる状態にあり、呼吸困難の症状は現れていないことが認められる。したがって、同病院での診察時及び帰宅後の甲の状態からすれば、胸背部の創傷が、同病院で診察を受けた時点で既に生じていたとは認められない。

83. 大阪地判平8. 10. 11判タ979-248

【事項】第三者、被害者の行為の介在【事実】土木作業員Aは、9月11日午前3時50分ころ仲間の甲らと飲酒した帰り道で、甲の態度に憤慨し甲を転倒させ、その腹部を右足で3、4回強く踏み付けるなどした。その結果、甲は外傷性小腸穿孔等の傷害を負い、入院したが、同月13日午前8時頃同病院において汎発性腹膜炎により死亡した。なお、甲の治療に当たった医師の措置に適切さを欠く点がみられ、また、甲自身の医師に対する態度にも非協力的な点があり、それらもまた甲の死亡という結果の発生を促進し、あるいはその一因をなした可能性があった。傷害致死罪。

【判旨】そのような事情があったとしても該場合、被告人の暴行による傷害と被害者死亡との間には因果関係がある。【理由】被告人の暴行（転倒させ腹部を3、4回強く踏み付けるなど）によって生じた傷害自体が被害者の（汎発性腹膜炎による）死亡という結果を惹起する程度の危険性を具有していたものである。

【資料】

84. 高松高判平8. 10. 15判時1600－154

【事項】立証欠如；被告人が大型貨物自動車を運転中、業務上の過失により、自車を同一方向に走行中の大型貨物自動車に追突させて同車を道路脇の支柱等に激突させた上、進路上に滑走してきた同車に対し更に自車を衝突させ、その間の衝撃によって転落した相手方車両の運転者を轢過して死亡するに至らしめたとの事実を認定して有罪を言い渡した原判決に対し、衝突と被害者の死亡との間には因果関係を肯定するに足りる証拠がないとして、これを破棄し、無罪を言い渡した事例【理由】右衝突がその後のA車のガードロープ支柱等への激突等の原因となったことについてはその証明が十分であるとはいえず、Aが第二次衝突前までにそれまでの同車のガードロープ支柱等への激突等により既に死亡していた可能性も否定できない。

85. 大阪高判平9. 10. 16判時1634－152

【事項】第三者の行為の介在【事実】Aは、警察に対する不満を晴らすため、仮交番（現住建造物）から約12メートル程度の至近距離でガソリン入りポリタンクを倒し、同交番に向けてガソリンを流出させ路上に流出させたガソリンに点火して仮交番の床板等約3平方メートルを焼いた。ところが、火災現場に駆けつけた消防士が消火活動に際し、放置されていたポリタンクを蹴飛ばした直後、それまでの消火活動で一旦は下火になっていた炎が再び高く上がった。【判旨】該事実があっても、放火行為と該焼損との間の因果関係を肯定することができる。現住建造物放火罪。

【理由】被告人は交番焼損の結果が発生するに足りる状態を自ら作出したものであるのみならず、消防士の該行為は、消火活動の過程において行われたもので、もとより火災を拡大させようとい意図したのではなく、たとえ過失があったとしても、本件のような消火活動の不幸際によって迅速な消火がなされず、場合によっては一時的に火災が拡大するようなことも通常予測しえられるところである。

86. 札幌地判平12. 1. 27判タ1058－283【札幌市公団住宅事件】

【事項】特異体質の存在及び第三者の行為の介在【事実】Aは、高圧的な夫甲に不満を抱きBらと共に甲を傷害することを共謀し、1月9日、Aら5名は、こもごも甲の頭部、顔面等を多数回手拳で殴打したり足蹴にするなどした。その結果、甲は、頭蓋側頭骨骨折、急性硬膜外血腫及び脳挫傷等の傷害を負い、入院療養したが、同年2月8日、該傷害に起因するストレス性胃内損傷に基づく胃内出血による出血性ショックにより死亡した。なお、被害者には体質の特異性があり、又、最善の治療を受けていれば死亡の結果が発生しなかった可能性があった。傷害致死罪。【判旨】それらの事情があったとしても、これらは被告人らの傷害行為とあいまって被害者の死亡の結果発生を助長させた事情にすぎないから、被告人らの傷害行為と被害者の死亡の結果との間の刑法上の因果関係が否定されることはない。【理由】該合併はが医学上通常起こりうるものであり、かつ当初の傷害は死亡の危険性が高いものであった。



87. 札幌地判15. 11. 27判タ1159-292

【事項】回避可能性と因果関係；保護責任者遺棄罪の成立は肯定されたが，被害者死亡との間の因果関係が否定され，同致死罪の成立は認められなかった事例（遺棄罪参照）

88. 東京高判16. 12. 1判時1920-154【国道4号バイパス猿島事件】

【事項】被害者の行為の介在【事実】Aらは，甲運転の被害車両にカーブで幅寄せされたとして立腹し，約3キロメートルにわたって危険な幅寄せ，進路妨害を繰り返し，強引に甲車を停止させ，約10分間にわたり甲車を足蹴りするなどの行為を継続した。甲は隙を見て車から出て逃走し，見通しのきかない場所を疾走し同所から約276メートル離れた場所にあった段差に躓き欄干を飛び越え11メートル余下の地面に転落し死亡した。傷害致死罪，器物損壊罪。【判旨】車両による追跡行為等は身体や車両に直接接触しなくても暴行にあたり，被害者が更なる暴行から免れるため車外に出て逃走中に転落死した場合，暴行と死亡との因果関係が認められる。

89. 大阪地判17. 10. 26公刊物未登載

【事項】監禁と死亡との因果関係が否定された事例【事実】Aは，友人女性Bと共謀し，小学生である実子甲を約1年7ヶ月の間監禁し続け，その間に十分な食事も与えなくなり，甲が次第にやせ衰えていったのに，医師の診察を受けさせることもせず，生存に必要な保護を怠り続けて死亡させた。保護責任者遺棄致死罪，監禁罪。【理由】被害者の死亡という結果は直接的には被告人兩名の遺棄行為によるものであり，且つ，専らそのことによるものといってよい。この反面として，監禁行為と被害者の死亡の間には刑法上の因果関係は認められない。